

古平町地域防災計画

(資料編)

令和6年3月
古平町防災会議

〔目 次〕

資 料 編

〔 防 災 組 織 〕	1
○ 資料 1 関係機関等の連絡先	1
○ 資料 2 災害対策本部掲示板	4
○ 資料 3 腕 章	4
○ 資料 4 標 旗	4
○ 資料 5 集落人口、世帯数、災害時援護者数	5
〔 消 防 〕	6
○ 資料 6 消防組織	6
○ 資料 7 消防施設の現況	6
〔 災害履歴・震度階級等 〕	7
○ 資料 8 過去の災害の記録	7
○ 資料 9 警報・注意報発表基準一覧表	10
○ 資料 10 気象庁震度階級関連解説表	11
〔 災害危険箇所 〕	15
○ 資料 11 重要水防区域	15
○ 資料 12 重要水防区域図	15
○ 資料 13 急傾斜地崩壊危険箇所	16
○ 資料 14 急傾斜地崩壊危険箇所位置図	17
○ 資料 15 土砂流危険溪流	18
○ 資料 16 土砂流危険溪流図	18
○ 資料 17 地滑り危険箇所	19
○ 資料 18 地滑り危険箇所図	19
○ 資料 19 急傾斜地崩壊危険区域	20
○ 資料 20 急傾斜地崩壊危険区域図	20
○ 資料 21 地滑り危険地区	21
○ 資料 22 山地災害危険地区	22
○ 資料 23 山地災害危険地区図	24
○ 資料 24 砂防施設	25
○ 資料 25 地滑り防止施設	25
○ 資料 26 急傾斜地崩壊防止施設	25
○ 資料 27 雪崩対策施設	25
○ 資料 28 危険物所在一覧	26
○ 資料 29 高波、高潮等危険区域	27
○ 資料 30 古平川浸水想定区域	28
〔 物資・資機材 〕	29
○ 資料 31 集積拠点の指定	29
〔 避 難 場 所 〕	30
○ 資料 32 指定緊急避難場所	30
32-1 指定緊急避難場所（建築物）	30
32-2 指定緊急避難場所（屋外）	31
○ 資料 33 指定避難所	32

○ 資料 34 福祉避難所	32
○ 資料 35 地域津波避難計画で指定された地域津波緊急避難場所	33
[通信・輸送]	34
○ 資料 36 緊急通行車両確認証明書	34
○ 資料 37 緊急通行車両標章	34
○ 資料 38 ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領	35
[応 急 ・ 復 旧]	37
○ 資料 39 「被災者生活再建支援法」に基づく支援（被災者生活再建支援制度）	37
[条例・協定等]	38
○ 資料 40 古平町防災会議条例	38
○ 資料 41 古平町防災会議運営規程	40
○ 資料 42 古平町災害対策本部条例	41
○ 資料 43 災害情報等報告取扱要領	42
○ 資料 44 北海道災害対策現地合同本部設置要綱	54
○ 資料 45 北海道災害危険区域現地調査実施要綱	56
○ 資料 46 北海道雪害対策実施要綱	57
○ 資料 47 北海道融雪災害対策実施要綱	63
○ 資料 48 北海道消防防災ヘリコプター応援協定	66
○ 資料 49 災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	68
○ 資料 50 災害時の応援に関する協定	71
○ 資料 51 北海道広域消防相互応援協定	73
○ 資料 52 北海道地方における災害時の応援に関する申合せ	76
○ 資料 53 災害時の医療救護活動に関する協定書	78
○ 資料 54 災害時の歯科医療救護活動に関する協定書	80
○ 資料 55 関係機関等との災害時における協定一覧	82
資料 55-1 災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書	83
資料 55-2 災害等の発生時における古平町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定	85
資料 55-3 災害時協力協定書	86
資料 55-4 災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定書	88
資料 55-5 災害発生時における古平町と古平町内郵便局の協力に関する協定	90
資料 55-6 災害時における被災車両等の移動に関する協力協定	92
資料 55-7 国道 229 号通行止め時の公の施設の相互利用に関する協定書	93
資料 55-8 古平町所管公共土木施設における災害時の協力体制に関する実施協定	95
資料 55-9 海拔標示板設置協定書	97
資料 55-10 災害時等における施設の利用及び協力に関する協定書	106
資料 55-11 大規模災害時等の連携に関する協定書	109
資料 55-12 災害時における緊急・救援輸送に関する協定書	111
資料 55-13 災害時における防疫活動業務の協力に関する協定書	116
資料 55-14 大規模災害時における相互協力に関する基本協定及び大規模災害時における停電復旧作業の支援に関する覚書	118
資料 55-15 古平町とヤマト運輸株式会社との包括連携協定	123
資料 55-16 北後志広域防災連携に係る協定	124
資料 55-17 災害に係る情報発信等に関する協定	126
資料 55-18 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定	128

[様 式]	130
○ 別記第 1 号様式 公用令書等（別表 第 1 号様式～第 6 号様式）	130
○ 別記第 2 号様式 避難者世帯名簿	133
○ 別記第 3 号様式 避難所収容台帳	134
○ 別記第 4 号様式 避難所設置及び収容状況	134
○ 別記第 5 号様式 救助種目別物資受払簿	135
○ 別記第 6 号様式 被災者救出状況記録簿	136
○ 別記第 7 号様式 輸送記録簿	137
○ 別記第 8 号様式 炊き出し給与状況	138
○ 別記第 9 号様式 飲料水の供給簿	139
○ 別記第 10 号様式 世帯構成員別被害状況	140
○ 別記第 11 号様式 物資購入（配分）計画表	140
○ 別記第 12 号様式 物資の給与状況	141
○ 別記第 13 号様式 物資給与及び受領簿	142
○ 別記第 14 号様式 救護班活動状況	143
○ 別記第 15 号様式 医療実施状況	144
○ 別記第 16 号様式 助産台帳	145
○ 別記第 17 号様式 学用品の給与状況	146
○ 別記第 18 号様式 応急仮設住宅台帳	147
○ 別記第 19 号様式 住宅応急修理記録簿	148
○ 別記第 20 号様式 遺体の搜索状況記録簿	149
○ 別記第 21 号様式 遺体処理台帳	150
○ 別記第 22 号様式 埋葬台帳	151
○ 別記第 23 号様式 障害物除去の状況	152
○ 別記第 24 号様式 賃金作業員雇用台帳	153
○ 別記第 25 号様式 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票	154
○ 別記第 26 号様式 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書	155
○ 別記第 27 号様式 救急患者の緊急搬送情報伝達票	156
○ 別記第 28 様式 自衛隊災害派遣要請の依頼について	157
○ 別記第 29 様式 自衛隊災害派遣撤収要請の依頼について	158
○ 別記第 30 様式 職員参集状況報告書	159
○ 別記第 31 様式 職員参集状況集計表	160
○ 別記第 32 様式 職員参集状況受付簿	161
○ 別記第 33 様式 職員等安否確認調査票	162

〔 防 災 組 織 〕

○ 資料1 関係機関等の連絡先

① 役場・消防署・町内公共施設等

名 称	所 在 地	電 話 番 号
古平町役場（古平町中心拠点誘導複合施設「かなえーる」内）	古平郡古平町大字浜町 50 番地	0135-42-2181
北後志消防組合古平支署	古平郡古平町大字浜町 208 番地 1	0135-42-2068
ヘリポート設置場所		

② 保育所・幼稚園

名 称	所 在 地	電 話 番 号
認定こども園ふるびら幼児センター みらい	古平郡古平町大字丸山町 29 番地	0135-42-2649

③ 学校（小中学校・高等学校）

名 称	所 在 地	電 話 番 号
古平小学校	古平郡古平町大字浜町 370 番地	0135-42-2138
古平中学校	古平郡古平町大字浜町 385 番地	0135-42-2557

④ 北海道

名 称	所 在 地	電 話 番 号
後志総合振興局（地域創生部危機対策室）	虻田郡倶知安町北 1 条東 2 丁目	0136-23-1345
教育庁（後志教育局）	虻田郡倶知安町北 1 条東 2 丁目	0136-23-1976
後志総合振興局 小樽建設管理部	小樽市奥沢 1 丁目 21 番 1 号	0134-25-2195
後志総合振興局 小樽建設管理部 余市出張所	余市郡余市町黒川町 1248 番地	0135-23-2196
後志総合振興局 保健環境部 保健行政室 余市地域保健支所	余市郡余市町朝日町 12 番地	0135-23-3104
後志家畜保健衛生所	虻田郡倶知安町字旭 15	0136-22-2010
後志総合振興局 森林室	虻田郡倶知安町南 4 条西 1 丁目	0136-22-1152

⑤ 北海道警察

名 称	所 在 地	電 話 番 号
余市警察署	余市郡余市町朝日町 27 番地	0135-22-0110
余市警察署古平駐在所	古平郡古平町大字浜町 40 番地	0135-42-2044

⑥ 自衛隊

名 称	所 在 地	電 話 番 号
陸上自衛隊北部方面総監部	札幌市中央区南 26 条西 10 丁目	011-511-7116
陸上自衛隊第11特科隊	札幌市南区真駒内17番地	011-581-3191

⑦ 指定地方行政機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
北海道土地改良事業団体連合会 後志支部	磯谷郡蘭越町 258 番地 5	0136-55-6529
小樽開発建設部	小樽市潮見台 1 丁目 15 番 5 号	0134-23-5119
小樽開発建設部 小樽道路事務所	小樽市長橋 4 丁目 14 番 34 号	0134-22-9116
小樽開発建設部 小樽港湾事務所	小樽市築港 2 番 2 号	0134-22-6131
北海道農政事務所	札幌市中央区南 22 条西 6 丁目 2-22 エムズ南 22 条第 2、第 3 ビル	011-330-8800
石狩森林管理署	札幌市中央区宮の森 3 条 7 丁目 70 番	011-622-5111
石狩森林管理署積丹森林事務所	積丹郡積丹町大字美国町字美良波 75-9	0135-44-2105
札幌管区气象台（地域防災推進課）	札幌市中央区北 2 条西 18 丁目 2	011-611-6149
北海道総合通信局	北海道札幌市北区北 8 条西 2 丁目 1	011-709-2311
小樽海上保安部	小樽市港町 5-3	0134-27-6166

⑧ 指定公共機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
古平郵便局	古平郡古平町大字入船町 9 番地 1	0135-42-2882
古平浜町郵便局	古平郡古平町大字浜町 68 番地	0135-42-2686
東日本電信電話株式会社北海道支社	札幌市中央区北 1 条西 4 丁目	011-212-4494
北海道電力株式会社余市ネットワークセンター	余市郡余市町大川町 13 丁目 1 番地	0135-23-2161
日本赤十字社北海道支部古平分区	古平郡古平町大字浜町 50 番地	0135-42-2181
日本放送協会 札幌放送局	札幌市中央区北 1 条西 9 丁目 1-5	011-232-4001

⑨ 指定地方公共機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
北海道放送株式会社	札幌市中央区北 1 条西 5 丁目	011-232-5800
札幌テレビ放送株式会社	札幌市中央区北 1 条西 8 丁目	011-241-1181
北海道テレビ放送株式会社	札幌市中央区北 1 条西 1 丁目 6 番地	011-821-4411
北海道文化放送株式会社	札幌市中央区北 1 条西 14 丁目	011-214-5200
株式会社テレビ北海道	札幌市中央区大通東 6 丁目	011-232-1117
社団法人余市医師会	余市郡余市町黒川町 7 丁目 13 番地	0135-22-2245

⑩ その他の公共的団体

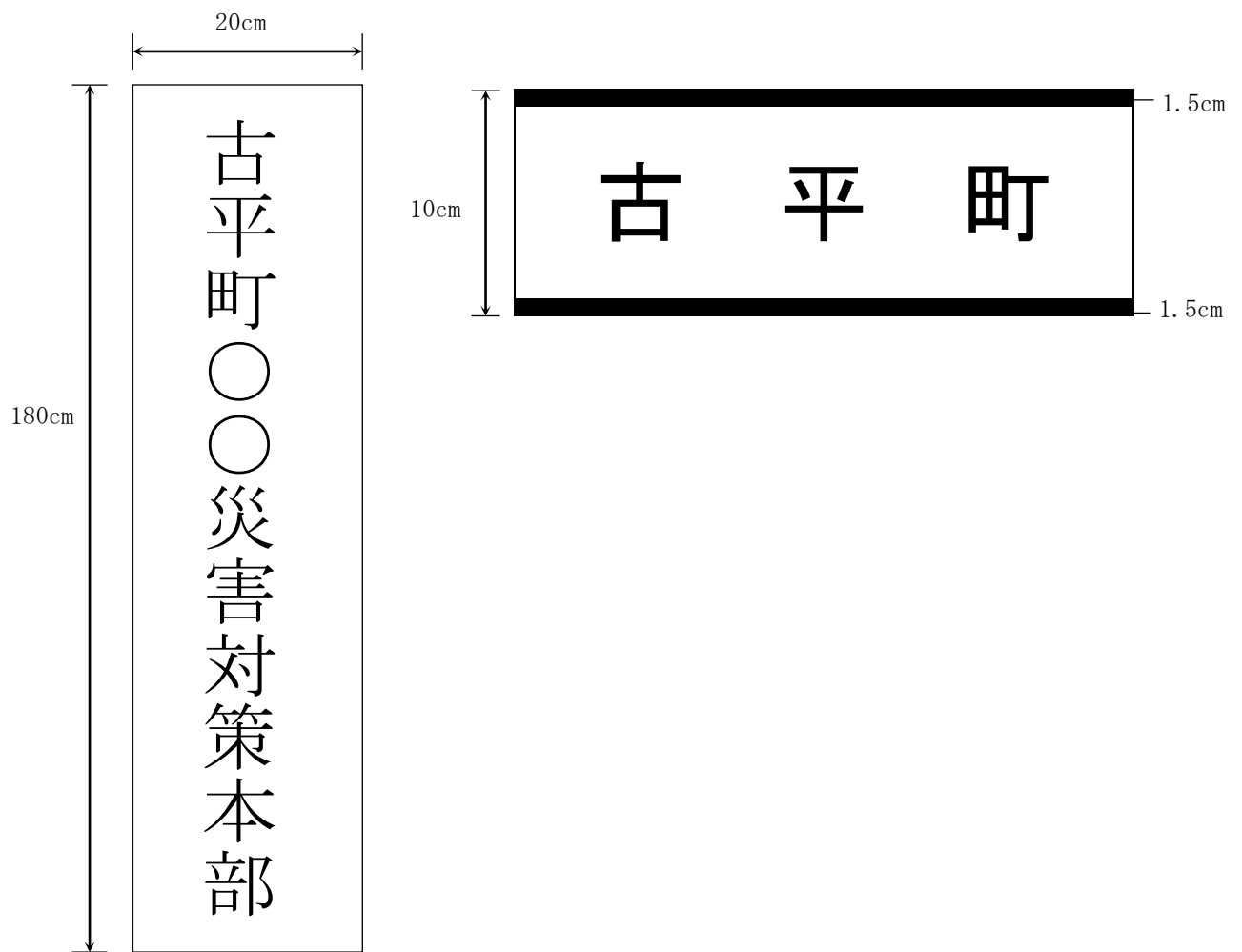
名 称	所 在 地	電 話 番 号
古平町商工会	古平郡古平町大字新地町 7 番地	0135-42-2377
東しゃこたん漁業協同組合	古平郡古平町大字入船町 14 番地	0135-42-2511
古平町社会福祉協議会	古平郡古平町大字浜町 711 番地	0135-42-2833
古平建設協会	古平郡古平町大字港町 3 番地	0135-42-2153

⑪ 近隣市町村（振興局管内市町村）

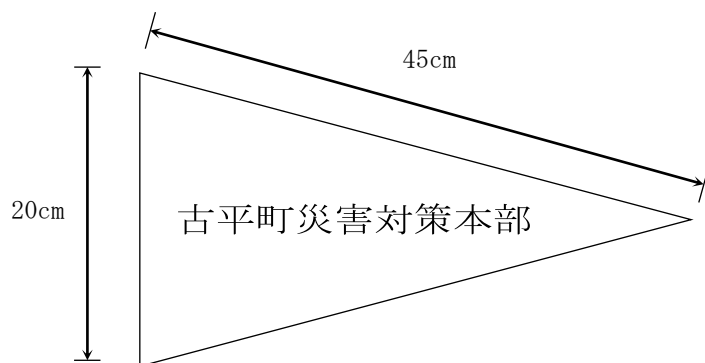
名 称	所 在 地	電 話 番 号
島牧村	島牧郡島牧村字泊 83 番地 1	0136-75-6211
寿都町	寿都郡寿都町字渡島町 140 番地 1	0136-62-2511
黒松内町	寿都郡黒松内町字黒松内 302 番地 1	0136-72-3311
蘭越町	磯谷郡蘭越町 258 番地 5	0136-57-5111
ニセコ町	虻田郡ニセコ町字富士見 55 番地	0136-44-2121
真狩村	虻田郡真狩村字真狩 118 番地	0136-45-2121
留寿都村	虻田郡留寿都村字留寿都 175 番地	0136-46-3131
喜茂別町	虻田郡喜茂別町字喜茂別 123 番地	0136-33-2211
京極町	虻田郡京極町字京極 527 番地	0136-42-2111
俱知安町	虻田郡俱知安町北 1 条東 3 丁目 3	0136-22-1121
共和町	岩内郡共和町南幌似 38 番地 2	0135-73-2011
岩内町	岩内郡岩内町字高台 134-1	0135-62-1011
泊村	古宇郡泊村大字茅沼村字臼別 191 番地 7	0135-75-2021
神恵内村	古宇郡神恵内村大字神恵内村 81-20	0135-76-5011
積丹町	積丹郡積丹町大字美国町字船澗 48 番地 5	0135-44-2111
仁木町	余市郡仁木町西町 1 丁目 36 番地 1	0135-32-2511
余市町	余市郡余市町朝日町 26 番地	0135-21-2111
赤井川村	余市郡赤井川村字赤井川 74 番地 2	0135-34-6211
小樽市	小樽市花園 2 丁目 12 番 1 号	0134-32-4111

○ 資料2 災害対策本部揭示板

○ 資料3 腕章



○ 資料4 標旗



○ 資料5 集落人口、世帯数、避難行動要支援者数

(令和6年1月1日現在)

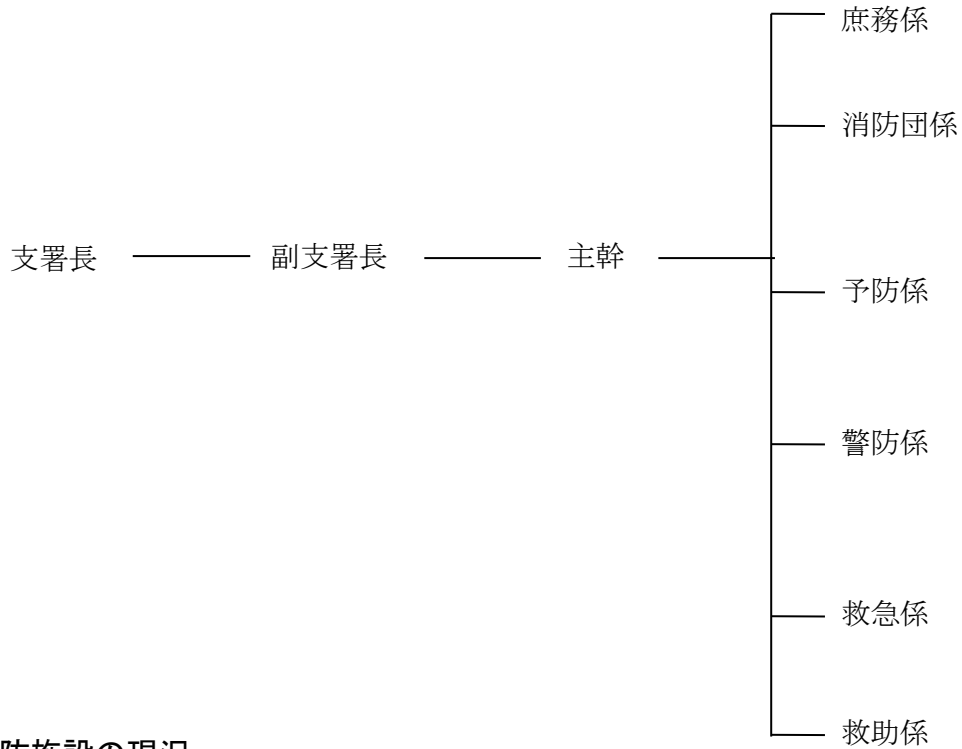
集落名	世帯数 (世帯)	人口 (人)	避難行動要支援者 (人)
おきちょう 沖町	14	19	1
うたすつちょう 歌棄町	175	198	0
さわえちょう 沢江町	85	139	3
はまいち 浜一	66	113	2
あさひまち 旭町	175	291	3
あけぼの	64	102	4
はまさん 浜三	172	279	2
ぎんざ 銀座	78	128	0
はまご 浜五	83	149	4
きよすみ 清住	63	103	5
ほんじん 本陣	68	102	0
さかまち 栄町	39	69	0
かもしぎ 鴨居木	5	11	1
どろのき 泥の木	16	27	1
まわふち 廻り淵	1	2	0
みなとまち 港町	117	208	0
いりふねちょう 入船町	70	125	2
しんちちょう 新地町	66	133	0
ほんちちょう 本町	104	181	7
まるやまちちょう 丸山町	114	185	1
みさきちちょう 御崎町	64	91	1
くきちちょう 群来町	1	1	0
合計	1,640	2,656	37

〔 消 防 〕

○ 資料6 消防組織

(北後志消防組合消防組織図)

(令和5年4月1日現在)



○ 資料7 消防施設の現況

(古平支署)

区分	車種	年式	車令	機関		定格放水量 (ℓ分)	配置場所	備考
				気筒	馬力			
水槽付ポンプ車	日野	2012	10	4	300	2,000	支署	
救急車	トヨタ	2009	13	4	151		支署	
水槽車	日野	2018	4	5	220	1,000	支署	定格放水量は小型ポンプ
第1分団積載車	日野	2022	0	4	220		支署	小型ポンプ1台積載
第2分団ポンプ車1号車	三菱	1987	35	4	110	2,000	第2分団	
第2分団ポンプ車2号車	日野	2003	19	6	220	2,400	第2分団	小型ポンプ1台積載
第2分団積載車	三菱	1993	29	4	110		支署	小型ポンプ2台積載
第1分団小型ポンプ	トーハツ	2018	4	2	40.8	1,290	支署	第1分団積載車
〃	トーハツ	2022	0	3	23	1,000	支署	水槽車
第2分団小型ポンプ	シバウラ	1996	26	2	54	1,120	第2分団	第2分団2号車
〃	シバウラ	2011	11	2	45	1,290	支署	第2分団積載車
〃	シバウラ	1993	29	2	54	1,120	支署	第2分団積載車
連絡車	ホンダ	2011	11	3	52		支署	
広報車	トヨタ	2013	9	4	151		支署	

〔 災害履歴・震度階級等 〕

○ 資料8 過去の災害の記録

備考 被害額欄の（ ）は、推定被害額である。

災 害 年 月 日	災害の種類	災害の規模	災害額 (百万円)
平成3年2月16～ 17日	暴風波浪	漁船被害 11隻 公立文教被害（中学校）1カ所	3
平成5年7月12日	北海道南西沖地震	住家被害 15カ所 水産被害 養殖施設 1カ所	
平成5年11月14日	暴 風	住家被害 7カ所 農業被害 ・農作物 300㎡ ・営農施設 4カ所 ・その他農業施設 4カ所 漁船被害 1隻	3
平成6年2月22日	暴 風 雪	床下浸水 2カ所	
平成6年4月13日	暴 風	農業被害 営農施設 1カ所	
平成6年5月13日	突風（竜巻）	農業被害 農業施設 1カ所	1
平成6年10月5日	大 雨	土木被害 治山施設 1カ所	1
平成7年3月18日	土砂崩れ	土木被害 砂防施設 1カ所	
平成7年12月1日	波 浪	土木被害 道 路 1カ所	
平成8年2月10日	豊浜トンネル岩盤崩壊事故	死 者 20名	
平成9年8月5日	大 雨	土木被害 道 路 2カ所 河 川 1カ所	21
平成10年9月15～ 17日	台風第5号	住家被害 2カ所 土木被害 1カ所 水産被害 2カ所	46
平成13年1月18日	雪害	死者1名	
平成13年9月10日～ 平成13年9月13日	台風第15号	土木被害 1カ所 水産被害 2カ所 林業被害 1カ所	111
平成14年3月9日	暴風	住家被害（一部破損） 4カ所	1

災害年月日	災害の種類	災害の規模	災害額 (百万円)
平成14年10月1日～ 平成14年10月2日	台風第21号	非住家被害(半壊)2カ所 公立文教施設1カ所	1
平成16年9月7日～ 平成16年9月8日	台風第18号	土木被害2カ所 水産被害7カ所 林業被害6カ所 文教施設1カ所 商工業被害64件 農業被害	176
平成18年9月18日 平成18年9月19日	台風第13号	水産被害1件	1
平成18年10月7日～ 平成18年10月8日	風水害	住家被害(一部破損)15カ所 水産被害18件 文教施設1カ所 商工業被害7件	18
平成19年1月6日～ 平成19年1月9日	強風・波浪	住家被害(一部破損)2カ所 非住家被害(全壊)1カ所 土木被害2カ所 水産被害1件	13
平成22年7月28日～ 平成22年7月30日	大雨・洪水	住家被害(一部破損)1カ所 住家被害(床下浸水)26カ所 住家被害(床上浸水)32カ所 非住家被害(全壊)26カ所 土木被害10カ所 水産被害1件 林業被害13カ所 衛生被害1カ所	697
平成22年8月7日～ 平成22年8月9日	大雨・洪水	住家被害(床下浸水)3カ所 非住家被害(半壊)1カ所 土木被害3カ所 公立文教被害1カ所 林業被害13カ所 衛生被害1カ所	27
平成22年8月23日～ 平成22年8月24日	大雨・洪水	土木被害3カ所	4
平成23年9月1日～ 平成23年9月8日	台風第12号 大雨・洪水	林業被害4カ所	42
平成27年10月1日～ 平成27年10月2日	強風・波浪	農業被害3カ所 土木被害4カ所	不明
平成27年10月8日	台風23号	住宅被害(一部損壊)27カ所 農業被害8カ所 土木被害6カ所	0.5
令和2年11月19日～ 令和2年11月20日	大雨・洪水	住家被害(床下浸水)8カ所 非住家被害(床上浸水)5カ所 土木被害5カ所	5.8

(参考) 日本海側地域の地震発生状況

本町の位置する、北海道の日本海側地域では、平成5年の「北海道南西沖地震」をはじめ、マグニチュード7を上回る比較的規模の大きな地震が発生している。

また、「北海道耐震改修促進計画」では、「北海道では他地域に比べ明治以前の地震の資料が極めて少ないため、道内のどの地域においても大規模な地震が発生する可能性があることに特に留意する必要がある」と指摘されていることから、大規模地震の発生に備えた事前の地震対策が求められており、本町においては、これらの地震に備えた対応が必要である。

【日本海側地域の地震災害発生状況】

発生年月日 地震災害名	緯度・経度	規模 (M)	最大震度 (現地調査による)	被害状況
天保5年2月9日 (石狩川河口付近)	石狩湾 N 43° 18' E 141° 24'	6.4	6 石狩川河口付近 (推定) 5 札幌市の一部 (推定)	住家全壊 23、半壊 3
大正7年5月26日 (留萌沖の地震)	北海道西方沖 N 44° 12' E 141° 36'	5.8	(5 鬼鹿、幌延)	留萌郡鬼鹿村に小被害
昭和15年8月2日 (北海道西方沖の沖地震)	北海道西方沖 N 44° 22' E 139° 49'	7.5	4 羽幌、(留萌、幌延、苫小牧、岩内、乙部、神恵内、南尻別、倶知安、京極、八雲、徳舜別)	津波、 死者 10、 住家全壊 26、半壊 7
昭和58年5月26日 「昭和58年(1983年) 日本海中部地震」	秋田県沖 N 40° 22' E 139° 04'	7.7	4 森、江差	大津波、 死者 4、負傷者 24、 住家全壊 5、半壊 16
平成5年7月12日 「平成5年(1993年) 北海道南西沖地震」	北海道南西沖 N 42° 47' E 139° 11'	7.8	6 (奥尻) 5 小樽、寿都、江差	大津波 死者 201、不明者 28、 負傷者 323、住家全壊 601、半壊 408

○ 資料9 警報・注意報発表基準一覧表

令和5年6月8日現在
発表官署 札幌管区気象台

*

古平町	府県予報区		石狩・空知・後志地方	
	一次細分区域		後志地方	
	市町村等をまとめた地域		後志北部	
警 報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	12
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	147
	洪水	流域雨量指数基準	沖村川流域=9.4, 古平川流域=22.9	
		複合基準 ¹	沖村川流域=(5, 9.3), 古平川流域=(5, 19.4)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風	平均風速	陸上	18m/s
			海上	25m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	16m/s 雪による視程障害を伴う
			海上	25m/s 雪による視程障害を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 50cm	
波浪	有義波高	6.0m		
高潮	潮位	1.4m		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	7	
		土壌雨量指数基準	99	
	洪水	流域雨量基準指数	沖村川流域=7.5, 古平川流域=18.3	
		複合基準 ¹	沖村川流域=(5, 5.9), 古平川流域=(5, 14.6)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	陸上	13m/s
			海上	15m/s
	風雪	平均風速	陸上	11m/s 雪による視程障害を伴う
			海上	15m/s 雪による視程障害を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 30cm	
	波浪	有義波高	3.0m	
	高潮	潮位	1.1m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	70mm以上：24時間雨量と融雪量（相当水量）の合計		
	濃霧	視程	陸上	200m
			海上	500m
	乾燥	最小湿度 30% 実行湿度 60%		
なだれ	①24時間降雪の深さ 30cm以上 ②積雪の深さ 50cm以上で、日平均気温が 5℃以上			
低温	5月～10月：（平均気温） 平年より 5℃以上低い日が 2日以上継続			
	11月～4月：（最低気温） 平年より 8℃以上低い			
霜	最低気温 3℃以下			
着氷	船体着氷：水温 4℃以下 気温-5℃以下で風速 8m/s 以上			
着雪	気温 0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続			
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	80mm	

¹（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表している。

○ 資料10 気象庁震度階級関連解説表

(平成 21 年 3 月 気象庁)

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物のなかでも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の 1 回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害のなかで、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されているすべての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5 年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用 語	意 味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています

● 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。」

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石や崖崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	崖崩れや地滑りが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	崖崩れが多発し、大規模な地滑りや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地滑りや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある*。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある*。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動 [※] による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いいため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

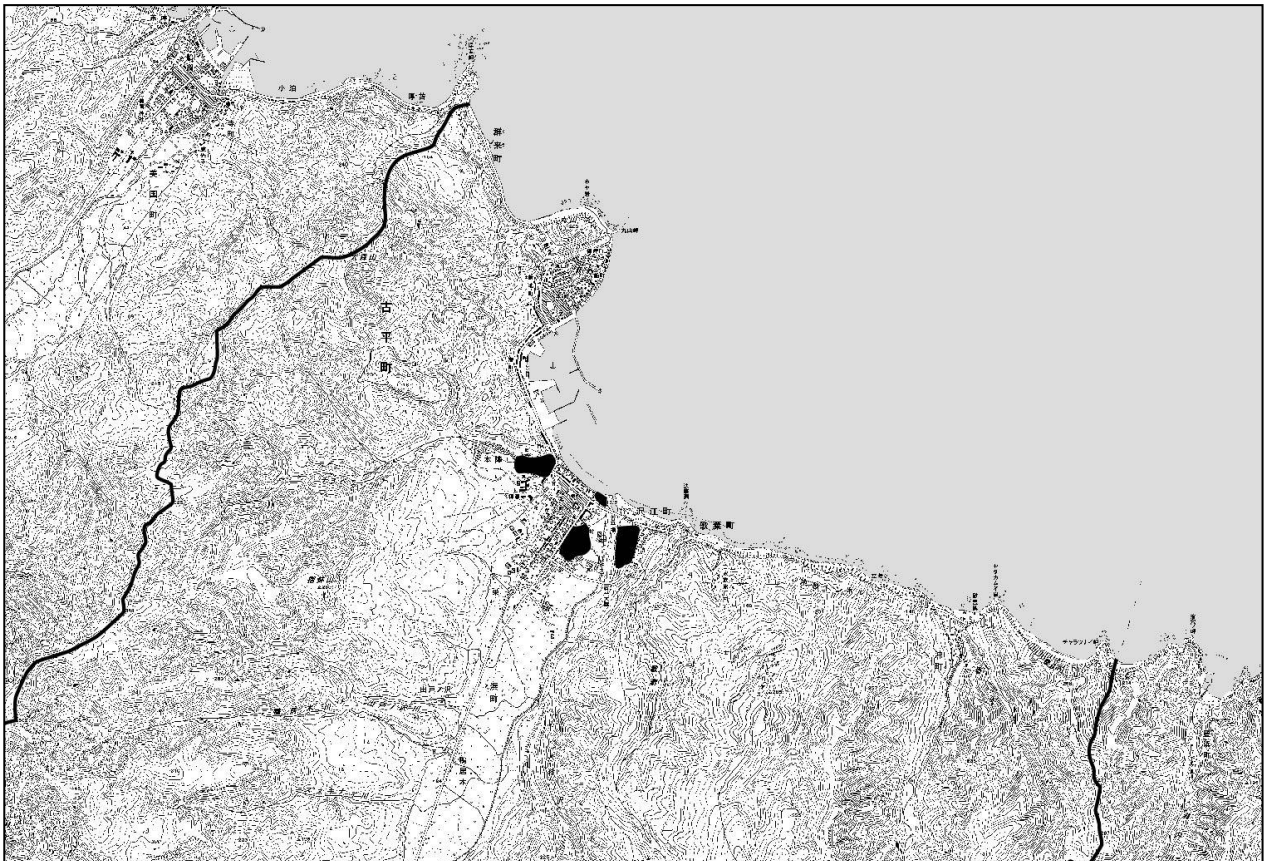
〔 災害危険箇所 〕

○ 資料11 重要水防区域

(平成 25 年 4 月現在)

番号	危険区域						予想される被害			整備計画	
	地区名	水系名	河川名	流心距離(km)	危険区域延長(km)	災害の要因	住家(戸)	公共施設(棟)	その他	実施機関	概要
1	古平中学校地先	古平川	2級古平川	河口から3.0	両岸1.000	溢水	108	古平中学校1 古平海洋センター1	—	道(土木部)	—
2	清住水見地先	チョペタン川	普通チョペタン川	河口から1.5	両岸500	溢水	34	—	畑0.5ha	町	—

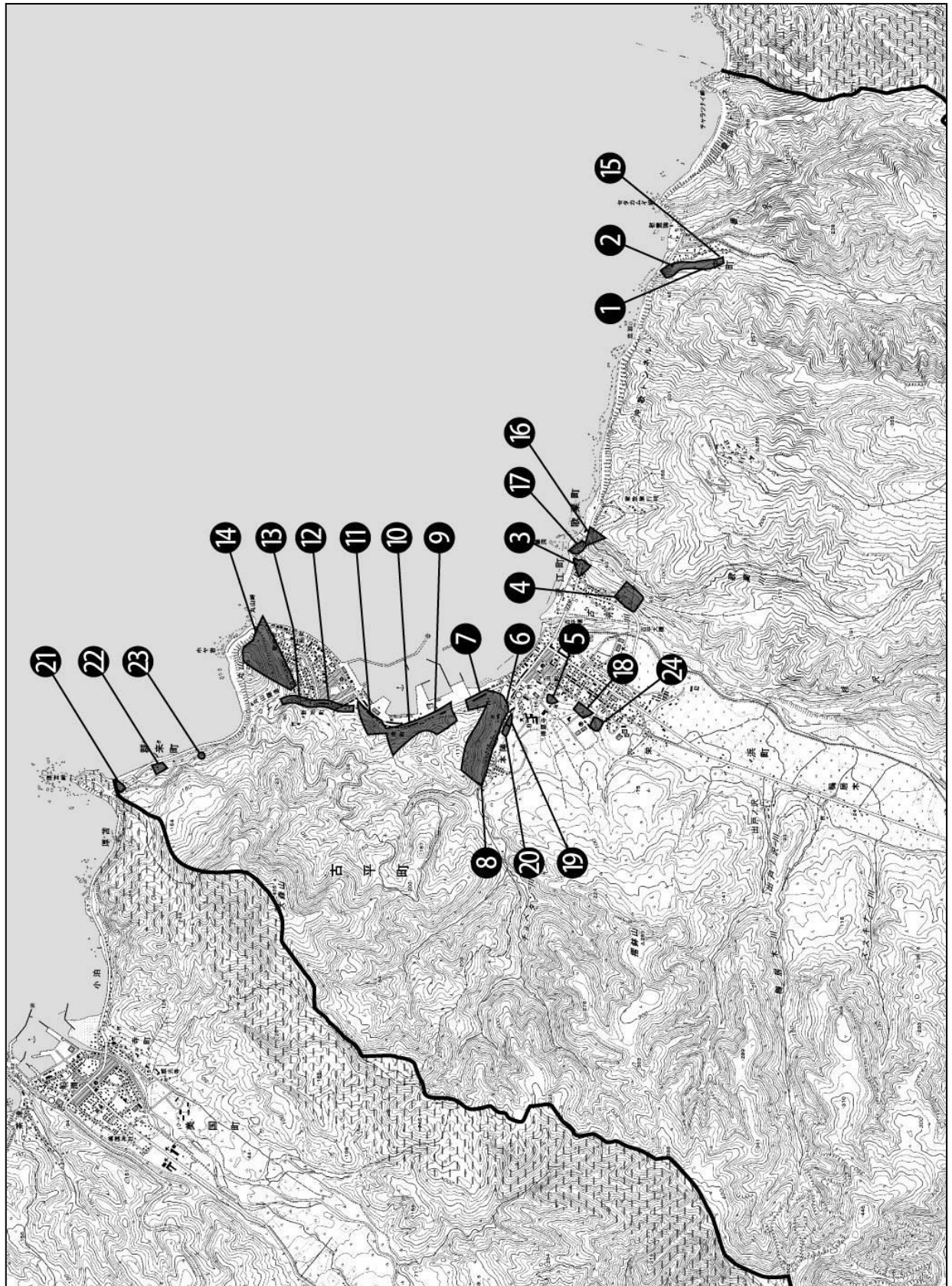
○ 資料12 重要水防区域図



○ 資料13 土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）

図番号	箇所番号	箇所名	市町村名	工事有無	指定年月日
1	I-1-296-833	古平沖町2	古平町		H30.3.13
2	I-1-297-834	古平沖町3	古平町		H30.3.13
3	I-1-298-835	古平沢江町1	古平町		H28.10.25
4	I-1-299-836	古平沢江町2	古平町		H28.10.25
5	I-1-300-837	古平浜町3	古平町		H28.10.25
6	I-1-301-838	古平港町1	古平町	有	H28.10.25
7	I-1-302-839	古平港町3	古平町	有	H28.10.25
8	I-1-303-840	古平港町1	古平町		H28.10.25
9	I-1-304-841	古平港町5	古平町	有	H30.3.13
10	I-1-305-842	古平港町(1)	古平町		H30.3.13
11	I-1-306-843	古平港町(2)	古平町		H30.3.13
12	I-1-307-844	古平港町6	古平町		H30.3.13
13	I-1-308-845	古平新地町	古平町		H30.3.13
14	I-1-309-846	古平丸山町	古平町		H28.10.25
15	II-1-99-652	古平沖町1	古平町		H30.3.13
16	II-1-634-653	古平歌棄町1	古平町		H28.10.25
17	II-1-635-654	古平歌棄町2	古平町		H28.10.25
18	II-1-636-655	古平浜町2	古平町		H28.10.25
19	II-1-637-656	古平浜町4	古平町		H27.4.14
20	II-1-638-657	古平浜町5	古平町		H27.4.14
21	II-1-639-658	古平郡来町1	古平町		R1.11.12
22	II-1-640-659	古平郡来町2	古平町		H27.4.14
23	II-1-107-660	古平郡来町3	古平町		H30.3.13
24	III-1-817-360	古平浜町	古平町		H28.10.25
古平町 計 24 箇所					

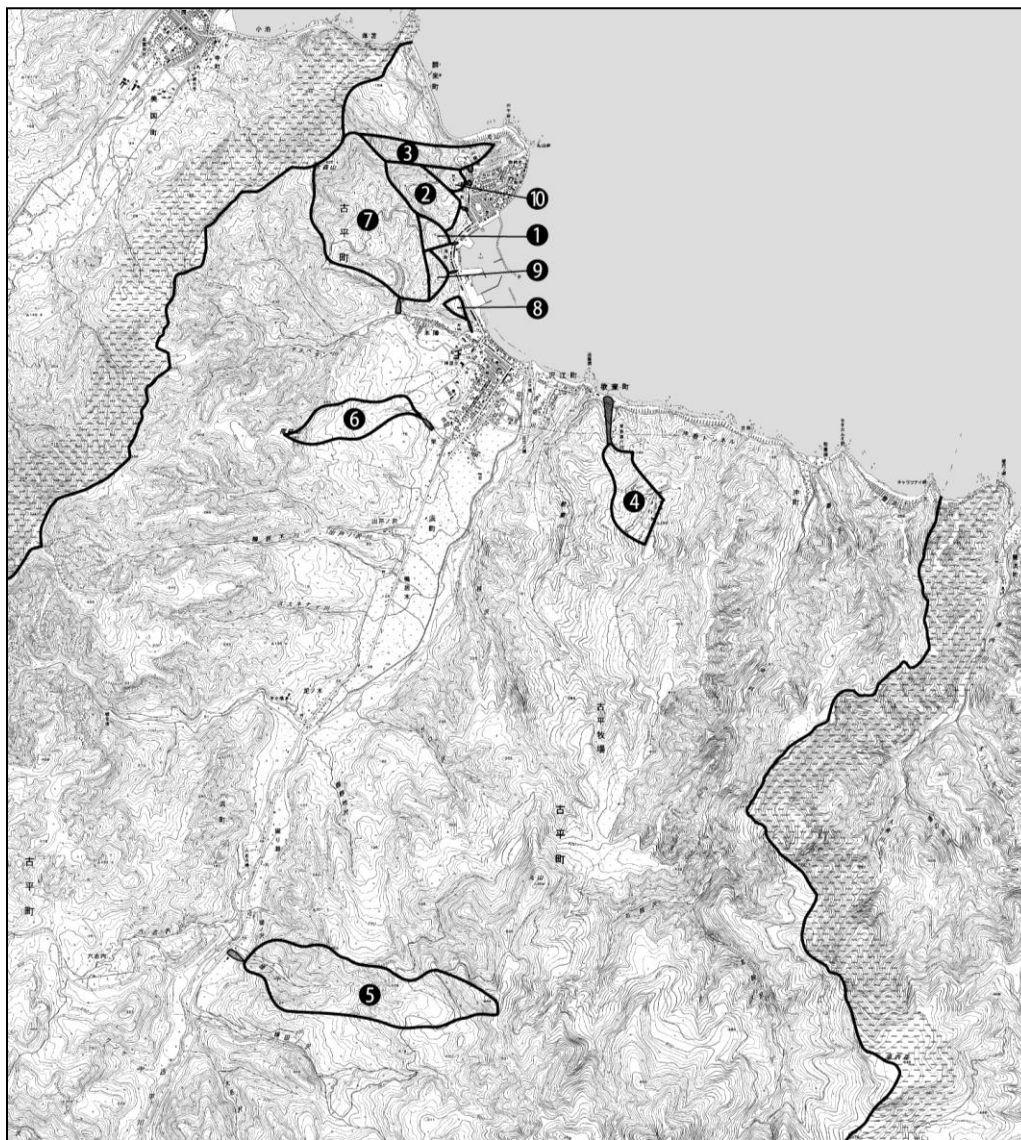
○ 資料14 土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）位置図



○ 資料15 土砂災害警戒区域等（土石流）

図番号	溪流番号	溪流名	市町村名	工事有無	指定年月日
土 001	I-13-0340	港町西の沢川	古平町		H30. 3. 13
土 002	I-13-0350	新地西の沢川	古平町		H27. 4. 14
土 003	I-13-0370	丸山の川	古平町		R3. 10. 19
土 004	II-13-0280	キャンプ場の沢川	古平町		H28. 10. 25
土 005	II-13-0290	堤の沢川	古平町		R1. 11. 12
土 006	II-13-0300	関口の沢川	古平町		H28. 10. 25
土 007	II-13-0310	徳山の沢川	古平町		H28. 10. 25
土 009	II-13-0330	港町東の沢川	古平町		H30. 3. 13
土 010	II-13-0360	佐々木の川	古平町		H30. 3. 13
古平町 計 9 溪流					

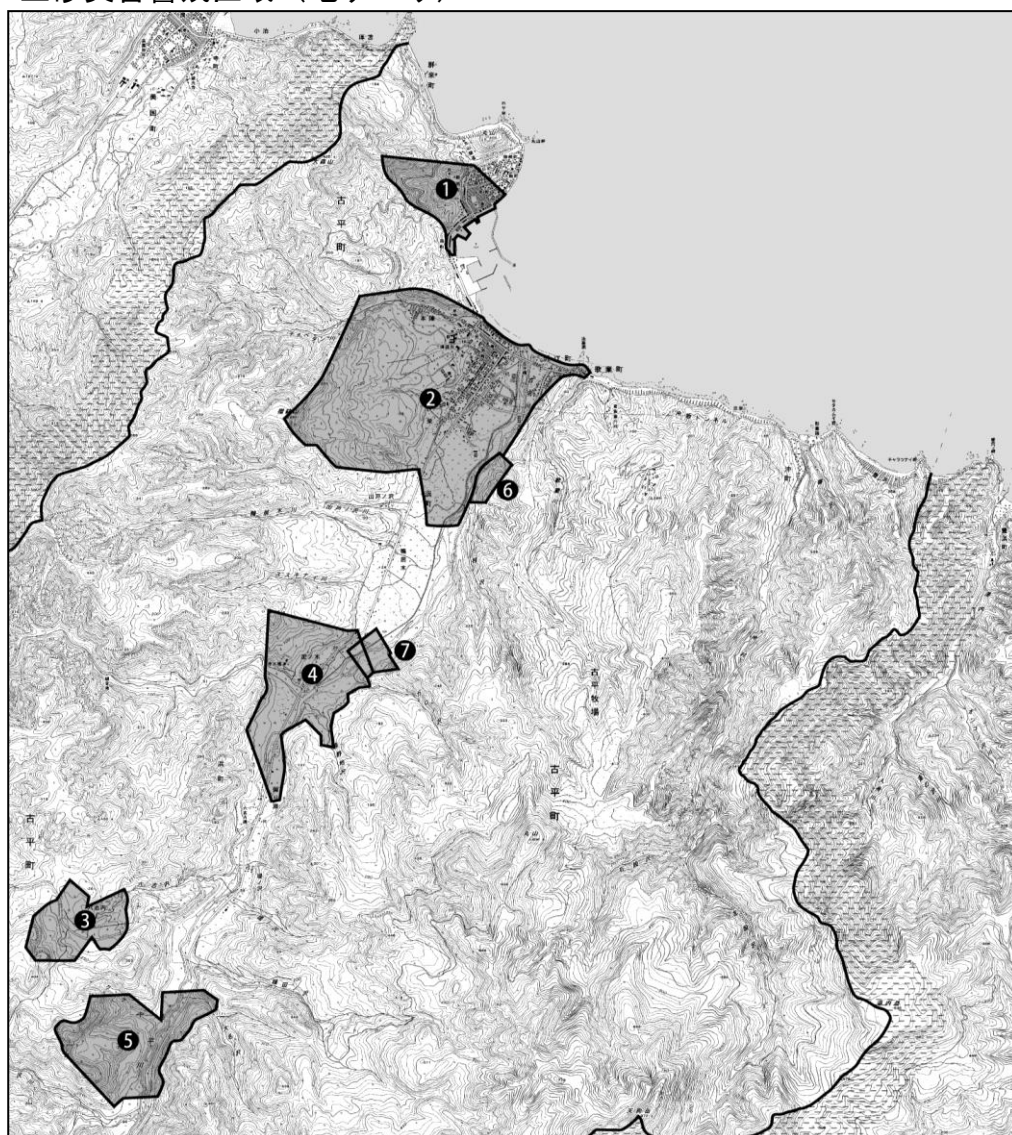
○ 資料16 土砂災害警戒区域等（土石流）



○ 資料17 土砂災害警戒区域（地すべり）

図番号	箇所番号	危険区域の現状			予想される被害		法指定年月日
		区域名	場所	危険区域面積 (ha)	住家 (戸)	道路	
1	1-22-87	新地町	字新地	16.0	15	町道小松通線 247m 町道栄通線 86m	R3. 3. 16
2	1-23-88	本陣	字本陣	201.4	287	町道西大通線 634m 町道中央栄町線 160m 町道小学校通線 409m 町道浜町清丘線 558m	H29. 2. 24
3	1-24-89	六志内	字六志内	28.0	—	道々998号 4,800m	R3. 3. 16
4	1-25-90	泥の木	字泥の木	27.0	10	道々980号 650m	R3. 3. 16
5	1-26-91	クンケノ沢	字クンケ	42.0	—	—	R3. 3. 16
6	1-27-92	栄町	字桂ノ沢	11.0	—	町道栄冷水川線 745m	H29. 2. 24
7	1-28-93	ガロノ沢	字ガロノ沢	8.8	—	—	R3. 3. 16

○ 資料18 土砂災害警戒区域（地すべり）

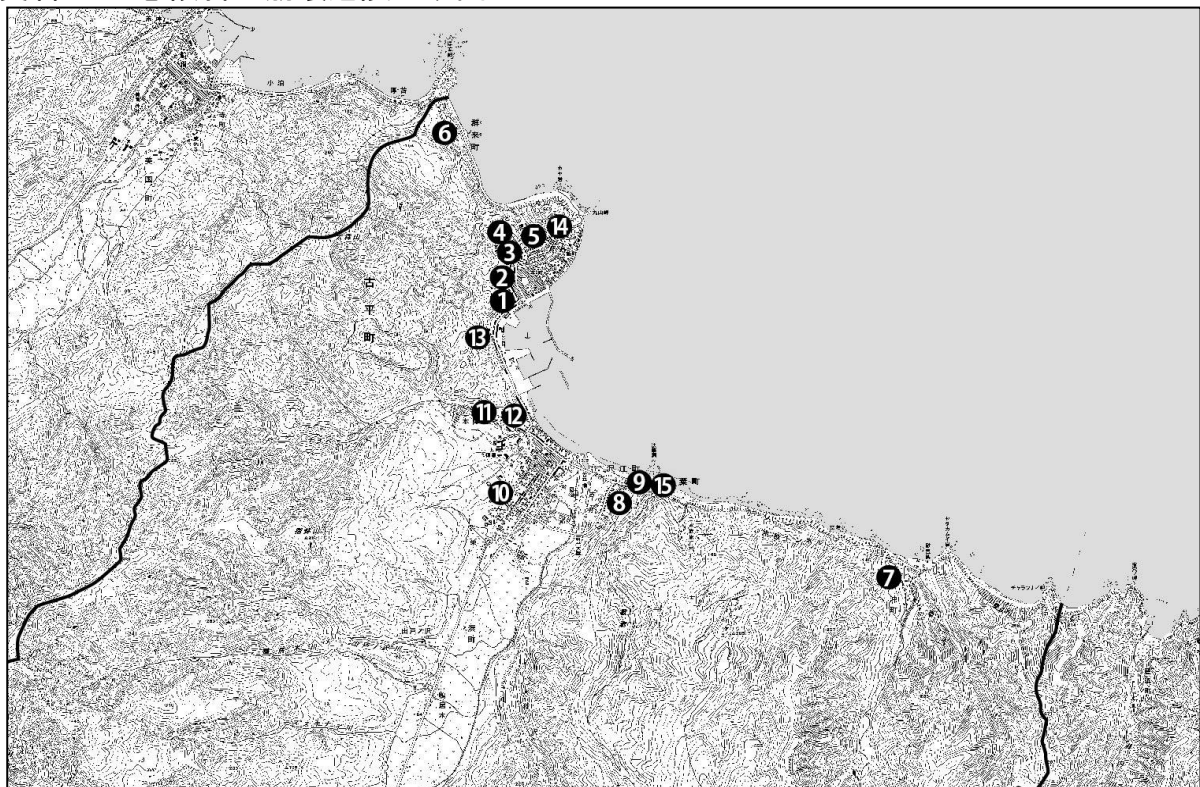


○ 資料19 急傾斜地崩壊危険区域

(平成 25 年 4 月現在)

急傾斜地崩壊危険区域 (急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律)							
番号	危険区域の現況			予想される被害			
	地区名	場所	危険区域面積 (ha)	住家 (戸)	公共施設 (棟)	道路	その他
1	港町	横川宅～大地宅	1.0	13	—	国道 229 号	
2	港町	高橋宅～村角宅	0.5	45	みなと保育所	町道汐見通道	
3	新地町	石塚宅～成田宅	0.7	60	—	新地通学線	
4	新地町	旧高校地先	1.3	2	—	新地通学線	
5	新地町 ～丸山町	斉藤宅～富川宅	4.35	31	西部地区住民集会所	町道丸山通線	
6	群来町	浜谷宅～木村宅	1.7	5	—	国道 229 号	
7	沖町	田畑地先	4.08	25	簡易水道	町道沖通線 国道 229 号	
8	沢江町	上町地先	3.76	30	沢江公民館	町道上町通道 国道 229 号	
9	沢江町	民宿「大雪」地先	0.91	2	—	—	
10	浜町	中島地先	0.6	7	—	町道西大通線	
11	港町	チョペタン	2.8	7	町営住宅 14 棟	町道浜町清丘線	
12	港町	港町	2.28	18	巖島神社	国道 229 号	
13	港町	成田地先	0.75	15	—	国道 229 号	
14	新地町	岩淵地先	0.5	4	—		
15	歌棄町	長谷川水産地先	0.3	2	町有資料倉庫	町道浜町歌棄線	

○ 資料20 急傾斜地崩壊危険区域図



○ 資料21 地滑り危険地区

調査地区番号	市町村		406
	地区		1
保安林等			土流
地すべり防止区域			有
他の法令等の指定			
荒廃状況			無
危険地区の危険度			C
面積(ha)			6
治山事業進捗状況			無
位置	市町村		古平町
	大字		浜町
	字		
公共施設等	人家 50 戸以上		
	人家 49～10 戸		
	人家 9～5 戸		
	人家 4 戸以下		2
	(道路除く) 公共施設		0
	道路		道
被災危険度			c2
自然条件 (最高点メッシュによる)	地質区分	ランク	d
	岩石の種類	ランク	d
	地質の走行	ランク	
	岩石の風化変質	ランク	
	断層・破砕帯	ランク	
	表層土の土	ランク	
	滑落崖陥没隆起亀裂崖	ランク	d
	沼地湿地湧出水	ランク	d
	立木の異常	ランク	
	地すべり活動	ランク	
地すべり危険度			c1

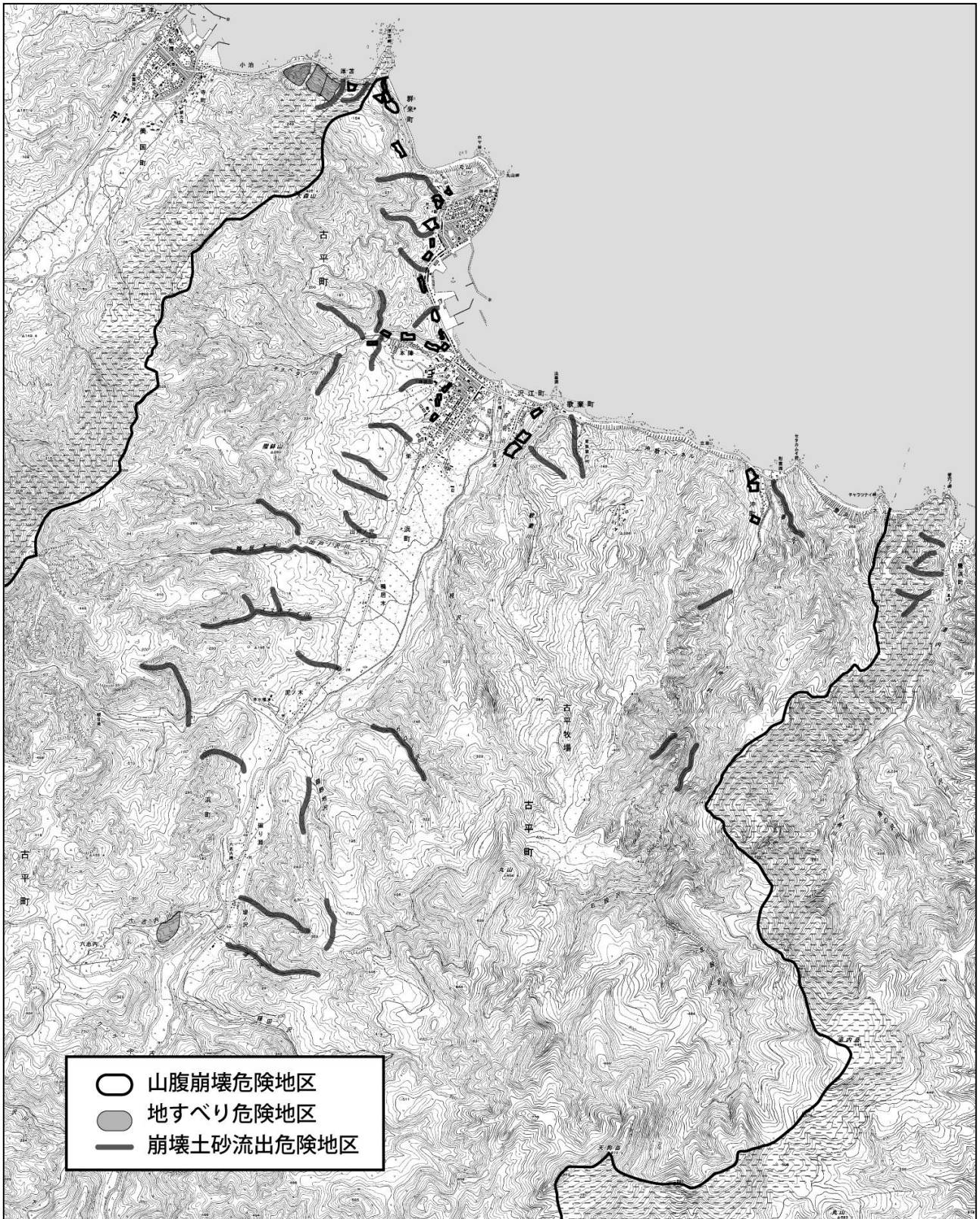
○ 資料22 山地災害危険地区

1 山腹崩壊地区

危険地区番号		市町村	市町村	大字	字	位置				公共施設等				被災危険度	自然条件(最高点メッシュによる)										備考									
地区	番号					保安林等	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の度の	調査地区	面積(ha)	治山事業状況	市町村		大字	字	人家50戸以上	人家49〜10戸	人家9〜5戸	人家4戸以下	道路(遺構除く)	メッシュ番号	地質類別	傾斜		縦断面形	横断面形	土層深	林種	年齢	点数計	崩壊地有	地震	落石
4061	1	土庫		有	C	1	1	一部完成	古平町	沖町				4	0	国	c2	1	4	28	9	28	14	0	0	79	21	0	0	0	100	c1		
4062	2	土庫		無	B	1	1	一部完成	古平町	沖町		19			1	町	a2	1	4	0	9	28	14	0	0	51	0	0	0	49	100	c1		
4063	3			有	C	1	1	無	古平町	沖町				1	0	町	c2	1	4	0	9	28	6	0	14	57	43	0	0	0	100	c1		
4064	4			無	B	1	1	一部完成	古平町	伏江		15			1	国	a2	1	2	0	14	14	14	0	0	42	0	0	0	58	100	c1		
4065	5			無	B	1	1	無	古平町	伏江		36			0	町	a2	1	2	28	14	14	14	43	11	124	0	0	0	0	124	c1		
4066	6			無	A	1	1	無	古平町	伏江		7			0	町	b2	1	2	85	14	14	14	43	11	181	0	0	0	0	181	a1		
4067	7			無	B	1	1	無	古平町	浜町		30			1	町	a2	1	2	28	14	14	14	0	11	81	0	0	0	19	100	c1		
4068	8			無	C	1	1	無	古平町	浜中		7			0	町	b2	1	2	85	14	14	6	0	11	130	0	0	0	0	130	c1		
4069	9			無	C	1	1	無	古平町	浜町		7			0	町	b2	1	2	85	14	14	6	0	11	130	0	0	0	0	130	c1		
40610	10			有	C	1	1	無	古平町	浜町					0	町	c2	1	4	0	28	28	14	0	14	84	16	0	0	0	100	c1		
40611	11			無	C	1	1	無	古平町	港町				3	0	町	c2	1	4	28	28	28	14	43	14	155	0	0	0	0	155	b1		
40612	12			無	B	1	1	無	古平町	港町		52			0	町	a2	1	4	71	9	28	14	0	14	136	0	0	0	0	136	c1		
40613	13	土庫		無	C	1	1	無	古平町	港町				1	0	町	c2	1	2	85	14	14	14	0	11	138	0	0	0	0	138	c1		
40614	14	土庫		有	B	1	1	一部完成	古平町	港町		10			0	国	a2	1	2	0	14	14	14	0	0	42	58	0	0	0	100	c1		
40615	15	土庫		無	C	1	1	一部完成	古平町	港町			5		0	国	b2	1	2	0	0	14	14	43	0	71	0	0	0	29	100	c1		
40616	16	土庫		有	C	1	1	無	古平町	港町					0	国	c2	1	2	28	14	28	6	0	11	87	13	0	0	0	100	c1		
40617	17			有	B	1	1	一部完成	古平町	港町		8			1	国	a2	1	2	28	14	14	6	0	0	62	38	0	0	0	100	c1		
40618	18			無	B	1	1	未成	古平町	港町		11			2	国	a2	1	2	28	14	14	14	43	0	113	0	0	0	0	113	c1		
40619	19			無	B	1	1	未成	古平町	新地		7			3	国	a2	1	2	28	14	14	14	43	0	113	0	0	0	0	113	c1		
40620	20			無	B	1	1	無	古平町	新地		14			1	町	a2	1	2	0	14	14	14	43	11	96	0	0	0	0	4	100	c1	
40621	21			無	B	1	1	未成	古平町	新地		12			2	国	a2	1	2	0	0	14	14	43	0	71	0	0	0	29	100	c1		
40622	22			無	A	1	1	無	古平町	新地		68			2	国	a2	1	2	85	14	28	6	0	11	144	0	0	0	0	144	b1		
40623	23			無	B	1	1	無	古平町	新地				1	1	a2	1	2	28	14	28	6	0	11	87	0	0	0	0	13	100	c1		
40624	24			有	B	1	1	一部完成	古平町	新地				2	町	a2	1	4	0	14	28	14	0	28	84	16	0	0	0	0	100	c1		
40625	25			無	C	1	1	無	古平町	群来			3	0	国	c2	1	2	85	28	14	14	0	11	152	0	0	0	0	152	b1			
40626	26			無	C	1	1	無	古平町	群来			3	0	国	c2	1	2	85	14	14	14	0	11	138	0	0	0	0	138	c1			
40627	27			無	B	1	1	一部完成	古平町	群来			2	0	町	c2	1	2	85	14	14	14	43	11	181	0	0	0	0	181	a1			
40628	28			無	C	1	1	一部完成	古平町	群来			2	0	国	c2	1	2	85	14	14	14	0	11	138	0	0	0	0	138	c1			
40629	29			無	C	1	1	無	古平町	群来				0	町	c2	1	2	0	14	14	14	0	11	53	0	0	0	0	47	100	c1		
40630	30	土庫		無	C	1	1	未成	古平町	歌棄				1	0	国	c2	1	2	28	14	14	14	43	11	124	0	0	0	0	124	c1		

(国・民別) 民 山腹崩壊危険地区一覽表 (都道府県名) 北海道 (森林管理局名) 後志支庁

○ 資料23 山地災害危険地区図



○ 資料24 砂防施設

番号	級	水系名	河川名	工種	施行年度
余 1	2 級	沖村川	沖村川	砂防えん堤	S40～S41
余 5	普通	古平川	稲倉石川	砂防えん堤工	S44～
余 14	普通	丸山川	新地西の沢川	砂溜工	H13～H18

○ 資料25 地滑り防止施設

番号	地 区 名	主要工種	施行年度
余 18	古平泥の木	集水井工	H05～H11

○ 資料26 急傾斜地崩壊防止施設

番号	地 区 名	主要工	施行年度
余 20	古平港町 1	土留柵工	H03～H13
余 21	古平港町 2		
余 22	古平港町 3		
余 23	古平港町 4		

○ 資料27 雪崩対策施設

番号	地 区 名	主要工	施行年度
余 26	古平港町 4	予防柵	H15～

○ 資料28 危険物所在一覧

(平成 26 年 6 月現在)

危険物取扱者名 又は 危険物貯蔵施設名	製造 所等	取扱地 又は貯蔵地	貯蔵取扱危険物			指定 数量 の 倍数	備考
			種別 (類)	品名	数量 (ℓ)		
古平町立古平中学校	地	浜町 358 番地外	4	3 (重油)	6,000	3	
	地	同上	4	2 (灯油)	1,500	1.5	
古平町高齢者複合施設	一	浜町 893 番地	4	2 (灯油)	6,000	6	階層住宅 等の燃料 供給施設
元気プラザ	地	浜町 644 番地他	4	3 (重油)	8,000	4	
古平町クリーンセンター	地	沢江町字堤ノ沢 367-1	4	2 (灯油)	2,000	2	
中村商店	移	浜町 173 番地	4	2 (灯油)	3,000	3	
横山石油	給	沢江町 2 番地	4	1 (ガソリン)	9,600	67.6	
				2 (灯油)	10,000		
				2 (軽油)	9,600		
	移	同上	4	2 (灯油)	3,000	3	
	移	同上	4	2 (軽油)	1,500	3.5	
			2 (灯油)	2,000			
東しゃこたん	外 夕	港町国有埋立地	4	3 (重油)	200,000	100	
	船 給	港町 419 番地先国有地	4	3 (重油)	200,000	100	
	船 給	入船町 110 番地先国有地	4	2 (軽油)	19,000	19	中央埠頭 地下タン クの払い 出し
	内	入船町番外地	4	4 (エンジンオイル)	14,000	2.6	
3 (クーラント)				500			
3 (中和剤)				600			
有限会社 天丸木村燃料店	一	本町 29 番地	4	2 (灯油)	10,000	10	小口詰替
	一	本町 5 番地	4	2 (灯油)	2,000	2	小口詰替
	移	本町 29 番地	4	2 (灯油)	3,000	3	
有限会社 小野寺商店	一	浜町 892 番地	4	2 (灯油)	10,000	10	小口詰替
	移	浜町 78 番地	4	2 (灯油)	2,000	2	
小樽掖済会病院附属古平 診療所	地	浜町 644 番地他	4	3 (重油)	5,000	2.5	
渡辺商店	移	浜町 161 番地	4	2 (灯油)	2,000	2	
梅野豊子 (旧丸正梅野商店)	地	浜町 22 番地	4	2 (灯油)	50,000	50	休止中
	給	同上	4	1 (ガソリン)	9,500	57	休止中
			2 (軽油)	9,500			
岩谷電機店	一	同上	4	2 (灯油)	9,900	9.9	
	一	新地町 58 番地 1	4	2 (灯油)	10,000	10	小口詰替
	移	同上	4	2 (灯油)	3,600	3.6	
杉商株式会社 岩井古平給油所	給	港町 334 番地	4	1 (ガソリン)	9,600	67.2	
				2 (軽油)	9,600		
				2 (灯油)	9,600		
	移	港町 336 番地	4	2 (軽油)	1,000	3	

○ 資料29 高波、高潮等危険区域

番号	危険区域の現状						予想される被害				法令等における指定状況					整備計画		
	市町村名	海岸名	海岸線危険区域延長(m)	指定済延長(m)	海岸保全施設のある区域延長(m)	災害の要因	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	危険区域との関連		実施機関	概要
															全部	一部		
1	古平町	古平漁港	3,150	950	96	高波 高4m	11	—	町道入船通線	—	道	海岸法	S34 2.26	265	○		道 土木部	
2	古平町	浜町	1,310	600	677	高波 高潮	26	—	町道浜町歌棄線	—	道	海岸法	S36 5.30	1,228	○		道 土木部	
3	古平町	沢江町	740	600	677	高波 高潮		—	町道浜町歌棄線	—	道	海岸法	S36 5.30	1,228	○		道 土木部	
4	古平町	歌棄町	1,720	263	677	高波 高潮	2	町有資料倉庫1	国道229号 町道浜町歌棄線	—	道	海岸法	S48 8.1	2,508	○		道 土木部	
5	古平町	沖町	500	—	—	高波 高潮	14	沖町住民集会所1	国道229号	—							道 土木部	

〔 物資・資機材 〕

○ 資料31 集積拠点の指定

- ① 古平小学校
- ② 多目的運動広場防災備品庫
- ③ ほほえみくらす
- ④ 温泉交流広場防災備品庫
- ⑤ 古平町中心拠点誘導複合施設 防災棟

〔 避 難 場 所 〕

○ 資料32 指定緊急避難場所

32-1 指定緊急避難場所（建築物）

（令和5年4月現在）

番号	施設名	住所	災害種による可否					指定避難所と重複	収容人数
			洪水	崖崩れ・土石流・地滑り	高潮	地震	津波		
1	ふるびら温泉「しおかぜ」	新地町 90 番地 1	○		○	○	○	○	68
2	漁港会館	港町 439 番地 1	○	○					212
3	幼児センターみらい	丸山町 29 番地	○		○	○			278
4	中心拠点誘導複合施設「かなえーる」	浜町 50 番地	○	○	○	○	○	○	477
5	古平小学校	浜町 370 番地	○	○	○	○	○	○	1,238
6	古平中学校	浜町 385 番地		○	○	○			1,578
7	ほほえみくらす	浜町 893 番地 5	○	○	○	○	○	○	1,500
8	明和地区集会所	浜町 1099 番地 54	○	○	○		○		60
9	武道館	浜町 158 番地の 1	○	○	○	○			209
10	海洋センター	浜町 1715 番地 1		○	○	○			811
11	福祉センター	浜町 711 番地	○	○	○	○		○	436
12	元気プラザ	浜町 644 番地	○	○	○	○		○	161
13	ふれあいセンターさわえ	沢江町 5 番地 6	○	○	○	○			67
14	沖町住民センター	沖町 15 番地	○	○	○	○	○		124
15	れい明会館	歌棄町 204 番地 9	○	○	○	○	○	○	330
16	いこいの家	歌棄町 204 番地 9	○	○	○	○	○	○	195
17	多機能型地域住民活性化ステーション結（ゆい）	浜町 15 番地 1		○		○			45

32-2 指定緊急避難場所（屋外）

（平成 26 年 10 月現在）

番号	施設・場所名	住所	災害種による可否					収容人数	備考
			洪水	崖崩れ・土石流・地滑り	高潮	地震	津波		
1	みなと公園	港町 421 番地	○	○				—	
2	旧みなと保育所広場	港町 382 番地	○		○	○	○	—	
3	温泉交流広場	新地町 80 番地 1	○	○	○	○	○		
4	まるやま公園	丸山町 92 番地	○	○	○			—	
5	みどり公園	本町 1 番地	○	○	○			—	
6	古平小学校グラウンド	浜町 370 番地	○	○	○	○	○	—	
7	きよおか公園	浜町 379 番地	○		○	○	○	—	
8	文化会館広場	浜町 40 番地の 4	○	○	○	○	○	—	
9	あけぼの公園	浜町 180 番地 1		○	○			—	
10	さかえ公園	浜町 455 番地 1		○	○			—	
11	中島グラウンド	浜町 1715 番地 1		○	○			—	
12	ほほえみくらすグラウンド	浜町 893 番地 5	○	○	○	○	○	—	
13	古平中学校グラウンド	浜町 385 番地		○	○			—	
14	パークゴルフ場	浜町 711 番地	○	○	○	○	○	—	
15	さわえ公園	沢江町 649 番地		○	○			—	
16	家族旅行村	歌棄町 44 番地	○		○	○	○	—	
17	多目的運動広場	浜町 932 番地	○	○	○	○	○	—	
18	沖町簡易水道浄水場前広場	沖町 57 番地	○	○	○	○	○	—	
19	れい明グラウンド	歌棄町 204 番地 8	○	○	○	○	○	—	

○ 資料33 指定避難所

(令和5年4月現在)

番号	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	指定緊急避難場所との重複	福祉避難所との重複	収容人員	備考
1	ふるびら温泉「しおかぜ」	新地町90番地の1	42-2290	○		68	
2	中心拠点誘導複合施設「かなえーる」	浜町50番地	42-2181	○		477	
3	古平小学校	浜町370番地	42-2138	○		1,238	
4	ほほえみくらす	浜町893番地5	42-2500	○	○	1,500	
5	地域福祉センター	浜町711番地	42-2833	○	○	436	
6	元気プラザ	浜町644番地	42-2182	○	○	161	
7	れい明会館	歌棄町204番地9	42-4500	○		330	
8	共働の家	歌棄町204番地9	42-4500		○	75	
9	いこいの家	歌棄町204番地9	42-4300	○	○	195	
10	いきいき生活支援センター風花	浜町645番地	41-2850		○	75	
11	ぷらっとほーむ	浜町106番地	42-3820		○	73	

○ 資料34 福祉避難所

(平成26年10月現在)

番号	施設名	住所	電話番号
1	ほほえみくらす	浜町893番地5	42-2500
2	地域福祉センター	浜町711番地	42-2833
3	元気プラザ	浜町644番地	42-2182
4	共働の家	歌棄町204番地9	42-4500
5	いこいの家	歌棄町204番地9	42-4300
6	いきいき生活支援センター風花	浜町645番地	41-2850
7	ぷらっとほーむ	浜町106番地	42-3820

○資料 35 地域津波避難計画で指定された津波指定緊急避難場所

(平成 30 年 3 月現在)

番号	津波指定緊急避難場所
1	琴平神社下
2	旧北進鉱業跡地
3	治山施設（階段）
4	巖島神社境内
5	正隆寺
6	北楯宅周辺
7	パークゴルフ場
8	澤口宅周辺
9	旧沢江住宅裏山
10	久保田宅裏山
11	竹浪宅裏山
12	吉田宅裏山
13	家族旅行村
14	米田宅裏山
15	旧沖町小学校向い裏山
16	旧沖町簡易水道浄水場前広場
17	旧みなと保育所跡地

〔 通信・輸送 〕

○ 資料36 緊急通行車両確認証明書

第	号		年	月	日
緊急通行車両確認証明書					
知 事 ㊦ 公安委員会 ㊦					
番号標に表示 されている番号					
車両の用途 (緊急輸送を行う車 両にあたっては、輸送 人員又は品名)					
使用者	住 所	() 局			
	氏 名				
輸 送 日 時					
輸 送 経 路		出発地		目的地	
備 考					

備考 用紙は、日本工業規格 A5 とする。

○ 資料37 緊急通行車両標章



- 1 色彩は、記号を黄色、縁および「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」および「日」の文字を黒色、登録（車両）番号ならびに年、月および日を表示する部分は白色、地は銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位はセンチメートルとする。

○ 資料38 北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領

(趣旨)

第1条 この要領は、北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱第15条第3項及び北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第4条ただし書の規定に基づき、救急患者の緊急搬送についての必要な手続等を定めるものとする。

(手続)

第2条 救急患者の緊急搬送に係る各機関の手続は、次によることとする。

(1) 依頼病院等

ア 依頼病院等は、救急患者の緊急搬送が必要であると判断した場合は、受入医療機関を確保した後、あらかじめ総務部危機対策局危機対策課防災航空室（以下「航空室」という。）に連絡するものとする。

この場合における連絡は、様式第1号によりファクシミリを使用して行うとともに、送付後、必ず電話により到着の確認等を行うものとする。

イ 依頼病院等は、航空室に連絡した後、当該市町村（消防の一部事務組合を含む。以下「市町村等」という。）に救急患者の緊急搬送を要請するものとする。この場合の要請方法は、アの例によるものとする。

ウ 依頼病院等は、市町村等から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を受入医療機関へ連絡するものとする。

(2) 市町村等

ア 市町村等は、依頼病院等からヘリコプターの出動要請を受けたとき又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、航空室へヘリコプターの出動を要請し、その後関係総合振興局又は関係振興局にその旨を連絡するものとする。

これらの場合における要請は、電話により行うとともに、様式第1号によりファクシミリを使用して行うものとする。

イ 市町村等は、依頼病院等からヘリコプターの出動要請を受けた場合を除き、受入医療機関の確保を行うものとする。

ウ 市町村等は、ヘリコプターの離着陸場を確保しその安全対策を講ずるとともに、救急自動車等の手配を行うものとする。

エ 市町村等は、航空室から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼病院等に連絡するものとする。

(3) 航空室

ア 航空室は、依頼病院等から連絡を受けた場合は、消防防災ヘリコプターの出動準備を開始するものとする。

イ 航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受けた場合は、出動の可否について判断し、その結果を市町村等に連絡するとともに、関係総合振興局又は関係振興局にその旨を連絡するものとする。

ウ 航空室は、給油及び夜間等の空港使用（航空保安施設の運用等）が必要な場合は、市町村等と連絡調整を行うものとする。

(他の機関への要請等)

第3条 航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受け消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、北海道警察本部（航空隊）、札幌市（消防局）、陸上自衛隊北部方面総監部、航空自衛隊第二航空団司令部及び第一管区海上保安本部に対し、必要な情報を提供するものとする。この場合における情報提供の方法は、様式第1号によりファクシミリを使用して行うものとする。

2 航空室は、消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、前項に規定する機関に対し、航空機の出動を要請するものとする。

(付添人の搭乗)

第4条 医師が付添人を必要と認めた場合は、原則として1名に限り搭乗させることができるものとする。この場合において、付添人は、あらかじめ様式第2号の誓約書を機長に提出するものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、ヘリコプターの出動に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 8年7月1日から施行する。

この要領は、平成 18年4月1日から施行する。

この要領は、平成 19年6月1日から施行する。

この要領は、平成 22年4月1日から施行する。

〔 応 急 ・ 復 旧 〕

○ 資料39 「被災者生活再建支援法」に基づく支援（被災者生活再建支援制度）

	内容・資格・条件等			
目的	自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対してあって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援することを目的とする。			
制度の対象となる自然災害	(1) 対象となる自然災害 ①災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害 ②10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害 ③100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害 ④①又は②の被害が発生した都道府県内の他の市町村で、全壊5世帯以上の被害が発生した市町村（人口10万未満）における自然災害 ⑤③又は④の都道府県に隣接する都道府県内の市町村で、①、②、③のいずれかに隣接し、全壊5世帯以上の被害が発生した市町村（人口10万未満）における自然災害 ⑥①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、 〔全壊5世帯以上の被害が発生した市町村（人口5万以上10万未満）〕にお 〔全壊2世帯以上の被害が発生した市町村（人口5万未満）〕ける自然災害			
支援金の支給額	(2) 支援対象世帯 ・住宅が全壊した世帯 ・住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ・災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 ・住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯） ・住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）			
補助金の交付	被災者生活再建支援法人が支給する支援金の2分の1に相当する額を国が補助			

	基礎支援金 (住宅の被害程度)	加算支援金 (住宅の再建方法)		計
①全壊 <small>(損害割合50%以上)</small>	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	150万円
②解体	100万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	100万円
③長期避難 <small>(損害割合40%台)</small>	50万円	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借(公営住宅を除く)	25万円	25万円
④大規模半壊 <small>(損害割合30%台)</small>	—	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借(公営住宅を除く)	25万円	25万円
⑤中規模半壊 <small>(損害割合30%台)</small>	—	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借(公営住宅を除く)	25万円	25万円

※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額

〔 条例・協定等 〕

○ 資料40 古平町防災会議条例

昭和 37 年 12 月 20 日条例
第 20 号
改正
昭和 57 年 10 月 1 日条例
第 21 号
平成 5 年 9 月 29 日条例第
12 号
平成 10 年 9 月 28 日条例
第 21 号
平成 12 年 3 月 28 日条例
第 27 号
平成 24 年 9 月 26 日条例
第 13 号
平成 29 年 9 月 21 日条例
第 21 号

(趣意)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 16 条第 6 項の規定に基づき、古平町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 古平町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 北海道警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (2) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (3) 教育長
 - (4) 北後志消防組合の職員のうちから町長が任命する者
 - (5) 北後志消防組合の消防団長のうちから町長が任命する者

- (6) 指定地方行政機関又は指定公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- (7) 北海道知事の部内の職員のうち町長が任命する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者

6 前項第1号、第2号、第6号、第7号及び第8号の委員の定数は、1号については2人、2号については5人、6号については3人以内、7号及び8号については2人とする。

(専門委員)

第4条 防災会議は、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員及び学識経験のある者の中から、町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

(災害対策本部の設置)

第6条 法第23条第1項の規定による災害対策本部の設置についての意見は、会長に委任する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和57年10月1日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成5年9月29日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成10年9月28日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月28日条例第27号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月26日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年9月21日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

○ 資料41 古平町防災会議運営規程

昭和 38 年 1 月 17 日規程
第 1 号
改正
平成 20 年 3 月 26 日訓令
第 13 号

(趣旨)

第 1 条 古平町防災会議（以下「防災会議」という。）の運営について、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）、災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）及び古平町防災会議条例（昭和 37 年古平町条例第 20 号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(会長の職務代理)

第 2 条 防災会議の会長（以下「会長」という。）に事故があるときは防災会議委員（以下「委員」という。）である古平町副町長がその職務を代理する。

(防災会議の招集)

第 3 条 防災会議は、会長が招集する。

2 委員は必要があると認めるときは、会長に対して防災会議の招集を求めることができるものとする。

(議事)

第 4 条 防災会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き議決することはできない。

(会長への委任)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、防災会議の運営等に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 26 日訓令第 13 号）

この訓令は、発令の日から施行する。

○ 資料42 古平町災害対策本部条例

昭和 37 年 12 月 20 日条例
第 21 号

改正

平成 12 年 3 月 28 日条例
第 13 号

平成 24 年 9 月 26 日条例
第 14 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、古平町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部の設置)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 28 日条例第 13 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 26 日条例第 14 号）

この条例は、公布の日から施行する。

○ 資料43 災害情報等報告取扱要領

市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を所轄総合振興局長又は振興局長に報告するものとする。

1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 人的被害、住家被害が発生したもの。
- (2) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの。
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの。
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で当該市町村が軽微であっても総合振興局又は振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。
- (5) 地震が発生し、震度4以上を記録したもの。
- (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの。
- (7) その他特に指示があった災害。

2 報告の種類及び内容

(1) 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、別表1の様式により速やかに報告すること。この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

(2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。

ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く）については除くものとする。

ア 速報

被害発生後、直ちに別表2の様式により件数のみ報告すること。

イ 中間報告

被害状況が判明次第、別表2の様式により報告すること。

なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。

ただし、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。

ウ 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に別表2の様式により報告すること。

(3) その他の報告

災害の報告は、(1)及び(2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

3 報告の方法

(1) 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。

(2) 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。

総合振興局又は振興局においては、管内市町村分を別表3の集計表によりとりまとめ、道（危

機対策課)に報告するものとし、市町村から報告のあった別表2の写を添付するものとする。

4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、別表4のとおりとする。

別表1

※ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

災 害 情 報							
報告日時	月 日 時現在		発受信日時	月 日 時 分			
発信機関 (総合振興局又は振興局・市町村名等)			受信機関 (総合振興局又は振興局・市町村名等)				
発信者 (職・氏名)			受信者 (職・氏名)				
発生場所							
発生日時		月 日 時 分	災害の原因				
気象等の状況	雨量						
	河川水位						
	潮位波高						
	風速						
	その他						
ライフライン関係の状況	道路						
	鉄道						
	電話						
	水道 (飲料水)						
	電気						
	その他						
(1)災害対策本部等の設置状況	(名称)						
	(設置日時) 月 日 時 分設置						
(2)災害救助法の適用状況	(名称)						
	(設置日時) 月 日 時 分設置						
	地区名				被害棟数	り災世帯	り災人数
	(救助実施内容)						

応急措置の状況	(3) 避難の状況	自主避難	地区名	避難場所	人数	日時	
		避難勧告					
		避難指示					
	(4) 自衛隊派遣要請の状況						
	(5) その他措置の状況						
	(6) 応急対策出動人員	(ア) 出動人員			(イ) 主な活動状況		
		市町村職員	名				
		消防職員	名				
		消防団員	名				
		その他(住民等)	名				
	計	名					
その他	(今後の見通し等)						

注) 欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。

別表2

被害状況報告（速報 中間 最終）

災害発生日時		月 日 時 分		災害の原因		月 日 時現在	
災害発生場所							
発信	機関(市町村)名			受信	機関(市町村)名		
	職・氏名				職・氏名		
	発信日時				受信日時		
項目		件数等	被害金額(千円)		項目		被害金額(千円)
① 人的被害	死者	人	※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告		⑤ 土木被害	河川	箇所
	行方不明	人				海岸	箇所
	重傷	人				砂防設備	箇所
	軽傷	人				地すべり	箇所
計	人		急傾斜地	箇所			
② 住家被害	全壊	棟		道路		箇所	
		世帯		橋梁		箇所	
		人		小計		箇所	
	半壊	棟		市町村工事		河川	箇所
		世帯		道路		箇所	
		人		橋梁		箇所	
	一部破損	棟		小計		箇所	
		世帯		港湾		箇所	
		人		漁港		箇所	
	床上浸水	棟		下水道	箇所		
		世帯		公園	箇所		
		人		崖くずれ	箇所		
床下浸水	棟	計	箇所				
	世帯	⑥ 水産被害	漁船	沈没流出	隻		
	人		破損	隻			
③ 非住家被害	全壊	棟	共同利用施設	箇所			
		棟	その他施設	箇所			
	半壊	棟	漁具(網)	件			
		棟	水産製品	件			
	計	棟	その他	件			
		棟	計				
④ 農業被害	農地	田	流失・埋没等	ha	⑦ 林業被害	林地	箇所
			浸冠水	ha		治山施設	箇所
		畑	流失・埋没等	ha		林地	箇所
			浸冠水	ha		林産物	箇所
	農作物	田	ha	その他		箇所	
		畑	ha	小計		箇所	
	農業用施設		箇所	一般民有林		林地	箇所
	共同利用施設		箇所			治山施設	箇所
	営農施設		箇所			林地	箇所
	畜産被害		箇所			林産物	箇所
	その他		箇所			その他	箇所
	計					小計	箇所
			計	箇所			

項 目		件数等	被害金額(円)	項 目	件数等	被害金額(円)	
⑧ 衛生 被害	水 道	箇所		⑪社会教育施設被害	箇所		
	病 院	公 立	箇所		⑫社会福 祉施設等	公 立	箇所
		個 人	箇所			法 人	箇所
	清掃 施設	一般廃棄物処理	箇所		被害	計	箇所
		し尿処理	箇所				
火 葬 場	箇所						
	計	箇所					
⑨ 商工 被害	商 業	件		⑬ そ の 他	鉄道不通	箇所	—
	工 業	件			鉄道施設	箇所	
	そ の 他	件			被害船舶(漁船除く)	隻	
計	件		空 港		箇所		
⑩ 公立 文教 施設 被害	小 学 校	箇所			水 道	戸	—
	中 学 校	箇所			電 話	回線	—
	高 校	箇所			電 気	戸	—
	その他文教施設	箇所			ガ ス	戸	—
	計	箇所			ブロック塀等	箇所	—
					都市施設	箇所	
				被 害 総 額			
公共施設被害市町村数			団体	火災 発生	建 物	件	
り災世帯数			世帯		危 険 物	件	
り災者数			人		そ の 他	件	
消防職員出動延人数			人	消防団員出動延人数			人
災害対 策本部 の設置 状況	道（総合振興局又は振興局）						
	市町村名	名 称			設置日時	廃止日時	
災害救 助法適 用市町 村名							
補足資料（※別葉で報告）							
○災害発生場所							
○災害発生年月日							
○災害の種類概況							
○人的被害（個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因）→個人情報につき取扱い注意							
○応急対策の状況							
・避難の勧告・指示の状況							
・避難所の設置状況							
・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況							
・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況							
・自衛隊の派遣要請、出動状況							
・災害ボランティアの活動状況 ほか							

別表 3

被害状況（中間・最終）報告集計表

災害・事故名						平成 年 月 日 時現在		
総合振興局又は振興局								
項 目	件数等	被害金額(千円)		項 目	件数等	被害金額(千円)		
① 人的被害	死者	人	※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、別紙で整理報告	⑤ 土木被害	河川	箇所		
	行方不明	人			海岸	箇所		
	重傷	人			砂防設備	箇所		
	軽傷	人			地すべり	箇所		
	計	人			急傾斜地	箇所		
② 住家被害	全壊	棟			道路	箇所		
		世帯			橋梁	箇所		
		人			小計	箇所		
	半壊	棟			市町村工事	河川	箇所	
		世帯			道路	箇所		
		人		橋梁	箇所			
	一部破損	棟		小計	箇所			
		世帯		港湾	箇所			
		人		漁港	箇所			
	床上浸水	棟		下水道	箇所			
世帯		公園	箇所					
人		崖くずれ	箇所					
床下浸水	棟	計	箇所					
	世帯	⑥ 水産被害	漁船	沈没流出	隻			
	人		破損	隻				
計	棟	計	隻					
	世帯	漁港施設	箇所					
	人	共同利用施設	箇所					
③ 非住家被害	全壊	公共建物	棟	その他施設	箇所			
		その他	棟	漁具(網)	件			
	半壊	公共建物	棟	水産製品	件			
		その他	棟	その他	件			
	計	公共建物	棟	計				
	その他	棟						
④ 農業被害	農地	田	流出・埋没	ha	⑦ 林業被害	林地	箇所	
			冠水	ha		治山施設	箇所	
		畑	流出・埋没	ha		林地	箇所	
			冠水	ha		林産物	箇所	
	農作物	田	ha	その他		箇所		
		畑	ha	小計		箇所		
	農業用施設	箇所	一般	林地		箇所		
	共同利用施設	箇所	治山施設	箇所				
	営農施設	箇所	林地	箇所				
	畜産被害	箇所	林産物	箇所				
	その他	箇所	その他	箇所				
			小計	箇所				
	計		計	箇所				

項 目		件数等	被害金額(千円)	項 目		件数等	被害金額(千円)	
⑧ 衛生 被害	水 道	箇所		⑪社会教育施設被害	箇所			
	病 院	公 立	箇所		⑫社会福祉施設等 被害	公 立	箇所	
		個 人	箇所			法 人	箇所	
	清掃施設	一般廃棄物処理	箇所		計	箇所		
		し尿処理	箇所		⑬ そ の 他	鉄道不通	箇所	—
	火 葬 場	箇所		鉄道施設		箇所		
計	箇所		被害船舶(漁船除く)	隻				
⑨ 商工 被害	商 業	件		空 港		箇所		
	工 業	件		水 道		戸	—	
	そ の 他	件		電 話		回線	—	
	計	件		電 気	戸	—		
⑩ 公立 文教 施設 被害	小 学 校	箇所		ガ ス	戸	—		
	中 学 校	箇所		ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所	—		
	高 校	箇所		都 市 施 設	箇所			
	その他文教施設	箇所		被 害 総 額				
	計	箇所		火災	建 物	件		
公共施設被害市町村数		団体		発生	危 険 物	件		
り災世帯数		世帯			そ の 他	件		
り災者数		人			消防団員出動延人数	人		
消防職員出動延人数		人						
災害対 策本部 の設置 状況	道（総合振興局又は振興局）							
	市町村名	名 称				設置日時	廃止日時	
災害救 助法適 用市町 村名								
補足資料（※別葉で報告）								
○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○災害の種類概況 ○人的被害（個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因）→個人情報につき取扱い注意 ○応急対策の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・避難の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか 								

別表 4

被害区分		判 断 基 準
① 人的被害	死 者	当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。 (1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。 (2) A町のものが隣接のB町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、B町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。) (3) 氏名、性別、年令、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。
	重 傷 者	災害のため負傷し、1ヵ月以上医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。
	軽 傷 者	災害のため負傷し、1ヵ月未満の医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 死者欄(2)(3)を参照。
② 住家被害	住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 (1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。 (2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。 (3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする。
	世 帯	生活をつつにしている実際の生活単位。寄宿舍、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舍等を1世帯とする。 (1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。
	全 壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。
	半 壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	一部破損	全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。

被害区分		判 断 基 準
② 住家被害	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの。 (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
③ 非住家被害	非 住 家	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4) 被害額の算出は、住家に準ずる。
④ 農業被害	農 地	農地被害は、耕土の流失、土砂の流入、埋没、沈下、隆起又はき裂により、耕作に適さなくなった状態をいう。 (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流出した状態をいう。 (2) 埋没とはその筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径1mm以下にあつては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあつては5cm以上、土砂が堆積した状態をいう。 (3) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、耕作を維持するための最少限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
	農 作 物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒伏とは、風のため相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、農業用道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	そ の 他	上記以外の農業被害、果樹(果実は含まない) 草地畜産物等をいう。
⑤ 土木被害	河 川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること
	海 岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂防設備	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

被害区分	判 断 基 準
⑤ 土木被害	地すべり防止施設 地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地崩壊防止施設 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道 路 道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋 梁 道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港 湾 港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	漁 港 漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	下 水 道 下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
公 園 都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
⑥ 水産被害	漁 船 動力船及び無動力船の沈没流出、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁港施設 外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	共同利用施設 水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	その他施設 上記施設で個人（団体、会社も含む）所有のものをいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	漁具（網） 定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	水産製品 加工品、その他の製品をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
⑦ 林業被害	林 地 新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	治山施設 既設の治山施設等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林 道 林業経営基盤整備の施設道路をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林 産 物 素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	そ の 他 苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。

被害区分		判 断 基 準
⑧ 衛生 被害	水 道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	病 院	病院、診療所、助産所等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	火 葬 場	火葬場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑨ 商工 被害	商 業	商品、原材料等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	工 業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額及び再取得価額又は復旧額とする。
⑩ 公立文教施設被害	公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、特別支援学校、幼稚園等をいう。 (私学関係はその他の項目で扱う。) (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
⑪ 社会教育施設被害	図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
⑫ 社会福祉施設等被害	老人福祉施設、身体障がい者(児)福祉施設、知的障がい者(児)福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
⑬ そ の 他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	被害船舶 (漁船除く)	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	空 港	空港法第4条第1項第5号及び第5条第1項の規定による空港をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	水道(戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話(戸数)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気(戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス(戸数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。

○ 資料44 北海道災害対策現地合同本部設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害対策現地合同本部（以下「現地合同本部」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 現地合同本部は、大規模な災害が発生した際に、防災機関が相互に協議し、現地において災害対策を連携し行うことが必要なときに設置するものとする。

2 現地合同本部が設置された場合は、知事は、防災関係機関の長に対し、本部員の派遣を要請するものとする。

3 派遣要請を受けた防災機関の長は、当該機関の役員及び職員のうちから本部員を指名し、現地合同本部に常駐させるものとする。

4 災害状況等により必要な場合は、災害発生地域の防災関係機関による地方災害対策現地合同本部（以下、地方現地合同本部という。）を設置することができるものとする。

5 現地合同本部及び地方現地合同本部（以下、現地本部等という。）には、必要に応じて班を置くことができるものとする。

(任務)

第3条 現地合同本部等は、次に掲げる事項を相互に協議し、処理するものとする。

(1) 災害に関する情報収集に関すること。

(2) 災害対策の連絡、調整及び実施に関すること。

(3) 被災者の救助・救出方法に係る検討、調整及び実施に関すること。

(4) 被災者の応急措置及び被災者家族等のケアの調整に関すること。

(5) 災害に関する広報及び関係者に対する状況説明の調整に関すること。

(6) その他必要な事項について調整を図ること。

(現地合同本部の組織)

第4条 現地合同本部は、本部長、副本部長、班長及び本部員をもって組織する。

2 現地合同本部の本部長は、北海道の職員の内から知事が指名する職員をもって充てる。

3 副本部長及び班長は、本部長が北海道防災会議構成機関との速やかに調整の上、本部員の内から指名する者をもって充てる。

4 本部員は、知事が北海道の職員のうちから指名したもの及び防砂関係機関の長が該当機関の役員及び職員のうちから指名したものを充てる。

(地方現地合同本部の組織)

第5条 地方現地合同本部は、本部長、副本部長、班長及び本部員をもって組織する。

2 地方現地合同本部の本部長は、災害地域を所管する支庁の職員のうちから、知事が指名する職員をもって充てる。

3 副本部長及び班長は、本部長が支庁地域災害対策連絡協議会構成機関と速やかに調整の上、本文のうちから指名するものをもって充てる。

4 本部員は、該当地域の支庁長（地方部局長）が指名した職員及び防災関係機関の長が指名した当該地域を所管する出先期間等の役員及び職員をもって充てる。

(情報伝達系統等)

第6条 現地合同本部等の設置に関する情報伝達系統及び現地合同本部等の業部分担は、別紙のとおりとする。

(非常災害現地対策本部との連携)

第7条 国の非常災害現地対策本部が設置された際は、これと連携し、一体的に活動するものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、現地合同本部の運営等に関し必要な事項は別に定める。

現地合同本部等の業務分担 (別紙)

班	担当	内容	主な担当機関
総務班	総務担当	現地合同対策本部の庶務	北海道、市町村、通信関係機関、施設管理者
	調整担当	関係機関の調整 (応援・協力の要請)	北海道、市町村、気象台
住民対応班		被災家族への対応等	北海道、市町村、施設管理者
広報班		報道対応、住民への情報提供	北海道、市町村、防災関係機関、施設管理者
医療班	応急措置対応	被災者のトリアージ、応急処置等	北海道、消防、医師会、日赤
	健康管理対応	被災者家族の健康管理・対応等	北海道、市町村、医師会、日赤
救助救出班		救助救出方法の検討、調整、実施	警察、消防、施設管理者、市町村 (自衛隊、海上～派遣があった場合)
警備班		被災現場の交通規制、立入制限等	警察、施設管理者、市町村
応急対策班		災害応急措置等	北海道、市町村、防災関係機関、施設管理者 (自衛隊、海上～派遣があった場合)

※施設管理者は、事故災害の場合のみ

○ 資料45 北海道災害危険区域現地調査実施要領

1 目的

総合振興局又は振興局協議会は、この要領に基づき現地調査を通じ、災害危険区域の把握を行い災害を未然に防止することを目的とする。

2 調査の方法

総合振興局又は振興局協議会は、市町村防災会議の協力を得て、別に定める調査基準に従い災害危険区域を調査し、把握するものとする。

3 調査対象区域

(1) 水防区域

降雨、融雪等で河川が増水し、河川の溢流、堤防の決壊等により災害が予測され、警戒を要する区域

(2) 高波・高潮・津波等危険区域

海岸地域で。高波・高潮・津波等により災害が予測され、警戒を要する区域

(3) 市街地における低地帯の浸水予想区域

大雨、河川の逆流等により市街地の低地帯で浸水が予測される区域

(4) 地すべり・崖崩れ等危険地域

降雨、地質等が原因で土砂崩れ、地すべり等により災害が予想され、警戒を要する区域

(5) 土石流危険渓流

降雨、地質等が原因で土砂崩れ、地滑り等により災害が予想され、警戒を要する区域

(6) 土石流危険渓流

降雨、地質等が原因で、土石流により災害が予想され、警戒を要する区域

4 調査事項

調査は、次に掲げる事項について行う。

(1) 危険区域の現況

(2) 予想される被害の規模

(3) 法律等における指定状況との関連

(4) 防災関係機関における整備計画

5 調査実施の期間

調査は、融雪出水期前、台風来襲期、その他異常な自然現象、題意規模災害発生のおそれのある時期等において、防災上必要と認められる場合に行う。

6 調査結果の取り扱い

(1) 総合振興局又は振興局協議会は、現地調査完了後すみやかに道防災会議会長に報告するものとする。

(2) 市町村防災会議は、災害危険区域を市町村地域防災計画に明示し、災害時の避難計画等に反映するものとする。

(3) 防災関係機関は、治山治水計画、災害発生防止計画、その他必要とする事業計画の実施について配慮するものとする。

○ 資料46 北海道雪害対策実施要綱

第1 目 的

この要綱は、北海道地域防災計画の定めるところにより、大雪、暴風雪及びなだれ等の災害（以下「雪害」という。）に対処するため、防災関係機関の実施事項を定めるとともに、市町村との連携を図り、雪害対策の総合的な推進を図ることを目的とする。

第2 防災会議の体制

1 連絡部の設置

雪害に関する予防対策及び応急対策の円滑な実施を図るため、北海道防災会議に次の機関で構成する「北海道雪害対策連絡部」（以下「連絡部」という。）を設置する。

北海道開発局、北海道農政事務所、北海道運輸局、札幌管区气象台、陸上自衛隊北部方面総監部北海道警察本部、北海道、公益財団法人北海道消防協会、全国消防長会北海道支部、東日本高速道路株式会社北海道支社、北海道旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社北海道支社、日本放送協会札幌放送局、東日本電信電話株式会社北海道事業部、株式会社N T T ドコモ北海道支社、K D D I 株式会社北海道総支社、ソフトバンク株式会社、日本赤十字社北海道支部、北海道電力株式会社

2 設置期間

11月1日から3月31日まで

3 連絡部の任務

連絡部の任務は、次のとおりとする。

- (1) 雪害に関する各種情報の収集等
- (2) 雪害対策における関係機関相互の緊密な連絡調整及び迅速な情報の交換
- (3) 雪害に対処するための除雪機械等に関する資料の収集
- (4) 雪害時における定時報告

9時 13時 17時

- (5) その他雪害対策に必要な事項

4 連絡部の招集

連絡部の招集は、雪害に関する気象等警報・注意報並びに情報等が発表され、事務局が札幌管区气象台と協議して、必要と認めたとときに行う。

また、事務局は必要に応じて、雪害による交通障害対策に迅速かつ的確に当たるため、連絡部関係機関の職員の招集を求めることができる。

5 連絡部の運営

連絡部は、連絡部を構成する機関の職員のうちから、当該機関の長が指名する職員をもって運営する。

連絡部の事務局は、北海道総務部危機対策局危機対策課内に置く。

第3 対策実施目標

雪害対策の期間及び実施目標は、次のとおりとする。

1 第一次目標

- (1) 期間 11月~12月中旬
- (2) 目標 除雪機械車両等の整備点検

2 第二次目標

(1) 期間 12月～3月

(2) 目標 豪雪等雪害に対処する除雪・排雪の推進

第4 防災関係機関の予防対策

1 気象観測及び情報収集

(1) 札幌管区気象台

札幌管区気象台は、必要と認める場合は観測資料及び雪害に関係のある警報、注意報並びに情報等を連絡部に通報する。

また、気象官署及びアメダスで観測した積雪について、積雪の状況を勘案し、毎日、積雪速報を作成し、札幌管区気象台のホームページに掲載することをもって通報に代える。

(2) 北海道開発局

北海道開発局は、事務所及び事業所等で観測する積雪状況等を把握し、その状況により災害の発生が予想される場合は、連絡部へ通報する。

(3) 北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社北海道支社

北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社北海道支社（以下「北海道旅客鉄道株式会社等」という。）は、駅等で観測する積雪状況を把握し、その状況により列車ダイヤに大きな支障が予想される場合は、連絡部へ通報する。

(4) 北海道

北海道は出張所等で観測する積雪状況等を把握し、その状況により災害が予想される場合は、連絡部へ通報する。

また、関係機関及び民間企業や地域住民等から地域的な異常気象の情報等の提供を受け、その状況により災害の発生が予想される場合は、連絡部へ通報する。

(5) 東日本高速道路株式会社北海道支社

東日本高速道路株式会社北海道支社は、事務所及び事業所等で気象監視用カメラ等で把握した積雪状況等により災害の発生が予想される場合は、連絡部へ通報する。

2 交通、通信、送電及び食料の確保

(1) 北海道開発局

北海道開発局が管理する道路で冬期間24時間体制で除雪作業を行い交通の確保を保つ。

(2) 北海道

北海道が管理する道路で冬期間除雪を行い、除雪作業による交通確保目標は路線の区分に応じて次のとおりである。

なお、夜間除雪を実施しない区間には、看板を設置し、夜間除雪未実施についての周知に努める。

種 類	標準交通量	除 雪 目 標
第 1 種	1,000 台/日以上	2 車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は交通を確保する。 異常降雪等においては、極力 2 車線確保を図る。
第 2 種	300 台/日以上 1,000 台/日未満	2 車線(5.5m)以上の幅員確保を原則とし、夜間除雪は実施しない。 異常降雪等においては、極力 1 車線以上の確保を図る。
第 3 種	300 台/日未満	2 車線幅員を確保することを原則とし、夜間除雪は実施しない。状況によっては 1 車線(4.0m)幅員で待避所を設ける。 異常降雪時においては、一時通行止めとすることもやむを得ないものとする。

(3) 東日本高速道路株式会社北海道支社

東日本高速道路株式会社北海道支社が管理する道路で冬期間 24 時間体制で除雪作業を行い交通の確保を保つ。

(4) 北海道警察本部

北海道警察本部は、雪害による交通の混乱を防ぐため、必要により道路管理者と協議のうえ通行の禁止、制限等の措置を講ずるものとする。

(5) 北海道旅客鉄道株式会社等

北海道旅客鉄道株式会社等は、雪害による列車ダイヤに支障を来さないよう除雪に努めるものとする。なお、雪害時においては、通勤、通学及び緊急必需物資の輸送に重点を置くものとする。

(6) 東日本電信電話株式会社北海道事業部、株式会社 N T T ドコモ北海道支社、K D D I 株式会社北海道総支社及びソフトバンク株式会社、東日本電信電話株式会社北海道事業部、株式会社 N T T ドコモ北海道支社、K D D I 株式会社北海道総支社及びソフトバンク株式会社（以下「東日本電信電話株式会社北海道事業部等」という）は、雪害により電気通信に支障を来さないよう必要な措置を講ずるものとする。

(7) 北海道電力株式会社

北海道電力株式会社は、着氷雪、風圧及び荷重に耐える設備の増強を図り、雪害により送電に支障を来さないよう努めるものとする。

(8) 北海道農政事務所

北海道農政事務所は、応急用食料の調達・供給に関する連絡調整等を行うものとする。

(9) 北海道運輸局

北海道運輸局は、雪害時における旅客及び貨物の円滑な輸送の確保に努めるものとする。

3 なだれ防止対策

住民に被害を及ぼすおそれのある、なだれ発生予防箇所を地域住民に周知させるため、関係機関は、自己の業務所管区域のなだれ発生予想箇所に、標示板による標示を行う等の措置を講ずるものとする。

(1) 北海道開発局

北海道開発局は、なだれ発生の可能性が想定される箇所について、随時パトロールを実施するとともに、必要に応じてなだれ防止柵設置等の整備に努めるものとする。

(2) 北海道

北海道は、標示板による標示を行うほか、なだれ発生予防箇所への巡視を強化するものとする。

(3) 北海道旅客鉄道株式会社等

北海道旅客鉄道株式会社等は、なだれの発生が予想される地点に、防護柵を設置する等の防災設備の増加に努めるとともに、状況に応じ線路警戒運転規制を実施し、列車運転の安全を期するものとする。

4 排 雪

道路管理者は、排雪に伴う雪捨場の設定に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

(1) 雪捨場は、交通に支障のない場所を設定すること、やむを得ず道路側面等を利用する場合は、車両の待避場を設ける等交通の妨げにならないよう配慮するものとする。

(2) 河川等を利用し、雪捨場を設定する場合は、河川の流下能力の確保に努め、溢水災害等の発生防止に十分配慮するものとする。

5 住民への啓発

連絡部の各機関は、日ごろからそれぞれの立場において、又は関係機関と連携・協力して雪害による被害防止に関する情報を住民に対し周知・啓発することに努めるものとする。

第5 防災関係機関の警戒体制

1 北海道開発局

(1) 北海道開発局は、気象官署の発する気象等警報・注意報並びに情報等や現地指定観測所の情報等を勘案し、必要と認める場合は、北海道開発局防災対策事務規程の定める体制に入るとともに、自己の管理する地域の状況の把握に努めるとともに、市町村に対し、積極的な防災支援を講ずるものとする。

(2) 雪害の発生が予想されるときは、必要により通行禁止、制限等の通行規制を行う等所要の対策を講ずるものとする。

2 北海道

(1) 北海道は、気象官署の発する気象等警報・注意報並びに情報等や現地指定観測所の情報等を勘案し、必要と認める場合は、北海道地域防災計画に定める非常配備体制に入るとともに、道関係出先機関に対し警戒体制を指示するものとする。

なお、状況に応じ自己の管理する地域へ連絡員を派遣し、状況の把握に努めるとともに、市町村に対し、積極的な防災支援を講ずるものとする。

(2) 雪害の発生が予想されるときは、必要により通行禁止、制限等の通行規制を行う等所要の対策を講ずるものとする。

(3) 雪害の発生が予想される場合は、必要によりNHK及び関係報道機関に対して住民に向けた注意喚起等の放送要請等、所要の対策を講ずるものとする。

3 東日本高速道路株式会社北海道支社

東日本高速道路株式会社北海道支社は、気象官署の発する気象等警報・注意報並びに情報等や現地気象観測所の情報並びに現地巡回等の情報等を勘案し、必要と認める場合は東日本高速道路(株)北海道支社雪氷対策要領に定める体制に入り交通の確保に努めるものとする。

4 北海道警察本部

北海道警察は、雪害の発生が予想されるときは、北海道警察災害警備計画に定める体制を整えるものとし、必要により道路管理者と協議の上、通行の禁止、制限等所要の対策を講ずるものとする。

5 北海道旅客鉄道株式会社等

北海道旅客鉄道株式会社等は、雪害の発生が予想されるときは、警戒体制に入り、その状況により、除雪に要する人員の確保、運転規制等を実施するものとする。

6 東日本電信電話株式会社北海道事業部等

東日本電信電話株式会社北海道事業部等は、雪害の発生が予想されるときは、警戒体制に入り、その状況により、巡視点検、安全上必要な防護、要員の配置等を実施し、電気通信の確保に努めるものとする。

7 北海道電力株式会社

北海道電力株式会社は、雪害の発生が予想されるときは、当該管轄地域毎に警戒体制に入り、状況により臨時巡視するとともに、既に配備済の復旧資器材の点検、整備及び人員の確保等に努めるものとする。

8 NHK及び関係報道機関

NHK及び関係報道機関は、雪害に関する情報を積極的に報道し、一般住民の雪害に対する注意喚起及び緊急時の避難等について所要の報道体制を整えるものとする。

9 その他の機関

その他の機関は、それぞれの立場において雪害発生時における応急措置の体制を整えるものとする。

第6 避難救出措置等

1 北海道

(1)雪害の発生により応急対策を実施する場合は、当該市町村と緊密な連絡をとり、北海道地域防災計画の定めるところにより、避難、救出、給水、食糧供給及び防疫等に万全の措置を講ずるものとする。

(2)雪害の状況により必要があると認める場合は、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

2 北海道警察本部

(1)雪害により住民の生命身体に危険が及ぶことが予想されるときは、自主避難を勧めるとともに、急を要するときで、市町村長が避難の指示が出来ないと認めるとき、又は、市町村長から要請のあったときは、避難を指示して誘導するものとする。

(2)雪害による被害者の救出、行方不明者の捜索を実施するものとする。

第7 災害対策本部の措置等

雪害により防災関係機関が災害対策本部を設置したときは、連絡部にその状況を通報するものとする。連絡部は、その状況を他の防災関係機関に連絡し、災害対策の一本化を図るものとする。

第8 総合振興局・振興局協議会の体制

総合振興局・振興局協議会は、本要綱に準じ、雪害対策地方連絡部を設置する等、雪害に対処する所要の措置を講ずるとともに管下市町村における雪害対策の積極的な指導を実施するものとする。

第9 市町村の体制

市町村は、雪害対策を積極的に実施するため、本要綱に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項につき十分留意するものとする。

- 1 雪害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- 2 雪害情報の連絡体制を確立すること。
- 3 災害警戒区域等の警戒体制を確立すること。

- 4 積雪における消防体制を確立すること。
- 5 雪害発生時における避難、救出、給水、食料供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。
- 6 孤立予想地域に対しては、次の対策を講ずること。
 - (1)食料の供給対策
 - (2)医療助産対策
 - (3) 応急教育対策
- 7 除雪機械、通信施設の整備点検を行うこと。
- 8 雪捨場の設定に当たっては、交通障害及び溢水災害等の発生防止について十分な配慮をすること。

○ 資料47 北海道融雪災害対策実施要綱

第1 目的

この要綱は、北海道地域防災計画の定めるところにより融雪災害に対処する防災関係機関の実施事項を定めるとともに、市町村との連携を図り、融雪災害対策の総合的な推進を図ることを目的とする。

第2 防災会議の体制

1 連絡部の設置

融雪災害に関する予防対策及び応急対策の円滑な実施を図るため、北海道防災会議に次の機関で構成する「北海道融雪災害対策連絡部」(以下「連絡部」という。)を設置する。

北海道開発局、北海道運輸局、札幌管区气象台、陸上自衛隊北部方面総監部、北海道警察本部、北海道、公益財団法人北海道消防協会、全国消防長会北海道支部、東日本高速道路株式会社北海道支社、東日本電信電話株式会社北海道事業部、株式会社N T T ドコモ北海道支社、K D D I 株式会社北海道総支社、ソフトバンク株式会社、日本放送協会札幌放送局、電源開発株式会社東日本支店北海道事務所、北海道旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社北海道支社、北海道電力株式会社

2 設置期間

3月15日から6月15日まで

3 連絡部の任務

- (1) 融雪災害対策に関する各種情報の収集
- (2) 融雪災害対策に関する関係機関相互の連絡調整及び情報交換
- (3) 融雪災害時における定時報告9時、13時、17時
- (4) その他融雪災害対策に必要な事項

4 連絡部の招集

連絡部は、北海道防災会議常任幹事である北海道総務部危機対策局危機対策課長が必要と認めた場合に招集する。

5 連絡部の運営

連絡部は、連絡部を構成する機関のうちから、当該機関の長が指名する職員をもって運営する。連絡部の事務局は、北海道総務部危機対策局危機対策課内に置く。

第3 予防対策

1 気象情報及び積雪状況の把握

- (1) 札幌管区气象台は、積雪状況等の観測資料及び融雪災害に関する気象等警報・注意報並びに情報等を連絡部及び関係機関に通報するものとする。

また、気象官署及びアメダスで観測した積雪について、積雪の状況を勘案し、毎日、積雪速報を作成し、札幌管区气象台のホームページに掲載することをもって通報に代える。なお、積雪の状況等により北海道総務部危機対策局危機対策課と協議して、終了日を変更することがある。

- (2) 北海道旅客鉄道株式会社は、所属の観測所が観測した積雪に関する情報等を随時気象官署に通報するものとする。また、道路管理者は、パトロール等により確認した積雪・融雪に関する情報等について、必要に応じ気象官署に通報するものとする。

- (3) 連絡部は、積雪状況及び融雪状況を把握するため、随時現地調査を実施するほか、必要と認

める場合は、航空査察を実施するものとする。

2 融雪出水対策

- (1) 北海道開発局及び北海道は、融雪出水期における警戒地域を調査して連絡部に通報するとともに、関係市町村等と事前に予防対策を樹立し、常に警戒に当たるものとし、水防用資器材及び通信機材の整備点検を行うものとする。
- (2) 河川管理者は、河川が融雪、結氷、捨雪及びじんかい等により河道が著しく狭められ出水による災害が予想される場合は、融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、あわせて、樋門、樋管等河川管理施設の整備点検を十分行うとともに、堰、水門等河川工作物の管理者並びに河川の上流部に集積している木材の搬出等について関係者に指導を行い、流下能力の確保を図るものとする。
- (3) ダム、貯水池等(以下「ダム等」という。)水防上重要な施設の管理者(以下「ダム管理者等」という。)は融雪出水前に管理施設の整備点検を十分行うとともに、ダム等の放流を行う場合は、ダム等操作規則等に基づき下流に急激な水位の変動を生じないように留意し、関係機関及び地域住民への伝達が的確かつ迅速に行われるよう、通報体制の確立を図るものとする。

3 なだれ等対策

- (1) 道路管理者は、なだれ発生の可能性が想定される箇所について、パトロールを行うとともに、地域住民、生徒、児童及びドライバーに対し、新聞、テレビ、ラジオ等を利用して広報活動を積極的に行うものとする。
また、気象情報を把握し、なだれの発生が予想される場合は、関係機関との緊密な連絡を保ち、迅速に当該道路の通行規制等の措置を講ずるものとする。
- (2) 北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社北海道支社は、常になだれの発生が予想される地点の状況の把握に努め、状況に応じ線路警戒、運転規制を実施し、列車の安全運転を期するものとする。
- (3) 関係防災機関は、融雪期に警戒が必要な崖崩れ及び地すべり等について、日ごろから市町村等と連携して住民に対する啓発に努めるとともに必要な措置を講ずるものとする。

4 交通の確保

道路管理者は、積雪、捨雪及びじんかい等により道路側溝の機能が低下し、溢水災害が発生するのを防止するため、融雪出水前に道路側溝内の障害物の除去に努め、排水能力の確保を図るものとする。

5 通信及び送電の確保

東日本電信電話株式会社北海道事業部等及び北海道電力株式会社は、融雪出水及びなだれにより電気通信及び送電に支障を来さないよう十分配慮するものとする。

6 広報活動

- (1) 防災関係機関は、融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が十分得られるよう、あらゆる広報媒体を通じ、水防思想の普及徹底に努めるものとする。
- (2) 日本放送協会札幌放送局及び関係報道機関は、融雪に関する情報を積極的に報道し住民の融雪出水、なだれ等に関する注意を喚起し、緊急時の避難等について、所要の報道体制を整えるものとする。

第4 応急対策

1 防災関係機関の措置

防災関係機関は、融雪出水、なだれ等による災害が発生した場合は、直ちにその状況を連絡部

に通報するとともに関係機関と緊密な連携を保ち、所要の措置を講ずるものとする。

2 避難・救出等の措置

- (1) 北海道は、融雪災害の発生により応急対策を実施する場合は、当該市町村と緊密な連絡をとり北海道地域防災計画の定めるところにより避難、救出、給水、食料供給及び防疫等に万全の措置を講ずるものとし、災害の態様により必要と認める場合は、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。
- (2) 北海道警察本部は、融雪、なだれ、崖崩れ及び地すべり等の災害により住民の生命、身体に危険が及ぶことが予想される時は、自主避難を勧めるとともに急を要するときで市町村長の指示ができないと認めるとき、又は市町村長からの要請があったときは避難を指示して誘導するものとする。

第5 災害対策本部の設置等

融雪災害により防災関係機関が災害対策本部を設置したときは、連絡部にその状況を通報するものとする。連絡部は、その状況を他の防災関係機関に連絡し、災害対策の一本化を図るものとする。

第6 総合振興局・振興局地域災害対策連絡協議会の体制

総合振興局・振興局地域災害対策連絡協議会は、本要綱に準じ、融雪災害対策地方連絡部を設置するなど、融雪災害に対処する所要の措置を講ずるとともに、管下市町村における融雪災害対策の積極的な指導を行うものとする。

第7 市町村の体制

市町村は、融雪災害対策を積極的に実施するため、本要綱に準じ所要の措置を講ずるとともに、特に次の事項に十分留意するものとする。

- 1 融雪災害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- 2 気象情報及び融雪状況の把握に努め、連絡体制を確立すること。
- 3 融雪出水、なだれ、崖崩れ、地すべり発生予想箇所の警戒体制を確立すること。
- 4 融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、流下能力の確保を図ること。
- 5 融雪災害時に適切な避難指示ができるようにしておくこと。
- 6 災害の発生又は発生のおそれのある場合における連絡体制及び出動体制並びに避難・救助体制を確立すること。
- 7 水防資器材、通信連絡施設の整備点検を行うこと。
- 8 道路側溝及び排水溝などの流下能力確保のため、住民協力による氷割デー、河道清掃デー等の設定に努めること。
- 9 融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が得られるよう、水防思想の普及徹底に努めること。

○ 資料48 北海道消防防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、北海道内の市町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）が、災害による被害を最小限に軽減するため、北海道の所有する消防防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリコプター」という。）の応援を求めることに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(災害の範囲)

第2条 この協定において「災害」とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請等)

第3条 災害が発生した市町等（以下「発災市町等」という。）の長は、次のいずれかに該当し、消防防災ヘリコプターによる活動を必要と判断する場合に、北海道知事（以下「知事」という。）に対して、この協定に基づき応援要請を行うものとする。

- (1) 発災市町等の消防力によっては災害防止が著しく困難な場合
- (2) 災害が、隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (3) その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

2 応援要請は、北海道総務部防災消防課防災航空室に電話等により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び災害現場への連絡方法
- (5) 消防防災ヘリコプターが離着陸する場所及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第4条 知事は、前条第1項の規定による消防防災ヘリコプターの応援要請を受けた場合において、災害発生現場の気象状況等を確認し飛行が可能な場合は、総務部防災消防課防災航空室防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）を派遣するものとする。

2 知事は、消防防災ヘリコプターの応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに発災市町等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第5条 前条第1項の規定により防災航空隊を派遣した場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町等の消防長が行うものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第6条 第3条第1項の規定による応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町等の長からの知事への応援要請をもって、隊員を派遣している市町等の長に対し北海道広域消防相互応援協定（以下「消防相互応援協定」という。）第7条第1項の規定による応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第7条 この協定に基づく応援に要する隊員の出勤に係る旅費及び諸手当並びに消防防災ヘリコプターの燃料費は、消防相互応援協定第10条の規定にかかわらず、北海道が負担するものとする。

る。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度知事と市町等の長とが協議して決定するものとする。

附 則

この協定は、平成8年7月1日から適用する。

この協定締結を証するため、本書73通を作成し、知事及び市町等の長は、記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成8年6月25日

北海道知事

札幌市長

○ 資料49 災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定

北海道と各市町村の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長は、災害時等における北海道（以下「道」という。）及び市町村相互の応援に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、道内における災害時又は武力攻撃事態、武力攻撃予測事態若しくは緊急対処事態（以下「災害時等」という。）において、被災市町村（災害時に被災した市町村又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置を実施する必要のある市町村のみでは避難、救援等の応急措置又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置（以下「応急措置等」という。）を十分に実施できない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項及び第68条第1項又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第17条第1項及び第18条第1項若しくは同法第183条において準用する第17条第1項及び第18条第1項の規定に基づく道及び市町村相互の応援（以下「応援」という。）を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- （1）食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- （2）被災者等（避難住民並びに災害、武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害の被災者をいう。以下同じ。）の救出、医療及び防疫、施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供及びあっせん
- （3）避難、救援及び救出活動等に必要な車両等の提供及びあっせん
- （4）避難、救援、救護、救助活動及び応急措置等に必要な職員の派遣
- （5）被災者等の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- （6）前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（地域区分）

第3条 応援の円滑な実施を図るため、市町村を別表の支庁地域に区分するものとする

（道の役割）

第4条 道は、市町村の処理する防災及び国民保護に関する事務又は業務の実施を支援するとともに、市町村との連絡調整、情報交換等につき総合調整を果たすものとする。

（連絡担当部局）

第5条 道及び市町村は、必要な情報等を相互に交換することなどにより応援の円滑な実施を図るため、予め連絡担当部局を定めるものとする。

（応援の要請の区分）

第6条 応援の要請は、被災市町村の長から知事又は他の市町村の長に対し、災害の規模等に応じて次に掲げる区分により行うものとする。

- （1）第1要請 被災市町村の長が当該支庁地域内の市町村の長に対して行う応援の要請
- （2）第2要請 被災市町村の長が他の支庁地域の市町村の長に対して行う応援の要請

(3) 第3要請 被災市町村の長が知事に対して行う応援の要請

(応援の要請の手続)

第7条 被災市町村の長は、次に掲げる事項を明らかにして、前条に規定する区分に応じ、知事又は他の市町村の長に対し応援の要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 第2条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 第2条第3号に掲げる車両等の種類、規格及び台数
- (4) 第2条第4号に掲げる職員の職種別人員
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に定めるもののほか、応援の実施に関し必要な事項

2 応援の要請を受けた知事及び市町村の長は、応援の要請に応じる場合にあってはその応援の内容を、応援の要請に応じることができない場合にあってはその旨を当該被災市町村の長に通報するものとする。

3 前2項に規定する応援の要請及び応援の可否に関する通報は、第1要請及び第2要請にあっては、原則として道を経由して行うものとする。

(応援の経費の負担)

第8条 応援に要した経費は、応援を受けた被災市町村において負担するものとする。

2 応援を受けた被災市町村において前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合には、応援を受けた被災市町村の求めにより、応援を行った道及び市町村は、当該経費を一時繰替(国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。)支弁するものとする。

3 前2項の規定により難しい場合については、その都度、応援を受けた被災市町村と応援を行った道及び市町村が協議して定めるものとする。

(自主応援)

第9条 知事及び市町村の長は、被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であって必要があると認めたときは、自主的に、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援を行うものとする。

2 自主応援については、第7条第1項の規定による被災市町村の長からの要請があったものとみなす。

3 自主応援に要する経費の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災市町村の情報収集に要する経費は、応援を行った道及び市町村において負担するものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、道及び市町村相互において締結している北海道広域消防相互応援協定、北海道消防防災ヘリコプター応援協定その他の災害時の相互応援に係る協定を妨げるものではない。

(その他)

第11条 この協定の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

2 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成 20 年 6 月 10 日から施行する。

平成 9 年 11 月 5 日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自 1 通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする

平成 20 年 6 月 10 日

北海道
北海道知事

北海道市長会
北海道市長会長

北海道町村会
北海道町村会長

別 表

地 域 区 分	構 成 市 町 村
石 狩 支 庁	石狩支庁管内の市町村
渡 島 支 庁	渡島支庁管内の市町
檜 山 支 庁	檜山支庁管内の町
後 志 支 庁	後志支庁管内の市町村
空 知 支 庁	空知支庁管内の市町
上 川 支 庁	上川支庁管内の市町村
留 萌 支 庁	留萌支庁管内の市町村
宗 谷 支 庁	宗谷支庁管内の市町村
網 走 支 庁	網走支庁管内の市町村
胆 振 支 庁	胆振支庁管内の市町
日 高 支 庁	日高支庁管内の町
十 勝 支 庁	十勝支庁管内の市町村
釧 路 支 庁	釧路支庁管内の市町村
根 室 支 庁	根室支庁管内の市町

○ 資料50 災害時の応援に関する協定

財務省北海道財務局（以下「甲」という。）、北海道（以下「乙」という。）及び北海道内の市町村（「丙」）の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長（以下「丁」という。）は、北海道内で相当規模の災害が発生した場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「法」という。）第74条の3の規定に基づく甲の乙又は丙に対する応援（以下「応援」という。）を円滑に行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、北海道内で相当規模の災害が発生した場合において、甲、乙及び丙の連携により初動時の情報収集、伝達を迅速に実施するほか、甲の乙及び丙への応援による各種業務の実施により、乙又は丙における円滑且つ迅速な災害復旧事務の遂行とともに民生の安定が図られることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定で「相当規模の災害」とは、次の各号に掲げる災害をいう。

- （1）法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は法第28号の2に規定する緊急災害対策本部が設置された災害
- （2）災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の行われる災害
- （3）乙に法第23条に規定する災害対策本部が設置された災害のうち、特に乙が必要と認めるもの

（災害情報の収集・伝達）

第3条 相当規模の災害が発生した場合には、甲、乙及び丙相互に連携し、情報の収集と伝達を行うものとする。

- 2 甲、乙及び丙は、予め連絡体制を整備しておくものとする。

（支援の内容）

第4条 甲の応援により、甲が支援する業務の内容は、次の各号に掲げる事務及び作業とする。

- （1）避難施設運営補助（支援物資運搬、避難施設巡回等）
- （2）災害ボランティア及び支援物資等の受付事務
- （3）有価物（現金、保険証、貴金属等の遺失物）の分別作業
- （4）り災証明書申請受付及び発行に関する業務
- （5）り災建物判定にかかる現地調査補助
- （6）その他乙又は丙の職員の指示に基づく災害応急対策に関する事務及び作業

（応援の要請）

第5条 相当規模の災害が発生した場合において、乙又は丙が必要に応じ第4条に定める応援の要請を行う場合は、甲に対して電話連絡等、口頭により要請を行い、事後速やかに要請内容を記載した文書を提出するものとする。

- 2 丙からの要請については、乙を経由するものとする。

（応援の実施）

第6条 甲は、乙若しくは被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であって必要があると認めるときは、自主的に又は乙との連携により、被災市町村の被災状

況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援を行うものとする。

2 自主応援については、第5条第1項の規定による要請があったものとみなす。

(費用負担)

第8条 甲の派遣に要する費用は、原則として甲が負担するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項に関しては、その都度、甲、乙及び丙が協議するものとする。

附則

1 この協定は、平成26年3月28日から施行する。

2 この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙及び丁記名押印の上、各自1通を保有し、丁は丙に対し、その写しを交付するものとする。

平成26年3月28日

甲 財務省北海道財務局
北海道財務局長

乙 北海道
北海道知事

北海道市長会
北海道市長会長

丁
北海道村長会
北海道村長会長

○ 資料51 北海道広域消防相互応援協定

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 21 条の規定に基づき、北海道広域消防相互応援協定を次のとおり締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 21 条の規定に基づき、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の応援体制を確立し、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれのある場合に有効に対処することを目的とする。

（対象とする災害）

第 2 条 この協定の対象とする災害は、法第 1 条に規定する水火災又は地震等の災害で、市町等の応援を必要とするものとする。

（地域区分）

第 3 条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、市町等を別表に掲げる地域に区分する。

（代表消防機関の設置及び任務）

第 4 条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、別表に規定する地域ごとに地域代表消防機関を置き、地域代表消防機関を総括する総括代表消防機関を置く。

2 地域代表消防機関及び総括代表消防機関の選定は、市町等の消防長の協議により行う。

3 地域代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 総括代表消防機関及び当該地域内消防本部との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (2) 当該地域内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。
- (3) 応援の要請時における当該地域内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

4 総括地域代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 北海道との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (2) 地域代表消防機関との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (3) 北海道内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。
- (4) 応援の要請時における北海道内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

（応援の種別）

第 5 条 この協定による応援の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 陸上応援 消防隊、救助隊、救急隊又は支援隊（情報収集、伝達、広報等の活動を行う隊をいう。以下同じ。）による応援
- (2) 航空支援 回転翼航空機を装備した消防吏員の一隊（以下「航空隊」という。）による応援

（応援隊等の登録）

第 6 条 市町等は、応援が可能な消防隊、救助隊、救急隊、支援隊及び航空隊（以下「応援隊」という。）並びに資機材をあらかじめ登録するものとする。

（応援要請の方法）

第 7 条 応援の要請は、災害が発生し、又は発生するおそれのある市町等（以下「要請側」という。）の長から他の市町等の長に対し、災害の規模等に応じて次の区分により行う。

(1) 陸上応援要請

ア 第 1 要請 当該市町等が隣接の市町等に対して行う応援要請

イ 第 2 要請 当該市町等が構成する別表の地域内の他の市町等に対して行う応援要請

(第1要請を除く。)

ウ 第3要請 当該市町等が構成する別表の地域外の市町等に対して行う応援要請(第1要請を除く。)

(2) 航空応援要請

航空隊の応援を必要とする応援要請

2 陸上応援要請は、第1要請、第2要請、第3要請の順に行うものとする。ただし、要請側の長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

3 前項の陸上応援要請のうち、第2要請にあつては要請側の地域代表消防機関を、第3要請にあつては要請側の地域代表消防機関、総括代表消防機関及び応援要請をされた市町等の地域代表消防機関を経由して行うものとする。

(応援要請の代行)

第7条の2 地域代表消防機関を置く市町等の長は、災害の状況により応援の必要があると認めるときは、北海道知事及び総括代表消防機関を置く市町等の長と協議し、要請側の長に代わり他の市町等の長に応援の要請をすることができるものとする。

2 前項の応援の要請は、前条の規定により要請側の長が行った応援の要請とみなすものとする。

(応援隊の派遣)

第8条 前2条の規定により応援の要請を受けた市町等(以下「応援側」という。)の長は、特別の事情がない限り、応援隊を派遣するものとする。

2 応援側の長は、応援隊を派遣するときは、要請側の長に対し、その旨を通知しなければならない。この場合において、第7条第3項の規定により経由することとされている代表消防機関を経由した応援要請にあつては、当該代表消防機関を経由して通知するものとする。

(応援隊の指揮)

第9条 応援隊の指揮は、要請側の長が行うものとする。

(応援経費の負担)

第10条 陸上応援に要する経費は、要請側の負担とする。ただし、次の各号に掲げる経費は、応援側の負担とする。

- (1) 応援隊員の出勤に係る旅費及び諸手当
- (2) 車両及び機械器具の燃料費(現地で調達したものを除く。)
- (3) 車両及び機械器具の修理費
- (4) 消耗品の補充費(現地で調達したものを除く。)

2 航空応援に要する応援隊員の出勤に係る旅費及び諸手当並びに回転翼航空機の燃料費は、原則として要請側の負担とする。

3 応援側の長は、前2項の規定により要請側の負担とされる経費を要請側の長に直接請求するものとする。

(損害賠償)

第11条 応援隊の応援に伴い発生した事故の処理に要する次の各号に掲げる経費は、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害賠償に要する経費は、応援側の負担とする。

- (1) 土地、建物、工作物等に対する損害賠償
- (2) 一般人の死傷に伴う損害賠償

2 前項に定める要請側の負担額は、応援側が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度市町等の長

が協議して決定するものとする。

(委任)

第13条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町等の消防長が協議して定める。

附 則

この協定は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年7月25日締結)

この協定は、平成6年8月1日から施行する。

本協定の成立を証するため、協定書72通を作成し、記名押印のうえ市町等において各1通を保有する。

平成3年2月13日

別 表

地域	構成市町等
道 西 地 域	函館市、森町、長万部町、渡島西部広域事務組合、南渡島消防事務組合、渡島東部消防事務組合、檜山広域行政組合
道 南 地 域	室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、白老町、西胆振消防組合、胆振東部消防組合、日高東部消防組合、日高中部消防組合、日高西部消防組合
道 央 地 域	札幌市、小樽市、夕張市、美唄市、江別市、赤平市、三笠市、千歳市、歌志内市、恵庭市、広島町、上砂川町、石狩北部地区消防事務組合、羊蹄山ろく消防組合、岩内寿都地方消防組合、北後志消防組合、滝川地区広域消防事務組合、岩見沢地区広域消防事務組合、深川地区消防組合、砂川地区広域消防組合、南空知消防組合
道 北 地 域	旭川市、増毛町、上川北部消防事務組合、士別地方消防事務組合、上川南部消防事務組合、大雪消防組合、上川中部消防組合、富良野地区消防組合、北留萌消防組合、留萌消防組合、稚内地区消防事務組合、利尻礼文消防事務組合、南宗谷消防組合
道 東 地 域	釧路市、帯広市、根室市、留辺蘂町、網走地区消防組合、北見地区消防組合、紋別地区消防組合、遠軽地区広域組合、美幌・津別消防事務組合、斜里地区消防組合、西十勝消防組合、北十勝消防事務組合、東十勝消防事務組合、池北三町行政事務組合、南十勝消防事務組合、釧路北部消防事務組合、釧路東部消防組合、釧路西部消防組合、根室北部消防事務組合

○ 資料52 北海道地方における災害時の応援に関する申合せ

北海道開発局長（以下「甲」という。）と、古平町長（以下「乙」という。）は、災害時において、甲から乙に対する応援が円滑に行われるよう、次のとおり申合せを行う。

（目的）

第1条 この申合せは、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等に被害が発生した場合に、被害の拡大や二次災害の防止に資するため、甲が被災直後の緊急的な対応（以下「応援」という。）を実施することにより、国民の安全・安心を確保し、もって民生の安定を保持することを目的とする。

（定義）

第2条 この申合せにおいて、「大規模自然災害発生時」とは、地震、津波、風水害、土砂災害、雪害、火山噴火等の自然災害により社会的な影響が大きい重大な被害が発生した場合をいう。

2 この申合せにおいて、「管轄開発建設部」とは、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等を管理する甲の機関である開発建設部をいう。

（応援の要請）

第3条 乙は、大規模自然災害発生時に、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等に被害が発生し、甲による応援が必要と判断した場合は、電話またはファクシミリ等により甲に応援を要請することができる。

（応援の実施）

第4条 甲は、次の各号に掲げる場合において、乙に対して応援を実施することができるものとする。

(1) 大規模自然災害発生時に、乙から応援の要請を受けた場合

(2) 大規模自然災害発生時に、乙から応援の要請がない場合であっても、被災状況によっては特に緊急を要し、かつ要請を待ついとまがないと甲が認め、独自に応援を行うと判断した場合

(3) その他、特に甲が緊急に応援を実施する必要があると認めた場合

2 甲が独自の判断により応援を実施する場合には、乙に対して応援内容を速やかに通知するものとする。

（応援の内容）

第5条 前条に基づく甲の応援の内容は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 土木施設等の被害状況の把握

(2) 二次災害の防止に資する応急措置の準備（資機材の運搬、被災箇所の監視、進入路の確保等）

(3) その他、甲が緊急に応援を実施する必要があると認めるもの

（費用負担）

第6条 乙の要請に基づく甲の応援の実施に要する費用は、他に特段の定めのある場合を除き、原則として乙の負担とする。ただし、乙の負担を求めることが困難又は不適當な場合は、相互に協議するものとする。

（相互の情報交換）

第7条 甲、乙及び管轄開発建設部は、災害時の協力が円滑に実施されるよう、平時から緊急時の連絡体制等に関する情報交換を行うものとする。

（他の協定との関係）

第8条 この申合せは、乙が既に締結している他の相互応援に関する協定等による応援及び新たな相互応援に関する協定等の締結を妨げるものではない。

(その他)

第9条 この申合せに疑義を生じたとき、又はこの申合せに定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議の上定めるものとする。

(適用)

第10条 この申合せは、平成22年5月31日から適用するものとする。

平成22年5月31日

甲 北海道開発局長

乙 古平町長

○ 資料53 災害時の医療救護活動に関する協定書

災害時における救護活動の万全を期するため、北海道(以下「甲」という。)と社団法人北海道医師会(以下「乙」という。)とは、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、北海道地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(救護班の派遣)

第2条 甲は、北海道地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに救護班を編成し、災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

(災害医療救護計画の策定及び提出)

第3条 乙は、前条の規定により医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

(救護班の業務)

第4条 救護班は、甲又は市町村が避難所、災害現場等に設置する救護所において医療救護活動を行うことを原則とする。

2 救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急措置及び医療
- (2) 傷病者の収容医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 被災者の死亡の確認及び死体の検案

(救護班に対する指揮命令等)

第5条 救護班に対する指揮命令及び医療救護活動に係る連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

(医薬品の補給等)

第6条 甲は、医薬品及び衛生材料の補給、救護班の輸送、通信の確保等、医療救護活動が円滑に実施されるために必要な措置を講ずるものとする。

(収容医療機関の指定)

第7条 乙は、甲が傷病者の収容医療機関を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

(医療費)

第8条 救護所における医療費は、無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(費用弁償等)

第9条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 救護班の編成及び派遣に要する費用
- (2) 救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助金
- (4) 前各号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したもの

(市町村及び郡市医師会との調整)

第10条 甲は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき市町村の行う医療救護活動が、本協定に準じ、郡市医師会の協力を得て円滑に実施されるよう、必要な調整を行うもの

とする。

2 乙は、前項の規定による市町村の医療救護活動が円滑に実施されるよう、郡市医師会に対し、必要な調整を行うものとする。

(細目)

第 11 条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施のために必要な事項は、別に定める。

(協議)

第 12 条 この協定に定めのない事項について、又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 13 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。但し、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示もないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

昭和 62 年 12 月 22 日

甲 北海道北海道知事

乙 社団法人北海道医師会会長

○ 資料54 災害時の歯科医療救護活動に関する協定書

災害時における歯科救護活動の万全を期するため、北海道(以下「甲」という。)と社団法人北海道歯科医師会(以下「乙」という。)とは、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、北海道地域防災計画に基づき甲が行う歯科医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(救護班の派遣)

第2条 甲は、北海道地域防災計画に基づき歯科医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに救護班を編成し、災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

(災害医療救護計画の策定及び提出)

第3条 乙は、前条の規定により歯科医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

(救護班の業務)

第4条 救護班は、甲又は市町村が避難所、災害現場等に設置する救護所において歯科医療救護活動を実施するものとする。

2 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
- (2) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の設定
- (3) 避難所内における転送困難な患者及び軽易な患者に対する歯科治療、衛生指導
- (4) 検死、検案に際しての法歯学上の協力

(救護班に対する指揮命令等)

第5条 救護班に対する指揮命令及び歯科医療救護活動に係る連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

(医療品の補給等)

第6条 甲は、医薬品及び衛生材料の補給、救護班の輸送、通信の確保等、歯科医療救護活動が円滑に実施されるために必要な措置を講ずるものとする。

(収容医療機関の指定)

第7条 乙は、甲が傷病者の収容医療機関を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

(医療費)

第8条 救護所における医療費は、無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(費用弁償等)

第9条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 救護班の編成及び派遣に要する費用
- (2) 救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 救護班員が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助金
- (4) 前各号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したもの

(市町村及び郡市区歯科医師会との調整)

第10条 甲は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき市町村の行う歯科医療救護活動が、本協定に準じ、郡市区歯科医師会の協力を得て円滑に実施されるよう、必要な調整を行うものとする。

2 乙は、前項の規定による市町村の歯科医療救護活動が円滑に実施されるよう、郡市区歯科医師会に対し、必要な調整を行うものとする。

(細目)

第11条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施のために必要な事項は、別に定める。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項について、又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期限)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。但し、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示もないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成9年4月14日

甲 北海道北海道知事

乙 社団法人北海道歯科医師会会長

○ 資料55 関係機関等との災害時における協定一覧

協定締結事業者等一覧

(令和6年3月現在)

	協定書名 (締結月日)	協定先	協定内容
1	災害時におけるレンタル機器の供給に関する協定 (平成25年2月20日)	(株)共成レンテム	物資供給及び物資運搬・輸送
2	災害等の発生時における古平町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定 (平成23年8月25日)	北海道エルピーガス災害対策協議会	物資供給及びライフライン復旧
3	災害時協力協定書 (平成23年2月16日)	北海道電気保安協会	公共施設補電力復旧に必要な応急対策・工事
4	災害対応型自動販売機による共同事業に関する協定書 (平成21年12月14日)	北海道コカ・コーラボトリング(株)	物資供給
5	災害発生時における古平町内郵便局と古平町の協力に関する協定 (平成20年6月30日)	日本郵便株式会社 古平町内郵便局	物資運搬・輸送、災害広報
6	災害時における被災車両等の移動に関する協力協定 (平成19年7月13日)	札幌市地方自動車整備振興会余市支部	自走が困難となった車両の移動及び一時保管
7	国道229号通行止め時の公の施設の相互利用に関する協定 (平成11年3月26日)	余市町・積丹町	避難収用
8	古平町所管公共土木施設における災害時の協力体制に関する実施協定 (平成20年1月15日)	古平建設協会長	公共土木施設の被害調査及び災害応急対策等
9	海拔標示板設置協定書 (平成26年10月7日)	北海道電力	電柱を利用した海拔表示板の設置
10	災害時等における施設の利用及び協力に関する協定書 (平成27年1月14日)	社会福祉法人古平福祉会	避難場所等として利用
11	大規模災害時等の連携に関する協定書 (平成27年1月23日)	陸上自衛隊第11旅団第11特科隊	災害応急対策
12	災害時等における緊急・救護輸送に関する協定書 (平成28年3月28日)	札幌地区トラック協会北後志支部	物資の緊急・救援輸送
13	災害時における防疫活動業務の協力に関する協定書 (平成30年9月21日)	株式会社北日本消毒	災害時の防疫活動
14	大規模災害時における相互協力に関する基本協定及び大規模災害時における停電復旧作業の支援に関する覚書 (令和3年7月15日)	北海道電力株式会社・北海道電力ネットワーク株式会社	大規模災害時における停電復旧作業の相互協力

15	古平町とヤマト運輸株式会社との包括連携協定 (令和3年9月24日)	ヤマト運輸株式会社札幌主管支店	災害時における物資拠点の運営と緊急輸送等
16	北後志広域防災連携に係る協定 (令和4年3月29日)	北後志5町村(積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村)、サツドラホールディングス株式会社、BELL・ホールディングス株式会社、ベル・データ株式会社、株式会社ワンテール	災害時における応援や職員派遣、支援物資の供給輸送等の広域連携
17	災害に係る情報発信等に関する協定 (令和4年7月19日)	ヤフー株式会社	災害時における防災アプリを通じた住民への情報提供等
18	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定 (令和5年11月28日)	一般社団法人日本ムービングハウス協会	災害時における迅速な仮設住宅供給体制の構築・強化

資料 55-1 災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書

古平町（以下「甲」という。）と株式会社共成レンテム（以下「乙」という。）は、古平町に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）におけるレンタル機材の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に甲の要請に応じ、乙が保有するレンタル機材を供給することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「レンタル機材」とは、仮設トイレ、発電機等の乙が保有するレンタル機材一式をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時において、レンタル機材を必要とするときは、乙に対して乙の保有する機材の供給について協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書を持って要請するいとまがないときは、口頭又は電話等により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

（協力実施）

第4条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、保有機材の優先供給及び運搬に対する協力を積極的に努めるものとする。

乙は、甲の要請に的確に対応するため、保有機材の供給可能な体制を保持するものとする。

（運搬）

第5条 機材の運搬は、甲又は乙の指定するものを行うものとする。この場合において、甲は必

要に応じて乙に対し運搬の協力を求めることができる。

(費用)

第6条 前2条の規定により、乙が供給した機材のレンタル料及び乙が行った運搬の費用については、甲が負担するものとする。この場合において、当該費用は甲乙協議の上、適正価格を算出するものとする。

(引渡し)

第7条 機材の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該引渡場所に職員を派遣し、機材を確認の上、引渡しを受けるものとする。

(実施に関し必要な事項等の決定)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(協定の有効期限)

第9条 この協定の有効期間は、締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了日の1月前までに、甲乙いずれからも文書をもって協定の終了を通知しないときは、有効期満了日の翌日から1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年2月20日

甲 古平町大字浜町40番地4
古平町
古平町長

乙 帯広市西18条北1丁目14番地
株式会社 共成レンテム
代表取締役社長

資料 55-2 災害等の発生時における古平町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定

古平町（以下「甲」という。）と北海道エルピーガス災害対策協議会（以下「乙」という。）は、古平町の区域内に災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害等の発生時」という。）における応急・復旧活動の支援に関して、必要な事項を定め、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第1条 この協定における「災害等」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める災害、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に定める武力攻撃災害及び緊急対処事態（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第1項に規定する緊急対処事態をいう。）により直接又は間接に生じる人的又は物的災害をいう。

（協力体制の確保）

第2条 災害等の発生時に必要な応急・復旧活動を行うため、甲は、乙に対し情報提供及び第4条の規定による要請を行うこととし、乙は、それを受け乙の会員事業者に対して必要な指示を行うものとする。

（応急・復旧活動支援の範囲）

第3条 この協定の対象となる応急・復旧活動支援とは、次に掲げるものとする。

- （1）被災場所におけるLPガスの被害状況及び復旧状況の情報提供
- （2）被災場所における応急措置及び復旧工事
- （3）避難場所等へのLPガスの供給及び供給に必要な関連機器の設置工事
- （4）LPガス供給停止が長期となった場合の簡易コンロ等の手配
- （5）大規模火災現場におけるLPガス設備の撤去等の安全対策
- （6）その他甲が必要とする要請事項

（応急・復旧活動の支援要請）

第4条 甲は、災害等の発生時に必要があると認めるときは、乙に対し応急・復旧活動の支援を要請できるものとする。要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名のうえ各自1通を保有する。

平成23年8月25日

甲 古平郡古平町大字浜町40番地4
古平町
古平町長

乙 小樽市稲穂2丁目22番4号
北海道エルピーガス災害対策協議
現地本部長

資料 55-3 災害時協力協定書

古平町（以下「甲」という。）と財団法人北海道電気保安協会（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、古平町内において自然災害や重大事故が発生した場合、及び、発生するおそれがある場合の、甲の電気使用設備の安全点検・検査の実施について定め、古平町内における迅速かつ円滑な災害復旧活動に資することを目的とする。

（対象とする災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、台風、地震等の自然災害及び大規模停電、大規模火災・爆発等の重大事故が発生した場合、及び、発生するおそれがある場合で、甲が乙に対して協力を要請する必要があると認めた災害とする。

（応急対策活動の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策活動は、次のとおりとする。

- （1）公共施設の電力復旧のために必要な調査等の応急対策活動
- （2）公共施設の電力復旧工事の監督、指導及び検査
- （3）その他、甲が必要と認める応急対策活動

（協力要請）

第4条 甲は、前条の応急対策活動の実施について、乙に対し、次に掲げる事項を記載した文書をもって協力を要請するものとする。ただし、緊急の場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- （1）応急対策活動の実施期間及び場所
- （2）応急対策活動の内容
- （3）その他必要な事項

2 乙は、前項の規定による要請を受けた場合は、甲に協力するものとする。

（実施報告）

第5条 乙は、前条の規定により応急対策活動を実施した場合は、甲に対し、次に掲げる事項を文書により報告するものとする。ただし、緊急の場合は口頭で報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- （1）応急対策活動の実施期間及び場所
- （2）応急対策活動の内容
- （3）その他必要な事項

（費用負担）

第6条 乙が応急対策活動に要した費用は、乙が負担する。ただし、資材等の材料費は甲の負担とする。

（公務災害補償）

第7条 乙は、応急対策活動の実施にあたっては、職員が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受けるための必要な手続きをあらかじめ実施する。

(協定の有効期限)

第8条 この協定の有効期限は、締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 古平郡古平町大字浜町40番地4
古平町長

乙 札幌市西区発寒6条12丁目6番11号
財団法人 北海道電気保安協会
理事長

資料 55-4 災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定書

古平町（以下「甲」という。）と北海道コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、北海道と乙との間で平成18年12月22日付締結した「災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定」（以下「防災協力協定」という。）に基づき、甲の地域において災害対応型自動販売機により取り組む協働事業について、次のとおり協定を締結する。

（目的・協働事業）

第1条 本協働事業は、防災協力協定に基づき、地域及び住民の安全・安心の補完、平常時からの防災意識の高揚による地域防災力の強化並びに地域振興活動の充実を目的として、乙所有のネットワーク接続された災害対応型自動販売機（電光掲示機能搭載型）を通して、次のサービスを提供するものである。

- （1）災害対応型自動販売機の電光掲示板による甲の地域情報、行政情報、災害情報、気象情報等（以下「情報」という。）の提供
- （2）甲の災害基準により対策本部が設置された場合などの緊急時（以下「緊急時」という。）における災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供（以下「商品提供」という。）

（情報提供に関する事項）

第2条 災害対応型自動販売機の電光掲示板に掲示する情報の管理は甲が行うこととし、これによって生じる責任について、乙は一切負わないものとする。

- 2 電光掲示板の保全に要する費用及び電光掲示情報の送信等に係る費用は乙が負担するものとする。

（商品提供に関する事項）

第3条 乙は、緊急時の認定及び商品提供の実行権限を甲に委任するものとする。甲がその商品提供の開始時期を決定した場合は、可能な限り事前に電話等にてその旨を乙に報告するものとし、後日速やかに報告書（様式1）を乙に提出するものとする。

（災害対応型自動販売機の設置施設）

第4条 災害対応型自動販売機の設置施設は、別紙のとおりとする。

- 2 甲は、災害対応型自動販売機での情報提供及び商品提供を行うために乙より貸与された「認証キー」等を、善良なる管理者の注意をもって保管するとともに、紛失した場合は甲が実費弁償するものとする。

（連絡先）

第5条 甲及び乙の連絡先は、次のとおりとする。

（甲の連絡先の表示）

名 称	電話番号
古平町役場 総務課（代表）	0135-42-2181
北後志消防組合古平支署（夜間時）	0135-42-2068

(乙の連絡先の表示)

名 称	電話番号
小樽事業所 (代表)	0134-28-3577
本社総務部 (夜間・休日／衛星携帯)	080-1017-0138

(守秘義務)

第6条 甲、乙は、協働事業の遂行にあたり、知り得たすべての情報及び相手方の営業上の秘密を、その目的・手段を問わず、第三者に漏洩してはならない。ただし、次に掲げる情報はこの限りではない。

- (1) 開示又は知得の際、既に公知・公用となっているもの
- (2) 開示又は知得の際、自己が所有していたもの
- (3) 正当な権限を有する第三者から入手したもの

2 前項に定める義務は、この協定の有効期間満了後も有効に存続するものとする。

(効力)

第7条 この協定の有効期間は締結の日から1年間とし、有効期間満了までに甲乙双方又はいずれか一方から解約等の意思表示がないときは1年間更新されるものとし、以降同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成21年12月14日

甲 古平郡古平町大字浜町 40-4
古平町長

乙 札幌市清田区清田一条一丁目2番1号
北海道コカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長

資料 55-5 災害発生時における古平町と古平町内郵便局の協力に関する協定

北海道古平町（以下「甲」という。）と古平町内郵便局（古平郵便局・古平浜町郵便局、以下「乙」という。）は、古平町内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために、次のとおり協定する。

（定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、古平町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

（1）緊急車両等としての車両の提供

（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）

（2）地方公共団体又は当社が収集した被災者の避難所開設状況及び（同意の上で作成した）避難者リスト等の情報の相互提供

（3）郵便局ネットワークを活用した広報活動

（4）災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除

エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除

（5）乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の地方公共団体等への情報提供

（6）避難所における臨時の郵便差出箱の設置

（7）株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い

（8）前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害情報連絡体制の整備）

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

（連絡責任者）

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 古平町防災担当課長

乙 古平郵便局長

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成26年6月30日から平成31年6月29日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算してさらに1年間効力を有するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年5月30日

甲 住所 古平郡古平町大字浜町 40-4
代表 古平町長

乙 住所 古平郡古平町大字入船町 9-1
古平郵便局
住所 古平郡古平町大字浜町 68
古平浜町郵便局
代表 日本郵便株式会社 北海道支社長

資料 55-6 災害時における被災車両等の移動に関する協力協定

古平町（以下「甲」という。）と社団法人札幌地方自動車整備振興会余市支部（以下「乙」という。）とは、災害時における被災車両の移動に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、古平町の区域内に地震、風水害その他の大規模災害並びに武力攻撃事態及び緊急対処事態が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下これらを「災害時」という。）において、甲と乙が相互に協力して被災車両を迅速に移動し的確な応急対策を実施するとともに災害情報の共有と平常時からの防災意識を高めるために必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙は、災害時において甲から要請があった場合、次に掲げる事項について可能な範囲で協力する。

- （1）自走が困難となった車両の移動及び一時保管
- （2）災害応急活動に必要な車両等の提供及びあっせん
- （3）その他可能な協力

2 乙は平常時において、会員事業所周辺で見聞きした異常現象などの情報を甲に提供しよう努めるものとする。

（協定事項の発効）

第3条 前条第1項に定める災害時の協力は、原則として甲が災害対策本部又は国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部を含む）を設置し、乙に対して要請を行ったときに実施する。

（費用負担）

第4条 この協定に基づく活動に要する費用は、乙の負担とする。

（情報交換）

第5条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために事務担当者名簿を作成し、相互に交換するとともに平常時から防災に関する情報交換を行うものとする。

（効力）

第6条 この協定の有効期間は平成20年3月31日までとする。

2 この協定の有効期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれかから解約等の意思表示がないときは1年間更新されるものとし、以降同様とする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成19年 7月13日

古平郡古平町大字浜町40番地4
甲 古平町
古平町長

乙 社団法人 札幌地方自動車整備振興会余市支部
支部長

資料 55-7 国道 229 号通行止め時の公の施設の相互利用に関する協定書

(目的)

第 1 条 この協定書は、大雨等により国道 229 号（余市町～積丹町間）が通行止めになり古平町・積丹町及び余市町の住民を、一時的に 3 町各々の施設に収容する際の相互利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(公の施設の相互利用)

第 2 条 3 町は各々 2 以上の収容施設を指定（別表 1）し、通行止めの際は相互の利用に供させるものとする。

(経費の負担)

第 3 条 各町の施設における諸経費については、次のとおり精算するものとする。

(1) 各施設における施設使用料は、無償とする。

(2) 現物支給品（食事、寝具借上等）に係る経費は、各町の施設を利用した町民数で按分するものとする。

(事務局)

第 4 条 この協定の実施に伴う連絡調整・経費精算等のための事務局を古平町企画財政課に置くものとする。

(協定の期間)

第 5 条 この協定は、平成 11 年 4 月 1 日から平成 12 年 3 月 31 日までとする。

2 この協定期間満了前に解約の通知がないときは、期間満了の翌日から引き続き 1 年間効力を有するものとし、以降満了のときも同様とする。

(補則)

第 6 条 この協定に定めのない事項については、必要に応じてその都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 3 通を作成し各町長記名押印のうえ、各 1 通保管する。

平成 11 年 3 月 26 日

余 市 町 長
積 丹 町 長
古 平 町 長

(別表 1)

町 名	施 設 名	住 所	電話番号
余市町	福祉センター	余市町富沢町 5 丁目 13 番地	22-6228
余市町	水産加工研修センター	余市町富沢町 6 丁目 117 番地	23-6216
積丹町	総合文化センター	積丹町大字美国町字船澗 48 番地 12	44-2111
積丹町	研修センター	積丹町大字美国字小泊 115 番地	44-3421
古平町	文化会館	古平町大字浜町 40 番地 2	42-2590
古平町	漁港会館	古平町大字港町(古平漁港埋立地)	42-2128

資料 55-8 古平町所管公共土木施設における災害時の協力体制に関する実施協定

古平町長（以下「甲」という。）と古平建設協会（以下「乙」という。）とは、災害・事故が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における、町民の生命、身体及び財産を守るための連携協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、古平町地域防災計画に基づき、古平町が所管する公共土木施設の被害調査及び災害応急対策等を円滑に進め、災害の拡大防止と被災施設の早期復旧を図ることを目的とする。

（内容）

第2条 協力内容は、次に掲げるとおりとする。

- （1）情報連絡網の構築・共有
- （2）協力実施体制の構築・共有
- （3）資機材保有状況の報告
- （4）施設の被害状況の把握に係る業務対応
- （5）災害応急対策に係る業務対応
- （6）その他必要と認める業務対応

（報告等）

第3条 甲及び乙は、第2条第1項第1号及び第2号に基づき、それぞれ災害時における情報連絡網及び協力実施体制を整備し、相互に共有するものとする。その際、乙は、乙の会員についても整備するものとする。

なお、協力体制実施の整備にあたっては、乙の会員以外の協力も含むものとする。

2 乙は、第2条第1項第3号に規定する会員の資機材の保有状況について把握し、甲に報告するものとする。

前記各項の報告等は、この協定締結以後直ちに、また、第9条に基づき更新となった場合は、その年の4月末までに行うものとする。

ただし、情報連絡網及び協力実施体制に変更が生じた場合には、速やかに相手方に報告するものとする。

（協力要請）

第4条 甲は、災害時に第2条第1項第1号ないし第3号について、最新の情報を共有するため協力が必要と判断した場合は、乙又は乙の会員に対し、口頭又は書面にて要請するものとする。

2 甲は、災害時に第2条第1項第4号ないし第6号に係る業務対応について、協力が必要と判断した場合は、乙又は乙の会員に対し、口頭又は書面をもって要請するものとする。

（乙の会員に対する通知）

第5条 乙は、甲から第4条に係る協力要請があった場合には、直ちに、乙の会員に対し、その旨を通知するものとする。

（契約の締結）

第6条 甲は、第4条第2項に係る業務を乙の会員に実施させることとした場合には、古平町の関係規定に基づき、乙の会員と遅滞なく必要な契約を締結するものとする。

(他の協定等との関係)

第7条 甲と乙又は乙の会員が既に締結している災害時に関する協定等は、この協定に抵触しない限り、今後も有効とする。

2 この協定は、乙が既に締結している他の相互応援等に関する協定等に基づく応援を妨げるものではない。

(訓練等の実施)

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、適時必要な訓練を実施するものとする。

(有効期限)

第9条 この協定の期間は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(細目協定)

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定施行に関し必要な事項について、甲乙間で別に細目協定を締結することができるものとする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項や疑義が生じた場合については、その都度、甲、乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成20年1月15日

甲 古 平 町 長

乙 古平建設協会長

資料 55-9 海拔標示板設置協定書

北海道電力株式会社（以下「甲」という。）と古平町（以下「乙」という。）は、乙が津波災害防止を目的として、乙の海拔標示板（以下「標示板」という。）を甲の配電線路用電柱（以下「電柱」という。）に設置することに関し、次のとおり協定する。

（電柱使用の承認）

第1条 甲は、標示板の設置が、乙において電柱を使用しなければ困難な場合で、かつ甲において、電柱の維持・管理に支障とならない場合に限り、本協定の定めるところに従い、乙が標示板の設置のために電柱を無償で使用することを承認する。

（標示板の仕様）

第2条 乙が電柱に設置する標示板の仕様は、別紙1「海拔標示板の仕様および表示方法」のとおりとする。

（標示板設置工事の基準）

第3条 乙が実施する標示板の電柱設置工事（以下、「設置工事」という。）の基準については、別紙2「海拔標示板設置工事基準」（以下、「工事基準」という。）による。

（標示板の設置および撤去の届出）

第4条 乙は、設置工事または電柱に設置した標示板の撤去工事（以下、「撤去工事」という。）を実施する場合、事前に、別紙3「標識申込書兼標識承認書」および別紙4「標識明細書」に、当該電柱の写真を添付して、当該電柱を管理する甲の事業所に提出し、その承認を得る。

2 乙は、設置工事または撤去工事の完了後速やかに、別紙5「標識工事完了届」および別紙4「標識明細書」に、工事後の当該電柱の写真を添付して、前項の事業所に提出する。

（電柱の変更・撤去）

第5条 甲は、標示板を設置している電柱の変更または撤去を行うときは、乙へ別紙6「標識変更通知書」により通知するものとし、乙は自己の費用をもって、標示板を撤去または移設する。

（標示板の設置・撤去工事）

第6条 乙は、標示板の設置工事または撤去工事について、自己の責任と負担においてこれを実施する。

2 標示板の設置工事または撤去工事は、地上での作業とし、電柱に登っての作業は行わない。

（維持・管理）

第7条 標示板の維持・管理は、乙が行う。

2 甲は、工事基準を満たさない標示板を発見したときは、乙にその内容を通知し、乙は、甲の指示に従い、速やかに当該標示板に係る必要な改修を行う。

（損害賠償の免責）

第8条 甲は、次の各号の一に該当する場合にはその責任を有しない。

（1）天災地変、火災その他の不可抗力に起因して、標示板が毀損したとき。

（2）第三者の加害行為に起因して、標示板が毀損したとき。

（3）甲が、電柱の維持・管理に係る業務上の行為により、標示板を毀損したとき。ただし、故意または重大な過失による場合を除く。

（甲または第三者に対する加害責任）

第9条 乙は、設置工事、撤去工事または標示板に起因して、甲または第三者に損害を与えた場合、その賠償の責めを負い、甲に一切の迷惑をかけない。

(協定の解除)

第10条 甲は、次の各号の一に該当する場合、乙に対し、期日を定めて是正を勧告し、乙がこれに応じないときは、ただちに本協定を解除することができる。

- (1) 乙が、本協定に違反し、またはその履行に誠意がないと甲が認めた場合
- (2) 監督官庁の改善命令等による場合

(標示板の撤去等)

第11条 乙は、次の各号の一に該当し、かつ甲の要求があるときは、その指定する期日までに、乙の負担において、標示板を撤去または移設する。

- (1) 当該電柱の維持・管理上、標示板が支障となると甲が認めたとき。
- (2) 当該電柱の移設、補修またはこれらに類する工事等のために、標示板が支障となると甲が認めたとき。
- (3) 本協定が期間満了、解約または解除により終了したとき。

(協定の有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了1か月前までに甲、または乙から何ら申し出のない場合に限り、本協定は自動的に1年間延長されるものとし、その後もこの例による。

(協議解決)

第13条 本協定に定めのない事項、または本協定の解釈について疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえこれを決定する。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年10月7日

甲
北海道電力株式会社

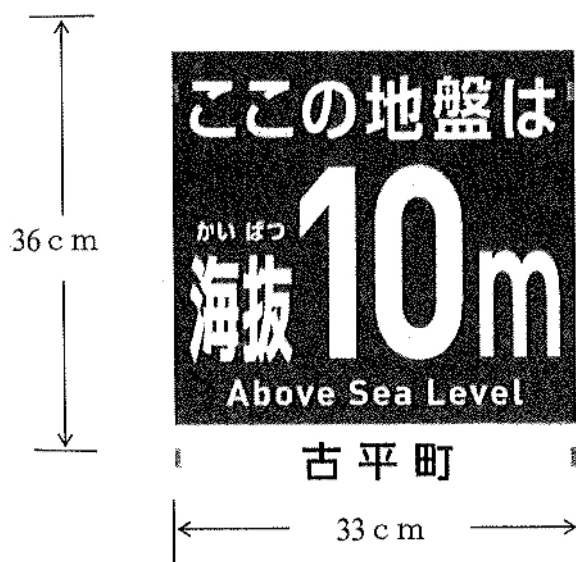
乙
古平町

海拔標示板の仕様および表示方法

1. 標示板仕様

アルミ板 t = 0.5mm

2. 表示方法 下図のとおり



※設置場所に応じて、海拔表示の数値が変わる。

海拔標示板設置工事基準

1. 適用範囲

この基準は、甲の電柱に掲示する乙の標示板の設置について適用する。

2. 電柱の使用範囲

標示板の取付箇所は、当社設備に支障が無い場合で、地表上 1.5m以上 4.5m以下の範囲とする。

3. 標示板の取付方法

電柱への標示板の取付けは、次の各号による。

- (1) 領主を損傷しないよう確実・強固に設置し、電柱の昇降に支障がないようにすること。
- (2) 使用する標示板は、錆の生じにくいものを使用し、標示板本体を 2.0mm 以上の亜鉛メッキ鉄線またはステンレスバンド等により緊縛し、堅固に取付、その末端は適当なスリーブ等により、突起を生じないように設置すること。
- (3) 標示板を設置する鉄線またはステンレスバンドと電柱に施設されているケーブルまたは接地線等が接触する場合は、これらの被覆を損傷するおそれのないよう適当な方法で防護すること。
- (4) 標示板の設置は、電柱の足場ボルト（釘）の機能に支障を生じない位置とすること。
- (5) 電柱表示板および電柱銘板を隠さないように設置すること。
- (6) 甲の電柱へ設置されている甲の設備以外に係る事案がある場合、乙は設備の所有者と協議し、解決のうえ設置すること。
- (7) 交通信号機、道路標識等の効用を阻害することのないよう設置すること。

以上

標 識 申 込 書

平成 年 月 日 第 号

北海道電力株式会社

殿

〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇

印

標識の設置に貴社電柱を使用したいので、次のとおり申し込みいたします。

- 1. 設置標識名
- 2. 申請電柱基数・標識個数

	国道		道々		市町村道		官公有地		民有地	
	基数	個数	基数	個数	基数	個数	基数	個数	基数	個数
新規										
変更										
廃止										

3. 工事予定月日
年 月 日 ~ 年 月 日

標 識 承 認 書

平成 年 月 日 第 号

〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇

殿

北海道電力株式会社

印

第 号で申請のあった標識の設置について、次のとおり承認いたします。

- 1. 承認電柱基数

	国道		道々		市町村道		官公有地		民有地	
	基数	個数	基数	個数	基数	個数	基数	個数	基数	個数
新規										
変更										
廃止										

[第6-K号様式]

標 識 工 事 完 了 通 知 書

平成 年 月 日

北海道電力株式会社

殿

〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇

印

下記のとおり標識工事（新規・変更・廃止）を完了したので、通知します。

記

- 1. 申込番号
- 2. 承認番号
- 3. 標識名
- 4. 電柱基数・標識個数

	国道		道々		市町村道		官公有地		民有地	
	基数	個数	基数	個数	基数	個数	基数	個数	基数	個数
新規										
変更										
廃止										

- 5. 工事予定月日
- 6. 連絡先
- 7. その他

標 識 変 更 通 知 書

平成 年 月 日
第 号

〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇〇

殿

北海道電力株式会社

〇〇〇〇

印

標記について、下記のとおり当社柱を変更いたしますので、通知いたします。

記

1. 当社柱変更工事予定月日

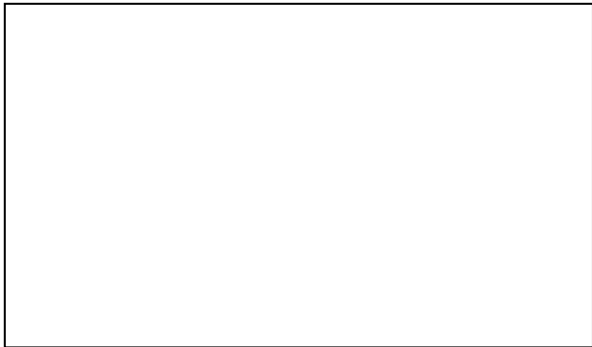
年 月 日 ~ 年 月 日

2. 変更内訳

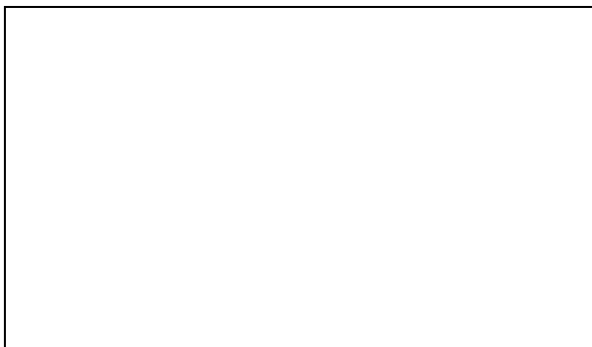
電柱番号							変更内容			種 別	備 考
画	区	区	番	の	号	建替	移設	撤去			

6. 連絡先

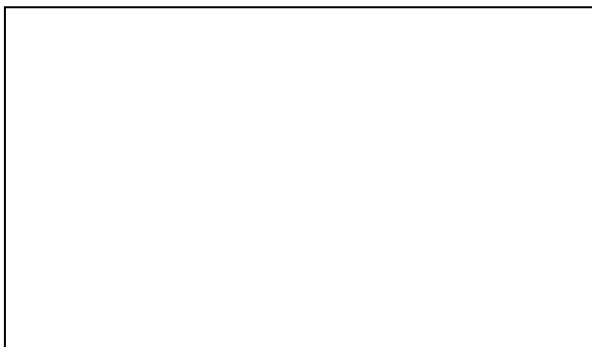
海拔標示板設置申請箇所写真帳



所在地
古平町大字〇〇町
電柱番号
〇〇-〇〇-〇〇-〇〇-〇〇-〇〇
申請者
古平町
地目
〇〇設置予定年月日
平成〇〇年〇〇月〇〇日
平成〇〇年〇〇月〇〇日



所在地
古平町大字〇〇町
電柱番号
〇〇-〇〇-〇〇-〇〇-〇〇-〇〇
申請者
古平町
地目
〇〇
設置予定年月日
平成〇〇年〇〇月〇〇日
平成〇〇年〇〇月〇〇日



所在地
古平町大字〇〇町
電柱番号
〇〇-〇〇-〇〇-〇〇-〇〇-〇〇
申請者
古平町
地目
〇〇設置予定年月日
平成〇〇年〇〇月〇〇日
平成〇〇年〇〇月〇〇日

資料 55-10 災害時等における施設の利用及び協力に関する協定書

古平町（以下「甲」という。）と社会福祉法人古平福祉会（以下「乙」という。）の間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、古平町内において、地震、風水害、原子力、その他災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に乙が所有し管理運営する施設及び甲が所有し乙が管理運営する施設（以下「施設」という。）を利用して、古平町地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づく指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所及び災害時炊出し施設（以下「避難場所等」という。）を開設及び運営するために必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第2条 本協定の対象施設は、別表のとおりとする。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時等に、前条で規定する施設を避難場所等として利用する必要がある場合は、乙に対して協力を要請する。ただし、乙は災害時等において緊急に対応することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき、前条で規定する施設を開放し、甲に協力する。

（連絡体制）

第4条 前条の目的を達するため、甲乙は互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新するものとする。

（協力体制）

第5条 乙は、あらかじめ協力内容について甲と協議し、協力体制を明らかにしておくものとする。

2 前項の内容に変更が生じた場合、乙は甲に報告するものとする。

（発災時の対応）

第6条 乙は、災害時等において速やかに避難所等としての機能を果たせるよう施設の開錠等の措置を講ずるものとする。

2 乙は、前項で定める措置を行ったのち、あらかじめ甲と協議した内容に基づき、避難所等の開設及び運営に協力する。

（物資の調達等）

第7条 甲は、避難者に係る毛布、寝具及び食料等の必要な物資について、その調達に努めるものとする。

2 甲は、福祉避難所の開設にあたり、要配慮者に係る介護支援者の確保及び日常生活用品、医薬材料等の必要な物資の補給等要支援者の受け入れが円滑に実施されるよう努めるものとする。

（開設期間）

第8条 避難所等の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害等の状況により、これを超えて利用することが必要と認められる場合には甲乙協議の上決定する。

（経費の負担）

第9条 避難所等の管理運営にかかる経費、避難者によって避難所等に生じた損害については、甲が負担するものとする。

2 災害時炊出しの際、乙が提供した労務の対価、原材料及び燃料等に要した費用については、甲が負担す

るものとする。

(秘密の保持)

第 10 条 乙は、避難者の受入に伴い知り得た秘密を漏らしてはならない。この協定の終了後又は解除後においても同様とする。

(解除権)

第 11 条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この協定を解除することができる。

- (1) 避難者に対する乙の対応が不誠実と認められ、又は乙がこの協定を誠実に履行する意思がないと認められるとき。
- (2) 乙が避難所等を維持することができないと認められるとき。

(有効期間)

第 12 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。ただし、有効期間満了の 1 ヶ月前までに、甲乙いずれからも異議の申し出がないときはさらに 1 年間期間を延長するものとし、その後もまた同様とする。

(その他)

第 13 条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲乙が協議の受け決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通作成し、甲乙両者署名捺印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

平成 27 年 1 月 14 日

甲 古平町

古平町長

乙 古平郡古平町大字歌楽町 204 番地 9
社会福祉法人古平福社会
理事長

別紙（第2条関係）

施設名	所在地	施設所有者	指定緊急避難場所					指定避難所	福祉避難所	原子力退避・集合場所	炊出し支援施設
			洪水	崖崩れ・土石流 地滑り	高潮	地震	津波				
れい明会館	古平町大字歌棄町 204 番地 9	古平福祉会	○	○	○	○	○	○	-	○	-
共働の家	古平町大字歌棄町 204 番地 9	古平福祉会	-	-	-	-	-	○	○	○	-
いこいの家	古平町大字歌棄町 204 番地 9	古平福祉会	○	○	○	○	○	○	○	○	-
みっくすベジタ	古平町大字歌棄町 204 番地 20	古平福祉会	-	-	-	-	-	-	-	-	○
れい明グラウンド	古平町大字歌棄町 204 番地 8	古平福祉会	○	○	○	○	○	-	-	-	-
いきいき生活 支援センター風花	古平町大字浜町 645 番地	古平福祉会	-	-	-	-	-	○	○	-	-
ぷらっとほーむ	古平町大字浜町 106 番地	古平福祉会	-	-	-	-	-	○	○	-	-
多機能型地域住民活性化 ステーション結（ゆい）	古平町大字浜町 15 番地 1	古平福祉会	-	○	-	○	-	-	-	○	○
まりんほうす ふるびら	古平町大字歌棄町 14 番地	古平福祉会	-	-	-	-	-	-	-	-	○
ほほえみくらす	古平町大字浜町 893 番地 5	古平町	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ほほえみくらすグラウンド	古平町大字浜町 893 番地 5	古平町	○	○	○	○	○	-	-	-	-

資料 55-11 大規模災害時等の連携に関する協定書

大規模災害時等の連携に関する協定書

小樽市、積丹町、古平町、仁木町、余市町及び赤井川村の各市町村（以下「甲」という。）と陸上自衛隊第11旅団第11特科隊（以下「乙」という。）は、災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。）に際して相互に連携し、迅速かつ円滑に災害応急対策を行い、各市町村民の安全を確保するため、次のとおり協定を締結する。

（平素における連携）

第1条 情報連絡体制の充実

甲及び乙は、災害に係る情報伝達及び情報共有を円滑にするため、複数の情報伝達手段の確保等、情報連絡体制の充実を図るものとする。

第2条 情報資料の収集・整理・共有

甲及び乙は、乙の災害応急救援活動が円滑に行われるよう、収集・整理した各種災害に係る各種資料（地誌資料、災害発生予測に関する資料、住民避難予定地、ヘリコプター離発着場適地、活動拠点適地等）を共有するものとするとともに、関係資料の作成又は修正を行う場合には、意見を交換する等連携を図るものとする。

第3条 防災訓練、会議等への参加

- 1 甲及び乙は、甲又は乙が主催する防災訓練、防災に関する諸会議等に積極的に参加するものとする。
- 2 甲及び乙は、防災訓練を実施する場合は、効果的な防災訓練の実施に努めるとともに、訓練内容の検証により必要に応じて災害に関する計画の見直しを行い、災害応急対策実施体制の整備等を図るものとする。

第4条 防災関係資機材等の通知

甲は、乙の災害応急救援活動を円滑にするため、甲の保有する防災関係資機材等の保有状況を乙に通知するものとする。

（初動における連携）

第5条 初動対応

甲及び乙は、大規模災害発生時の初動において、次の事項により連携し、対応するものとする。

- 1 大規模災害の発生が予想される場合の対応
 - (1) 甲は、大規模災害の発生が予想され、自衛隊に災害派遣を要請する可能性があると判断する場合、乙の迅速な災害派遣に資するため、速やかに災害等の状況、見通し等を乙に連絡するものとする。
 - (2) 乙は、前項の連絡に基づき、災害派遣準備を推進するとともに、甲及び乙の災害等の状況・見通し等の認識の共有を図るため、必要に応じて甲の災害対策本部が設置されている場所等に連絡幹部を派遣するものとする。
- 2 大規模災害の発生が突発的な場合の対応
 - (1) 甲は、災害の発生が突発的で、文書による要請が困難な場合においては、口頭又は電話等を用いる等、時宜に適した手段をもって乙に要請するものとする。
 - (2) 乙は、災害の発生が突発的で、災害応急救援活動が特に急を要し、通信の途絶等により、甲からの災害派遣の要請を待ついとまがないと認められる場合は、自主的に部隊を派遣し、直ちに、人命救助を第一義とした災害応急救援活動を開始する。この場合において、乙は速やかに甲との連絡を確保するため、連絡幹部を甲の災害対策本部が設置されている場所等に派遣する等、甲との密接な連携の下に災害応急救援活動を実施するよう努めるものとする。

3 活動拠点の提供

甲は、乙が災害応急救援活動のために活動拠点を設置する必要がある場合は、乙と協議して、当該活動拠点設置のための場所を乙に提供するものとする。

（災害応急対策活動における連携）

第6条 乙が実施する災害応急救援活動

災害派遣時の乙が実施する災害応急救援活動は、被災者の生命・身体の安全を守るための活動を最優先

で実施するものとする。

第7条 災害応急救援活動実施期間の調整

甲及び乙は、乙が実施する災害応急救援活動の実施期間、派遣の規模・内容等について継続的に調整するものとする。

第8条 経費の負担等

1 災害派遣要請により、乙が甲の地域において実施する災害応急救援活動に要する費用は、次に定めるものを除き甲が負担するものとし、甲が負担する費用の項目等必要な事項については、別に定めるものとする。

(1) 災害派遣部隊の食糧費、被服維持費、医療費並びに装備品等の燃料費及び修理費用並びに記録に関する費用

(2) 災害応急救援活動中に発生した賠償に係る費用

2 乙が甲に物品の無償貸与又は無償譲渡を行う場合は、「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和33年1月10日総理府令第1号）」によるほか、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(その他)

第9条 協議

この協定に定めのない事項については、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を7通作成し、甲乙両署名捺印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成27年1月23日

甲 小樽市

小樽市長

積丹町

積丹町長

古平町

古平町長

仁木町

仁木町長

余市町

余市町長

赤井川村

赤井川村長

乙 陸上自衛隊 第11旅団 第11特科隊

隊長

資料 55-12 災害時における緊急・救援輸送に関する協定書

災害時等における緊急・救援輸送に関する協定書

積丹町、古平町、仁木町、余市町及び赤井川村の各町村（以下「甲」という。）と札幌地区トラック協会北後志支部（以下「乙」という。）は、甲の区域内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に定める武力攻撃災害（同法第172条第2項に定める緊急対処事態における災害を含む。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に必要な物資の緊急・救援輸送に関して、次のとおり協定を締結する。

（輸送の要請）

第1条 甲は、乙に対し、次に掲げる事項を明示して「緊急・救援輸送要請書」（別記第1号様式）により要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

- （1）災害の状況及び応援を要請する事由
- （2）応援を必要とする期間及び輸送区間
- （3）輸送品目及び数量
- （4）必要とする車両の車種ごとの数及び人員
- （5）物資の積み込み場所及び引渡し場所
- （6）その他参考となる事項

（実施）

第2条 乙は、前条の規定により甲から要請があったときは、特別の理由がない限り、他に優先して乙に所属する輸送事業者を指定し（以下「指定輸送事業者」という。）緊急・救援輸送を行うものとする。

（報告）

第3条 乙は、緊急・救援輸送を実施した場合には、速やかに甲に対して、次に掲げる事項を「緊急・救援輸送実施報告書」（別記第2号様式）により報告するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- （1）緊急・救援輸送を行った指定輸送事業者
- （2）輸送に従事した車両の車種ごとの数及び登録番号並びに人員
- （3）走行距離
- （4）輸送期間及び輸送区間
- （5）輸送品目及び数量
- （6）物資の積み込み場所及び引渡し場所
- （7）その他

（物資の運搬等）

第4条 甲は、第1条の規定により要請した物資等の引渡し場所に人員を派遣し、物資等を確認の上、引き取るものとする。

（経費の負担）

第5条 甲が要請した緊急・救援輸送に係る運賃及び料金並びに実費負担額（甲の指示又は同意に基づいて使用した有料道路通行料、駐車場使用料等をいう。以下同じ。）は、甲が負担するものとし、災害発生時に所管行政庁に届け出ている運賃及び料金を基準とし、甲乙が協議して決定するものとする。

（費用の支払）

第6条 乙は、甲に提出した第3条の報告書により、甲の検査を受けた後、運賃及び料金並びに実費負担額を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その費用について速やかに支払うものとする。

（事故等）

第7条 乙が使用する車両が故障、その他の理由により運行を中断したときは、乙は速やかに当該車両を交換して、その運行を継続しなければならない。

2 乙は、緊急・救援輸送に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

(損害の負担)

第8条 乙が実施した第3条の緊急・救援輸送により、自らの責任に帰する理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、乙はその賠償の責任を負うものとし、紛議が生じた場合は、早期解決のため誠実に対応するものとする。

2 甲又は第三者に与えた損害の起因が明らかに災害による場合においては、甲が負担するものとする。

3 責任の所在が不明確な場合においては、甲乙が協議して定めるものとする。

(災害補償)

第9条 物資の緊急・救援輸送に従事した者の責めに帰することが出来ない理由により、当該従事者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は心身に障害がある状況になった場合は、指定輸送事業者が補償するものとする。

(情報交換)

第10条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するため事務担当者名簿を作成し相互に交換するとともに、平常時から防災に関する情報交換を行うものとする。

(協定の有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、この協定の締結日から1年間とし、その有効期間の満了日までに甲乙双方又はいずれか一方から解約等の意思表示がないときは、有効期間の満了日の翌日から1年間更新されるものとし、以降同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙が協議して定めるものとする。
この協定の締結を証するため、本書6通を作成し、甲乙署名の上、各1通を保有するものとする。

平成28年3月28日

甲 積丹町

積丹町長

古平町

古平町長

仁木町

仁木町長

余市町

余市町長

赤井川村

赤井川村長

乙 札幌地区トラック協会北後志支部

支 部 長

(別記第 1 号様式)

年 月 日

緊急・救援輸送要請書

札幌地区トラック協会北後志支部
支部長

様

町(村)長

災害時等における緊急・救援輸送に関する協定第 1 条の規定に基づき、次のとおり要請します。

災害の状況及び応援を要請する事由	
応援を必要とする期間及び輸送区間	
輸送品目及び数量	
必要とする車両の車種ごとの数及び人員	
物資の積み込み場所及び引渡し場所	
その他参考となる事項	
連絡先	

緊急・救援輸送実施報告書

町(村)長 様

札幌地区トラック協会北後志支部
支部長

災害時等における緊急・救援輸送に関する協定第3条の規定に基づき、次のとおり報告します。

緊急・救援輸送を行った指定輸送事業者	
輸送に従事した車両の車種ごとの数及び登録番号並びに人員	
走行距離	
輸送期間及び輸送区間	
輸送品目及び数量	
物資の積み込み場所及び引渡し場所	
その他	
連絡先	

資料 55-13 災害時における防疫活動業務の協力に関する協定書

災害時における防疫活動業務の協力に関する協定書

古平町（以下「甲」という。）と株式会社北日本消毒（以下「乙」という。）とは、災害時の防疫活動に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、衛生状態の悪化を防止し、被災場所等における感染症の発生、拡大及びまん延を防止することを目的として、甲が行う防疫活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

（消毒班の派遣要請）

第3条 甲は、災害発生時において必要があると認めるときは、乙に対して、書面により消毒班を要請するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

2 前項の規定による要請後、甲と乙は実施方法等について協議し、乙は、その詳細について、書面により甲に通知するものとする。

3 乙は、第1項の規定による要請を受けたときは、特別の事情がない限り、当該要請に応じるものとする。

（消毒班の業務範囲）

第4条 乙は、甲の要請により、次の各号の業務を行うこととする。

- (1) 甲が指定した地域における家屋（床上・床下・敷地）等の消毒
- (2) 甲が指定した地域におけるそ族・昆虫等の生息場所の駆除
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認めた事項

（消毒薬剤等の調達）

第5条 乙が派遣する社員、消毒班等が使用する薬剤及び機材等は、乙が調達するものとする。

（報告）

第6条 乙は、甲の要請に基づき実施した業務を終了したときは、甲に対して、速やかに書面で報告するものとする。

（費用負担）

第7条 この協定に基づく業務の実施に係る経費については、甲が負担するものとする。

2 前項の経費は、災害時の直前における通常の価格を基準として、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（連絡責任者）

第8条 甲と乙は、業務等を円滑に行うため、それぞれ連絡責任者を定め、相手方に通知するものとして、変更があった場合は速やかに相手方へ通知するものとする。

（細則）

第9条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了日の1か月前までに、甲乙いずれからも文書をもって協定の終了を通知しないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

（協議）

第11条 この協定に定めがない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証とするため、本書を2通作成し、甲乙署名の上、各その1通を保有する。

平成30年9月21日

甲 古平町

古平町長

乙 株式会社北日本消毒

代表取締役

資料 55-14 大規模災害時における相互協力に関する基本協定及び大規模災害時における停電復旧作業の支援に関する覚書

大規模災害時における相互協力に関する基本協定

古平町（以下「甲」という。）、北海道電力株式会社（以下「乙」という。）及び北海道電力ネットワーク株式会社（以下「丙」という。）は、大規模災害時の発生、又は発生のおそれがある場合の相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害等が発生した場合、又は発生が予想される場合に、甲、乙及び丙が相互に協力をを行い、迅速かつ的確に対応することにより、住民生活の早期安定を図ることを目的とする。

（災害発生時の情報共有）

第2条 乙及び丙は、大規模災害が発生した場合、又は発生が予想される場合には、甲からの要請に基づき、甲が設置する災害対策本部へ情報連絡員を派遣するとともに、甲、乙及び丙で相互に連絡体制を確立し、連携して停電情報等必要な情報の共有に努めるものとする。

2 甲、乙及び丙が共有する主な情報は次の各号に定める。

（1）乙及び丙が甲に提供する情報

- ①停電発生時刻、停電地域、停電件数、停電の原因、停電復旧作業の状況及び見込み
- ②知り得た道路・河川の被害及び樹木倒壊の状況

（2）甲が乙及び丙に提供する情報

- ①知り得た道路・河川の被害及び樹木倒壊の状況
- ②住民から提供された停電情報
- ③道路啓開、樹木・土砂等の除去状況
- ④住民が避難している地域、甲が開設している避難場所等

（復旧における相互協力）

第3条 甲、乙及び丙は、災害活動等に関する作業の実施にあたり、自らだけでは対応が困難な場合は、それぞれがもつ施設・敷地・資機材・物資・人材等の資源提供について可能な範囲で相互に協力を行う。

（連絡体制の確立）

第4条 甲、乙及び丙は、第2条に定める情報共有を迅速に行うため、連絡体制を確立する。

2 乙及び丙は、甲の連絡体制を毎年4月に確認することとし、変更があった場合には、直ちに相手方に報告するものとする。

（連携訓練等の実施）

第5条 甲、乙及び丙は、この協定に定める内容を災害発生時に円滑に行うため、連携訓練等を原則として年1回以上実施するものとする。

なお、訓練内容等については、甲、乙及び丙で協議のうえ決定する。

（秘密の保持）

第6条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を開示又は、漏えいしてはならない。

（他の協定との関係）

第7条 この協定は、甲、乙及び丙が既に締結している他の相互協力等に関する協定等に基づく協力内容を妨げるものではない。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。

なお、協定期間が満了する1カ月前までに甲、乙及び丙のいずれからも変更又は解除の申し出がない場合は、この協定期間満了の日の翌日から更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

(覚書の締結)

第9条 この協定の各条項に定める甲、乙及び丙の役割や具体的な実施事項等については、甲、乙及び丙の同意により別途覚書を作成し保有するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙及び丙で協議のうえ決定するものとする。

この協定の証として、本書3通を作成し、甲、乙及び丙でそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年7月15日

甲 古平町

古平町長

乙 北海道電力株式会社

執行役員 総務部長

丙 北海道電力ネットワーク株式会社

小樽支店長

大規模災害時における停電復旧作業の支援に関する覚書

この覚書は、古平町（以下「甲」という。）、北海道電力株式会社（以下「乙」という。）及び北海道電力ネットワーク株式会社（以下「丙」という。）間にて令和3年7月15日に締結した「大規模災害時における相互協力に関する基本協定」に基づき、甲による、乙及び丙が行う停電復旧作業の支援に関して、必要な事項を定めるものである。

（対象区域）

第1条 停電復旧作業の支援の対象となる区域は、甲が管理する道路区域とする。

（対象作業）

第2条 停電復旧作業の支援の対象となる作業は、停電復旧作業の支障となる樹木・土砂などの障害物の除去作業及び道路の通行に支障となる電力設備等の除去作業とする。

2 前項による作業を甲が実施するにあたり、電力設備が近接し危険が伴う場合は、乙及び丙は、現場の安全を判断できる技術員を派遣し、甲は同技術員の指示に基づき、作業を実施することとする。

（要請の手続き）

第3条 乙及び丙は、甲に対して停電復旧作業の支援を要請する場合は、次に掲げる事項を明示した「大規模災害時における停電復旧作業の支援要請書」（別紙第1号様式）を提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話で要請できることとする。

- (1) 被災の状況
- (2) 場所（住所、地図）
- (3) 作業内容
- (4) 作業希望日時
- (5) 現地連絡責任者及び電話番号
- (6) その他必要な事項

（可否の判断）

第4条 甲は、乙及び丙から停電復旧作業の支援の要請を受けた場合は、前条の各号に定める事項及び道路管理者として優先すべき業務の状況等により、支援の可否を判断するものとする。第2条に定める情報共有を迅速に行うため、連絡体制を確立する。

2 乙及び丙は、甲の連絡体制を毎年4月に確認することとし、変更があった場合には、直ちに相手方に報告するものとする。

（費用の支払）

第5条 乙及び丙は、甲による停電復旧作業の支援終了後、停電復旧作業の支援実施者から、停電復旧作業の支援に要した費用のうち本来乙及び丙が実施すべき作業の費用の請求を受けるものとする。

2 乙及び丙は、前項の請求を精査し、適当と認められた時は、速やかに甲に費用を支払うものとする。

（事前対策の実施）

第6条 甲、乙及び丙は、倒木等による停電、道路寸断等の発生を防止するため、被害が想定される箇所の事前の情報共有や予防伐採について、協力体制を図るものとし、甲、乙及び丙は連携し可能な範囲において必要な措置を講じることとする。

（実施責任）

第7条 停電復旧作業の支援に係る関係機関への周知及び第三者からの問い合わせ等への対応は、乙及び丙が責任を持って行うものとする。

2 停電復旧作業の支援に伴い発生した事故への対応は、甲が責任を持って行うものとするが、乙及び

丙から派遣された技術員の指示に起因する事故への対応は、乙及び丙が責任を持って行うものとする。

(協議)

第8条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、甲と乙及び丙で協議のうえ決定するものとする。

この協定の証として、本書3通を作成し、甲、乙及び丙でそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年7月15日

甲 古平町

古平町長

乙 北海道電力株式会社

執行役員 総務部長

丙 北海道電力ネットワーク株式会社

小樽支店長

令和 年 月 日

古平町長 様

北海道電力株式会社 執行役員総務部長
北海道電力ネットワーク株式会社 小樽支店長

大規模災害時における停電復旧作業の支援要請書

大規模災害時における停電復旧作業の支援に関する覚書第3条の規定に基づき、次のとおり停電復旧作業の支援を要請します。

記

被災の状況 （対象作業）	・停電復旧作業に支障となる樹木・土砂などの障害物の除去作業 ・道路の通行に支障となる電力設備等の除去作業 （対象を○で囲む） ※被災の状況が分かるように可能な限り写真を添付する。
場所（住所）	※別途地図を添付する。
作業内容	（例）電柱○本、電線○本、倒木○本の除去 ※作業の規模が分かるように記載する。
作業希望日時	年 月 日、 時 分
現地連絡責任者	氏名： 携帯電話：
その他必要事項	

以上

資料 55-15 古平町とヤマト運輸株式会社との包括連携協定

古平町とヤマト運輸株式会社との包括連携協定

古平町（以下「甲」という。）とヤマト運輸株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が連携の下、相互に協力し、官民協働により、地域活性化及び住民サービスの向上に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、上記の目的を達成するため、次の事項について連携及び協力を行う。

- (1) 災害時における物資輸送・物資拠点に関する事項
- (2) 高齢者等への支援に関する事項
- (3) 安全で安心な地域社会の実現に関する事項
- (4) 地域活性化に関する事項
- (5) その他目的を達成するために、協議により定める事項

（連携及び協力の実施）

第3条 この協定に関する連携及び協力を円滑に実施するため、甲と乙は必要に応じて協議の場を設ける。

2 甲と乙の間で取決めなどを要する事項については、前項の協議により覚書などを締結することができる。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲と乙のいずれかから更新しない旨の意思表示がなかった場合、更に3年間延長されるものとする。

（秘密保持）

第5条 甲と乙は、この協定に基づく連携及び協力を行うに当たり、互いに知り得た情報を厳重かつ適正に管理することとし、事前に相手方の承諾を得た場合を除き、第三者への開示又は漏えいをしてはならない。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じたときは、協議の上、決定する。

（合意管轄）

第7条 本協定にかかわる訴訟については、札幌地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 3年 9月 24日

甲

古平郡古平町浜町40-4

古平町

古平町長

Ⓜ

乙 札幌市厚別区厚別中央三条1丁目2番30号

ヤマト運輸株式会社 リテール事業本部 札幌主管支店

主管支店長

Ⓜ

北後志広域防災連携に係る協定

(趣旨)

第1条 この協定は、北後志構成5町村の積丹町、古平町、仁木町、余市町及び赤井川村（以下「甲」という。）とサツドラホールディングス株式会社、BELL・ホールディングス株式会社、ベル・データ株式会社及び株式会社ワンテーブル（以下「乙」という。）が連携し、甲のいずれか又はすべてにおいて各種災害が発生した場合、甲による応援や職員派遣、支援物資の供給輸送等を迅速かつ円滑に行い、被災からの速やかな復旧回復のため、甲及び乙による相互間で広域連携に取り組むことにより住民の生命・生活と安全を高めることを目的に協定を締結する。

(町村の連携)

第2条 甲のいずれか又はすべてにおいて災害が発生した場合は、甲は連携し、被災した甲に対し、当該被害の復旧にあたり、全面的に協力するものとする。

2 甲が協力し支援するものは、次に掲げるものとする。

(1) 人的支援 担当、専門職の職員の派遣

(2) 物資の供給 不足する食料及び防災資機材の供給・補完

(3) 避難所の共用 帰宅困難者及び緊急時における最寄りの避難所が他町村の場合の避難者受け入れ

(4) その他 甲が求めるもので支援が可能なもの

(民間事業者の連携)

第3条 乙のうちサツドラホールディングス株式会社は、備蓄食料品など備蓄資機材の補完を担い、これらの運搬や在庫の保管に協力し、支援体制の構築にむけた連携に協力する。

2 乙のうちベル・データ株式会社は、前項の事業者と甲のすべての広域連携に関する助言の提供、並びに甲と乙の間においてデータを共有し、活用できるシステムの構築に向けた協力を図る。

3 乙のうち株式会社ワンテーブルは、甲及び甲乙連携について被災地における復興経験に伴う知見に基づいた助言等の協力を図る。

(大学との連携)

第4条 本協定は「国立大学法人北海道大学大学院公共政策学連携研究部及び大学院公共政策学教育部と余市町の包括連携協定書」の活動との連携を図る。

(相互連携のための平常準備)

第5条 甲は、甲における相互応援のための連携を高めるべく、合同による防災訓練や勉強会を行うものとする。

2 甲は、乙の求めに応じ、情報の提供等連携に必要な措置を行うものとする。

(費用の負担)

第6条 この協定に基づく災害支援のための費用は、応援要員に係る人件費及び法令に別段の定めがあるものを除くほか、被災事業者が負担するものとする。

(秘密の保持)

第7条 甲及び乙は、本協定に基づき知り得た秘密の情報を、甲又は乙以外の者に対し、漏らしてはならない。本協定の効力が失われた後も同様とする。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(協定内容の変更)

第8条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(委任)

第9条 この協定の実施に関して必要な事項については、別に定める。

この協定は、令和4年3月29日から施行する。

この協定の成立を証するため本書9通を作成し、署名の上、各自その1通を保管する。

令和4年3月29日

- (甲) 積丹郡積丹町大字美国町字船濶48番地5
積丹町
積丹町長
古平郡古平町大字浜町40番地4
古平町
古平町長
余市郡仁木町西町1丁目36番地1
仁木町
仁木町長
余市郡余市町朝日町26番地
余市町
余市町長
余市郡赤井川村赤井川74番地2
赤井川村
赤井川村長
- (乙) 北海道札幌市東区北八条東四丁目1番20号
サツドラホールディングス株式会社
代表取締役社長兼CEO
東京都新宿区西新宿二丁目1番1号新宿三井ビル49階
BELL・ホールディングス株式会社
代表取締役社長
東京都新宿区西新宿二丁目1番1号新宿三井ビル49階
ベル・データ株式会社
代表取締役社長
宮城県多賀城市八幡字一本柳117番地の8
株式会社ワンテーブル
代表取締役CEO

災害に係る情報発信等に関する協定

古平町（以下「甲」という。）とヤフー株式会社（以下「乙」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、古平町内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、甲が町民等に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の各号から、甲および乙の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) 乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 甲が、古平町内の避難所等の防災情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 甲が、古平町内の避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 甲が、災害発生時の古平町内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 甲が、古平町内の避難所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙が、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
2. 甲および乙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、甲および乙は、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく甲および乙の対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二

次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、甲および乙は、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、甲および乙は、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ各1通を保有する。

令和4年7月19日

甲：北海道古平郡古平町大字浜町50番地
古平町
古平町長

乙：東京都千代田区紀尾井町1番3号
ヤフー株式会社
代表取締役

災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定

(要旨)

第1条 本協定は、古平町地域防災計画に基づき災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、古平町（以下「甲」という。）が一般社団法人日本ムービングハウス協会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本協定において「住宅」とは、古平町地域防災計画に定める応急仮設住宅のうち、乙が認証した移動式木造住宅（ムービングハウス）のことをいう。

(要請の手続)

第3条 甲は、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等によることができる。この場合において、甲は後に文書を速やかに乙に提出しなければならない。

(協力)

第4条 乙は、前条の要請があったときは、乙の会員である住宅建設業者（以下「会員」をいう。）のあっせんその他について、可能な限り甲に協力するものとする。

(住宅建設)

第5条 乙のあっせんを受けた会員は、甲の要請に基づき住宅建設を行うものとする。

(費用の負担及び支払い)

第6条 会員が前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、会員の住宅建設終了後検査をし、これを確認した時は、会員の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 本協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては企画課とし、乙においては一般社団法人日本ムービングハウス協会本部とする。

(報告)

第8条 乙は、住宅建設について、協力できる建設能力等の状況を毎年1回甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、甲は、乙に対し随時報告を求めることができる。

(会員名簿等の提供)

第9条 乙は、本協定に係る乙の業務担当部員名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年1回甲に提供するものとし、部員及び会員に異動があった場合は、甲に報告するものとする。

(有効期限)

第10条 本協定の有効期限は、協定締結から1年とする。ただし、期間満了の30日前までに甲または乙からの解除の申し出がない場合は、さらに1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

(協議)

第11条 本協定に定めるもののほか、必要な事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

のとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

令和5年11月28日

甲：北海道古平郡古平町大字浜町50番地

古平町

古平町長 成 田 昭 彦

乙：北海道札幌市清田区美しが丘三条10丁目2番15号

一般社団法人日本ムービングハウス協会

代表理事 佐 々 木 信 博

〔 様 式 〕

○ 別記第 1 号様式 公用令書等（別表 第 1 号様式～第 6 号様式）

別表 第 1 号様式

従 事 第 号	公 用 令 書
	住 所 氏 名
	災害対策基本法第 65 条の規定に基づき、次のとおり 従事 協力を命ずる。
年 月 日	処分権者 印
従事すべき業務	
従事すべき場所	
従事すべき期間	
出頭すべき日時	
出頭すべき場所	
備 考	

（備考）用紙は、日本産業規格 A4 とする。

別表 第 2 号様式

保 管 第 号	公 用 令 書			
	住 所 氏 名			
	災害対策基本法第 78 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。			
年 月 日	処分権者 印			
保管すべき物資の種類	数量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考

（備考）用紙は、日本産業規格 A4 とする。

別表 第3号様式

管 理 第 号 公 用 令 書 住所 氏名 災害対策基本法第78条第1項の規定に基づき、次のとおり 管理 収用 を使用する。 年 月 日 処分権者 印																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 12.5%;">名 称</th> <th style="width: 12.5%;">数 量</th> <th style="width: 12.5%;">所 在 場 所</th> <th style="width: 12.5%;">範 囲</th> <th style="width: 12.5%;">期 間</th> <th style="width: 12.5%;">引 渡 月 日</th> <th style="width: 12.5%;">引 渡 場 所</th> <th style="width: 12.5%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	名 称	数 量	所 在 場 所	範 囲	期 間	引 渡 月 日	引 渡 場 所	備 考																																
名 称	数 量	所 在 場 所	範 囲	期 間	引 渡 月 日	引 渡 場 所	備 考																																	

(備考) 用紙は、日本産業規格 A4 とする。

別表 第4号様式

変 更 第 号 公 用 変 更 令 書 住所 氏名 災害対策基本法第78条第1項の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第号）にかか る処分を次のとおり変更したので、同法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。 年 月 日 処分権者 印		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">変更した処分の内容</td> </tr> <tr> <td style="height: 80px;"> </td> </tr> </table>	変更した処分の内容	
変更した処分の内容		

(備考) 用紙は、日本産業規格 A4 とする。

別表 第5号様式

取 消 第 号	公 用 取 消 令 書
	住所 氏名
災害対策基本法第78条第1項の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第 号） にかかると処分を取り消したので、同法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。	
年 月 日	
処分権者	印

(備考) 用紙は、日本産業規格A4とする。

別表 第6号様式

No.	防 災 立 入 検 査 票
所 属 職 名 氏 名	年 月 日生
上記の者は災害対策基本法第71条の規定に基づく権限を有するものであることを証明する。	
平成 年 月 日交付	
古平町長	印
交付責任者	印

※規格 縦6センチ 横9センチとする。

(裏)

注 意
1. 本票は他人に貸与し、若しくは譲渡し又は勝手に訂正してはならない。
2. 本票は 年 月 日まで有効とする。
3. 本票は有効期間が経過したとき、または不明になったときは速やかに返還しなければならない。
4. 本票を亡失し、若しくは損傷したときは速やかに文書をもって届出なければならない。

○ 別記第2号様式 避難者世帯名簿

避難者世帯名簿

[避難所名

]

No.

現住所				被災場所			
世帯主氏名				親族その他への連絡先 (氏・姓・電話番号)			
電話番号							
入 所 世 帯 の 状 況	ふりがな氏名	生年月日	続柄	性別	職業 (勤務先)	入所日時	退所日時
		M. T. S. H 年 月 日	世帯主	男・女		月 日 時	月 日 時
		M. T. S. H 年 月 日		男・女		月 日 時	月 日 時
		M. T. S. H 年 月 日		男・女		月 日 時	月 日 時
		M. T. S. H 年 月 日		男・女		月 日 時	月 日 時
		M. T. S. H 年 月 日		男・女		月 日 時	月 日 時
		M. T. S. H 年 月 日		男・女		月 日 時	月 日 時
		M. T. S. H 年 月 日		男・女		月 日 時	月 日 時
備考欄							

注1 一世帯ごとに記入すること。

注2 「被災場所」欄には、現住所付近以外の場所で被災した場合に記入すること。

注3 児童・生徒等については、「職業」欄に学校名・学年を記入すること。

注4 「備考」欄には、次の事項について記入すること。

- (1) 世帯内に病気療養中の者がいるときは、その者の病名及び症状等
- (2) 退所する場合、その移動先が現住所以外の場合は、その移動先の住所・氏名・電話番号
- (3) その他特記事項

○ 別記第 3 号様式 避難所収容台帳

(避難所：)

管理者 認 印	月 日	収容人員	物資使用状況		記事	備考
			品名	数量		
計	(日間)					

- 注) 1. 「収容人員欄」は、当日の最高収容人員数を記入し、収容人員数の増減経過は、「記事欄」に記入すること。
 2. 物資の使用状況は、開設期間中に使用した品目及び使用数量を記入すること。
 3. 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考欄」に記入すること。

○ 別記第 4 号様式 避難所設置及び収容状況

(古平町)

避難所の 名称	所在地	種別	開設機関	実人員 (人)	開設 日数 (日間)	延人員	備考
			月 日から 月 日まで				
計		既存建物					
		野外仮設					

- 注) 1. 「種別欄」は、既存建物利用の場合と野外仮設の場合に区分すること。
 2. 「計欄」は、既存建物利用の場合と野外仮設の場合の区分別に合計しておくこと。

○ 別記第5号様式 救助種目別物資受払簿

救 助 種 目 別 物 資 受 払 簿

救助種目別	
品 名	

古 平 町

品 目		単 位			
年 月 日	摘 要	受	払	残	備 考
計	道調達分				
	町調達分				

- 注) 1. 「摘要欄」に、購入又は受入先及び払出し先を記入すること。
 2. 「備考欄」に、購入単価及び購入金額を記入しておくこと。
 3. 最終行欄に、道からの受入分及び町調達分別に、受、払、残の計及びそれぞれの金額を記入すること。

○ 別記第 6 号様式 被災者救出状況記録簿

被災者救出状況記録簿

古 平 町

年月日	救出 人員	救出用機械器具							実支出額	備考
		名 称	借 上 費		修 繕 費			燃料費		
			数量	所有者 (管理者) 名	金 額	修繕 月日	修繕費			
	人			円		円		円	円	
計										

注 1 他市町村に及んだ場合には、「備考」欄にその市町村名を記入すること。

注 2 借上費については、有償、無償を問わず記入するものとし、有償による場合にのみ、その借上費を「金額」欄に記入すること。

注 3 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。

注 4 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第7号様式 輸送記録簿

輸 送 記 録 簿

古 平 町

輸送月日	目的	輸送区間 (距離)	借上等		金額	修繕				燃料費	実支出額	備考	
			使用車両			故障車両等		修繕月日	修繕費				故障の概要
			種類	台数		名称 番号	所有者 氏名						
					円				円	円			
計													

- 注1 「目的」欄は主たる目的（又は救助の種類名）を記入すること。
- 注2 町の車両等による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。
- 注3 借上車両等による場合は、有償、無償を問わず記入すること。
- 注4 借上等の「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。
- 注5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。
- 注6 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 8 号様式 炊き出し給与状況

炊 き 出 し 給 与 状 況

古 平 町

炊き出し場所の 名 称	月 日			月 日			月 日			月 日			合 計	実支出額	備 考
	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜			
計															

注 1 「備考」欄は、給食内容を記入すること。
 注 2 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 9 号様式 飲料水の供給簿

飲 料 水 の 供 給 簿

古 平 町

供 月	給 日	対 象 員 人	給水用機械器具							実支出額	備 考
			名 称	借 上		修 繕			燃料費		
				数 量	所 有 者	金 額	修繕 月日	修繕費			
		人			円		円		円		
計											

注 1 給水用機械器具は、借上費の有償、無償を問わず作成するものとし、有償による場合のみ「金額」欄に額を記入すること。

○ 別記第 12 号様式 物資の給与状況

物資の給与状況

平成 年 月 日 時現在

古 平 町

住家被害 程度区分	世帯主 氏名	基礎となった 世帯構成人員 (人)	給与月日 (月 日)	物資給与の品目				実支 出額 (円)	備考
				布団	毛布	〇〇			
計	全壊	世帯							
	半壊	世帯							

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違なし

平成 年 月 日

給与責任者 氏名

Ⓜ

- 注) 1. 住家の被害程度に、全壊(焼)、流出又は半壊(焼)、床上(下)浸水の別を記入すること。
 2. 受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること。
 3. 「物資給与の品目」欄に、数量を記入すること。

○ 別記第 13 号様式 物資給与及び受領簿

住家被害 程度区分	1 全壊(焼) 3 半壊(焼)	2 流失 4 床上(下)浸水	給与(貸与)の基礎と なつた世帯構成員数	人	男 女	人 人
--------------	--------------------	-------------------	-------------------------	---	--------	--------

災害救助用物資として下記内訳のとおり受領しました。

平成 年 月 日

住所

世帯主 氏名

印

連絡先 (避難所・電話番号等)

給付 (貸与) 年月日	品 名	数 量	備 考

○ 別記第 14 号様式 救護班活動状況

救 護 班 活 動 状 況

救護班

班長：医師 氏名 印

月	日	市町村名	患者数	措置の概要	死体検案数	修繕費	備考
			人		人	円	
計							

注 「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること。

○ 別記第 15 号様式 医療実施状況

病院診療所医療実施状況

古 平 町

診療機関名	患者氏名	診療期間	病名	診療区分		診療報酬点数	金額	備考
				入院	通院			
				入院	通院	点	円	
計	機関							

注 「診療区分」欄は、該当欄に○印を記入すること。

病院診療所医療実施状況

古 平 町

分 べ ん 者 氏 名	分 べ ん 日 時	助 産 機 関 名	分 べ ん 期 間	金 額	備 考
	月 時 日 分		月 月 日 日 ～	円	
	月 時 日 分		月 月 日 日 ～		
	月 時 日 分		月 月 日 日 ～		
	月 時 日 分		月 月 日 日 ～		
	月 時 日 分		月 月 日 日 ～		
	月 時 日 分		月 月 日 日 ～		
	月 時 日 分		月 月 日 日 ～		
	月 時 日 分		月 月 日 日 ～		
	月 時 日 分		月 月 日 日 ～		
	月 時 日 分		月 月 日 日 ～		
	月 時 日 分		月 月 日 日 ～		

学用品の給与状況

古 平 町

学 校 名	学 年	児童生徒氏名	親 権 者 氏 名	給 与 月 日	給 与 品 目							実 支 出 額	備 考			
					教 科		書	そ の 他		学 用 品	記 録					
					国 語	鉛 筆		ノ ー ト								
				月 日												
計																
小学校																円
中学校																円

学用品を上記のとおり給与しました。

年 月 日

給与責任者 (学校長)
氏 名

印

注 1 「給与月日」欄は、その児童 (生徒) に対して最後に給与した給与月日を記入すること。

注 2 「給与品の内訳」欄には、数量を記入すること。

注 3 本様式は、救助法の適用時にはその事務に用いること。

○ 別記第 18 号様式 応急仮設住宅台帳

応 急 仮 設 住 宅 台 帳

古 平 町

世帯主 氏名	家族数	所在地	構造 区分	面 積	敷地 区分	着 工 月 日	竣 工 月 日	入 居 月 日	実支出額	備 考
	人								円	
世 帯										

注 1 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置箇所を明らかにした簡単な図面を作成し添付すること。

注 2 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。

注 3 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。

注 4 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅の別を記入すること。

注 5 「敷地区分」欄は、公・私有別とし、有・無償の別を明らかにすること。

注 6 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。

注 7 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 20 号様式 遺体の搜索状況記録簿

遺 体 の 搜 索 状 況 記 録 簿

古 平 町

年 月 日	搜 索 員 人	搜 索 用 機 械 器 具							実 支 出 額	備 考
		名 称	借 上		修 繕			燃 料 費		
			数 量	所 有 者	金 額	修 繕 月 日	修 繕 費			
	人			円		円		円	円	

- 注 1 他市町村に及んだ場合には、「備考」欄にその市町村名を記入すること。
- 注 2 搜索用機械器具は、借上費の有償、無償を問わず作成するものとし、有償による場合のみ「金額」欄に額を記入すること。
- 注 3 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。
- 注 4 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 22 号様式 埋葬台帳

埋 葬 台 帳

古 平 町

死 亡 年 月 日	埋 葬 年 月 日	死 亡 者		埋 葬 者 氏 名	埋 葬 名	死 亡 者 と 死 の 関 係	行 っ た 者 棺 (付 属 品 を 含 む)	埋 葬 料 又 は 火 葬 料	葬 費		備 考
		氏 名	年 齢						骨	箱 計	
		氏 名	年 齢	氏 名	埋 葬 名	死 亡 者 と 死 の 関 係	行 っ た 者 棺 (付 属 品 を 含 む)	埋 葬 料 又 は 火 葬 料	骨	箱 計	備 考
		人					円	円	円	円	
計											

- 注 1 埋葬を行った者が町長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
 2 町長が、棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。
 3 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。
 4 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 23 号様式 障害物除去の状況

障 害 物 除 去 の 状 況

古 平 町

住家被害 程度区分	氏 名	除去に要した 期 間	実支出額 円	除去に要すべき 状態の概要	備 考
計	半壊 半焼	世帯			
	床上 浸水	世帯			

注 1 住家等の障害物を除去した場合に作成するものとし、「住家被害程度区分」欄には、半壊（焼）、床上浸水の区分を記入すること。

注 2 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 24 号様式 賃金作業員雇用台帳

賃 金 作 業 員 雇 用 台 帳

救助種別													
住 所	氏 名	日 額	月 分					基本賃金		割増賃金		給与額	
			日	日	日	日	日	日数	金 額	時間	金 額		
計	人	円											

注 1 本台帳は、救助の種別ごとに作成すること。

注 2 各日別就労状況は、1日就労したものは「1」と表示する。また、5時間の時間外就労は「1.5」と表示すること。

○ 別記第 25 号様式 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

(第 報)

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

要請日時：平成 年 月 日 時 分

次のとおりヘリコプターの出動を要請します。

		要 請 機 関							
		担 当 者 職 氏 名							
		連 絡 先		TEL			FAX		
災 害 の 状 況 ・ 派 遣 理 由	覚 知			年 月		時 分			
	災 害 発 生 日 時			年 月		時 分			
	災 害 発 生 場 所								
	災 害 名								
	災 害 発 生 状 況 ・ 措 置 状 況								
派 遣 を 必 要 と す る 区 域					希 望 す る 活 動 内 容				
気 象 の 状 況									
離 着 陸 場 の 状 況	離 着 陸 場 名								
	特 記 事 項		(照明・Ⓜマーク、吹き渡し、離着陸場の状況 (障害物等) ほか)						
必 要 と す る 資 機 材				現 地 で の 資 機 材 確 保 状 況					
				特 記 事 項					
傷 病 者 の 搬 送 先					救 急 自 動 車 等 の 手 配 状 況				
他 機 関 の 応 援 状 況	他 に 応 援 要 請 し て い る 機 関 名								
	現 場 付 近 で 活 動 中 の 航 空 機 の 状 況								
現 地 最 高 指 揮 者		(機 関 名) (職 ・ 氏 名)							
無 線 連 絡 方 法		(周波数)						H z	
そ の 他 参 考 と な る 事 項									
搭 乗 者	所 属	職	氏 名	年 齢	所 属	職	氏 名	年 齢	備 考

○ 別記第 26 号様式 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

第 年 月 号 日

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

総括責任者
北海道総務部長 様

古平町長

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第 8 条の規定に基づき、次のとおり報告します。

災害発生日時	年 月 日 () 時 分							
災害発生場所								
派遣区域								
離着陸場								
使用した資機材								
傷病者の搬送先								
消防防災ヘリコプターに係る活動内容等	[地元の活動状況 (消防防災ヘリコプター運航に係る分)]							
	[消防防災ヘリコプターによる活動内容]							
災害発生状況 措置状況								
その他参考となる事項								
搭乗者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢

○ 別記第 27 号様式 救急患者の緊急搬送情報伝達票

要請年月日	年	月	日	時	分
1 要請市町村名	古平町	電話	FAX		
担当者	課名	職名	氏名		
2 依頼病院名	電話				
所在地					
担当者（医師名）	医師	氏名			
3 受入れ医療機関名					
所在地					
電話	FAX				
受入れ医療機関の了承 有 ・ 無					
4 ふりがな 患者氏名	生年月日	年	月	日生	歳 男・女
	体 重	kg		職業	
ふりがな 住 所					
ふりがな 病 名	現状				
5 付添搭乗者（医師、看護師の所属：依頼病院 ・ 受入医療機関）					
氏 名	医師		年齢	歳	体重 kg
	看護師				
	付添人	続柄			
6 運航上の必要事項					
(1) 患者に装備されている医療機器の状況					
①点滴（規格 ×、重量 g）②保育器（規格 ^H × ^W × ^L 、重量 g）					
③酸素吸入器（規格 ×、重量 g）					
④その他（名称、規格 ×、重量 g）					
(2) 積載される機器の種類、重量及び規格					
①依頼病院		kg	kg	kg	
②受入れ医療機関		kg	kg	kg	
現地離着陸場					メモ

○ 別記第 28 様式 自衛隊災害派遣要請の依頼について

年 月 日
第 号

北 海 道 知 事 様

古 平 町 長 印

自衛隊の災害派遣要請について

このことについて、次のとおり緊急措置が必要なので、自衛隊の災害派遣の要請を依頼します。

記

- 1 災害の状況及び派遣を要請する事由
- 2 派遣を必要とする期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 派遣部隊が展開できる場所
- 5 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項
(作業用資材、宿舎の準備状況、現地の連絡責任者等)

○ 別記第 29 号様式 自衛隊災害派遣撤収要請の依頼について

年 第 号
月 月 日
日

北 海 道 知 事 様

古 平 町 長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について

年 月 日付けをもって要請を要求した自衛隊の災害派遣については、目的を達成したので、次の日時をもって撤収要請されるよう依頼します。

記

1 派遣を必要とした事由

2 撤収要請日時 年 月 日 時 分

○ 別記第 33 様式 職員等安否確認調査票

職員等安否確認調査票

年 月 日

所属・職氏名	連絡方法	連絡時間	連絡の可否	本人・家族等の安否状況	備考 (参集可能時間等)
	電話その他 ()	:	可・否		
	電話その他 ()	:	可・否		
	電話その他 ()	:	可・否		
	電話その他 ()	:	可・否		
	電話その他 ()	:	可・否		
	電話その他 ()	:	可・否		
	電話その他 ()	:	可・否		
	電話その他 ()	:	可・否		
	電話その他 ()	:	可・否		
	電話その他 ()	:	可・否		
	電話その他 ()	:	可・否		
	電話その他 ()	:	可・否		
	電話その他 ()	:	可・否		
	電話その他 ()	:	可・否		
	電話その他 ()	:	可・否		
	電話その他 ()	:	可・否		

沿 革

平成27年3月 改定
平成29年3月 改定
平成30年3月 改定
令和2年 1月 改定
令和3年 3月 改定
令和4年 3月 改定
令和5年 5月 改定
令和6年 3月 改定

古平町地域防災計画

(資 料 編)

発 行
令和6年3月

発 行 人
古平町防災会議

(事務局)
古平町 企画課

問い合わせ先：企画防災係
電話：0135-48-9836
FAX：0135-42-3583